

史跡山形城跡保存活用計画

山形市

令和8年3月

序 文

山形城は、南北朝時代の延文元年（1356）に山形に入部した足利氏の一族である
斯波兼頼しばかねよりがその翌年に築城した城郭で、斯波兼頼から数えて 11 代目の最上義光もがみよしあきに
より近世城郭へと大きく改修されるとともに、城下町山形が整備され現在の山形市
の都市基盤が形成されました。

明治時代中頃に旧陸軍が配備されるのに伴って、本丸の土塁は崩されて堀は埋め
立てられ、城内の建物や樹木の多くは撤去されてその姿は大きく変貌しました。第
二次世界大戦後は山形市の所管となり、霞城公園かじょうとして開放され、市民の憩いの
場として親しまれてきました。

昭和 53 年(1978)の山形市制施行 90 周年記念事業に端を発し、昭和 59 年(1984)
の「霞城公園整備計画」策定以後、整備事業の推進と昭和 61 年の国史跡指定を受
けて文化庁補助事業を中心として整備事業を継続してまいりました。また平成 24
年(2012)には史跡の保存管理の在り方を整理した「山形城跡保存管理計画」を策定
しました。

本計画は、長年の文化財調査の進展による新たな研究成果を基に現状の課題を整
理した上で、山形城のあるべき姿の実現をめざした保存と活用の両面について基本
的な考えを示したものです。

今後は、本書に示した内容に基づき山形城跡の保存と活用について取り組んでま
いります。最後になりましたが、本書をまとめるにあたり、多くの方々にご指導ご
助言を頂きましたことについて、感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

山 形 市 長
佐 藤 孝 弘

例 言

- 1 本計画は、山形県山形市に所在する、国指定史跡山形城跡の保存活用計画である。
- 2 本計画作成事業は、山形市文化スポーツ部文化創造都市課及びまちづくり政策部公園緑地課が主体となり、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて、令和6・7年度の2か年で実施した。
- 3 本計画の執筆・編集は山形市文化スポーツ部文化創造都市課が事務局となり、国際文化財株式会社の業務委託による支援を受けて行った。
- 4 本計画の作成にあたり、文化庁・山形県県民文化芸術振興課・史跡山形城跡保存活用計画委員会の指導を受けて作成した。
- 5 本計画に掲載した画像は、特に出典の記載のないものは山形市が撮影した。

目 次

第1章 計画作成の沿革・目的	1
1 計画作成の沿革	1
2 計画の目的	2
3 委員会の設置及び経緯	2
4 計画の対象範囲	4
5 他計画との関係	7
6 計画期間	16
第2章 山形城の概要	17
1 山形市の概要	17
2 山形城の地理的・歴史的環境	28
3 山形城の歴史的変遷	30
4 山形城の縄張り	34
5 指定の状況	44
6 山形城跡の発掘調査と整備事業の経過	46
7 山形城跡に係る関連法規制	62
第3章 史跡山形城跡の本質的価値と構成要素	65
1 山形城跡の本質的価値	65
2 本質的価値に準ずる価値	65
3 地区区分	66
4 価値の構成要素	67
第4章 史跡山形城跡の現状と課題	76
1 保存の現状と課題	76
2 活用の現状と課題	80
3 整備の現状と課題	83
4 運営・体制の現状と課題	85
第5章 史跡山形城跡の保存・活用の大綱と基本方針	87
1 大綱	87
2 基本方針	87

第6章 史跡山形城跡の保存の方向性と方法	89
1 保存の方向性	89
2 保存の方法	89
3 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	92
第7章 史跡山形城跡の活用の方向性と方法	96
1 活用の方向性	96
2 活用の方法	96
第8章 史跡山形城跡の整備の方向性と方法	99
1 整備の方向性	99
2 整備の方法	99
第9章 史跡山形城跡の運営・体制の方向性と方法	102
1 運営・体制の方向性	102
2 運営・体制の方法	102
第10章 施策の実施計画の策定	103
1 施策の実施計画	103
第11章 経過観察	104
1 方向性	104
2 方法	104
3 5年目の見直しの必要性についての検討	104

用語解説・時期区分

◎用語解説

■山形城（やまがたじょう）

延文2年（1357）斯波兼頼による築城といわれる城郭で、最上義光が城主である慶長5年（1600）前後に三ノ丸の普請と城下町の整備が行われ、城郭としての骨格が成立する。城郭は本丸・二ノ丸・三ノ丸が同心円状に配置される輪郭式城郭で、三重の水堀が廻っており、三ノ丸まで武家地及び寺社地が占めていた。三ノ丸を取り巻く北・東・南側に城下町が広がり、城下を起点とする街道が周囲に延び結節点となっている。歴史的な文脈においてはこれを用いる。

■史跡山形城跡（しせきやまがたじょうあと）

昭和61年5月28日に指定された国史跡で、本丸及び二ノ丸跡の堀跡までが指定範囲である。また、昭和62年7月9日に三ノ丸の現存する堀土塁跡の一部が追加指定を受けた。史跡山形城跡と呼称する場合は、現在の指定範囲である本丸・二ノ丸及び三ノ丸指定地の範囲を指す。

■霞城公園（かじょうこうえん）

霞城公園は約35.9haの面積を有する山形城跡の本丸・二ノ丸を中心に昭和24年に整備された都市公園。現在山形城三ノ丸跡のうち、二ノ丸東大手門の東側に隣接する約2.4haの山形美術館・最上義光歴史館敷地を含めた範囲を総合して霞城公園と呼ぶ。

■本丸・二ノ丸・三ノ丸（ほんまる・にのまる・さんのまる）

山形城の郭の呼称は、文献史料及び絵図の表記に基づき、「丸」を用いる。また、二ノ丸・三ノ丸にはカタカナの「ノ」を用いる。本丸堀は本丸に含め、二ノ丸堀・三ノ丸堀までが二ノ丸・三ノ丸の範囲とする。三ノ丸は二ノ丸の外側に配置された武家地及び寺社地から三ノ丸の堀跡までの範囲をさし、指定地の三ノ丸は三ノ丸堀土塁跡を指す。

■城門の名称

文献史料では、本丸、二ノ丸の出入り口については「〇〇門」「〇〇御門」などと表記されることが多いことから、「〇〇門」と呼称する。三ノ丸については「〇〇口」「〇〇口御門」などと表記されることが多いことから、「〇〇口」と呼称する。具体的には以下の通りである。

- ・本丸 一文字大手門、北不明門、埋門
- ・二ノ丸 東大手門、南大手門、西不明門、北不明門
- ・三ノ丸 七日町口、横町口、十日町口、吹張口、稻荷口、飯塚口、小田口、下条口、肴町口、小橋口、かすがい口

なお、これらを総称する場合は、「城門」と呼称する。

■堀の名称

文献史料によって、堀の名称にばらつきはあるが、「御堀」「二ノ丸御堀」「三ノ丸外堀」などと記載されることが多い。本書では基本的に文献史料の表記を参考にしながら「本丸堀」「二ノ丸堀」「三ノ丸堀」と呼称する。

■奥羽仕置（おうしおき）

天正18年（1590）、相模国小田原合戦による北条氏滅亡ののち、下野国宇都宮城及び会津黒川城に入城した秀吉が、奥羽の諸大名を出頭させ行った所領再編。

■織豊期城郭（しよくほうきじょうかく）

織田信長・豊臣秀吉とその配下の家臣団・諸大名によって築城・改修された城郭のこと。軍事要塞としての戦国期城郭から政治的中心となる近世城郭への過渡期に位置づけられ、縄張りの進化や「礎石建物・瓦・石垣」

という構造の変化を示す城郭として捉えられている。

□本書における山形城の時期区分

- 近世初頭：天正 18 年（1590）奥羽仕置から元和 8 年（1622）最上氏改易までの時期。最上義光が城主の時に織豊期城郭への改修が行われた。江戸幕府成立後は三ノ丸の普請と城下町整備が行われた。
- 近世前期：元和 8 年最上氏改易後、鳥居忠政の入城から元禄 13 年（1700）までの時期。山形城は東国外様大名に対する東国の押さえとしての役割を担い、幕府の関与による大改修が行われた。
- 近世中期：元禄 13 年（1700）に入城した堀田正虎から延享 3 年（1746）の堀田時代を中心とし、その後 2 回の城主交代後、明和元年（1764）の幕府直轄領期までの時期。寛文 8 年（1668）の奥平氏入部以後、譜代大名の交替が頻繁となり、東国の押さえとしての位置づけが変容し、譜代大名の転封地となる。本丸・二ノ丸は近世前期に築かれた建造物等が維持されたと考えられる。
- 近世後期：明和元年（1764）から明和 4 年までの 2 回目の幕府直轄領を経て、明和 4 年（1767）入城の秋元氏から幕末の大政奉還までの時期。本丸・二ノ丸は大規模な修理を行うとともに三ノ丸に新御殿を建設し、城の機能の変容する。
- 近代：明治元年（1868）の改元以降、昭和 20 年（1945）の第二次世界大戦終結までの時期。明治 6 年（1873）に「廃城令」により山形城は存城となり陸軍省の管轄となるほか、明治 7 年（1874）は三ノ丸の一部が「香澄町」に命名され市街化が始まる。明治 29 年（1896）に旧陸軍第 8 師団歩兵第 32 連隊が山形城跡本丸・二ノ丸に配備されるのに伴い本丸土塁・石垣を堀に埋め立てて更地化し、兵営地となったほか、三ノ丸の一部は練兵場として使用される。明治 37 年（1904）に始まる日露戦争に従軍した歩兵第 32 連隊が、帰還後戦勝記念に二ノ丸土塁等にサクラを植樹している。
- 現代：昭和 20 年（1945）以降、現在まで。第二次世界大戦終結後、軍の解体に伴い山形城跡本丸・二ノ丸は山形市が払下げをうけ、「霞城公園」として整備し現在に至る。

第1章 計画作成の沿革・目的

1 計画作成の沿革

本計画の対象である史跡山形城跡は、南北朝期の延文元年（1356）に入部した斯波兼頼によって築城されたと伝わり、近世初頭に 57 万石を有した最上義光が拡張整備を行った平城です。近世前期に鳥居忠政が城主となると、本丸・二ノ丸の大改修が行われ、その縄張が大きく改修されることなく、幕末から明治中頃まで継承されてきました。明治 29 年（1896）に陸軍歩兵第 32 連隊が旧城内に設置されることになると本丸・二ノ丸の土塁が壊され堀が埋められて更地化され、第二次世界大戦後の昭和 23 年（1948）には山形市が払い下げをうけて霞城公園となり、現在に至っています。

昭和 53 年（1978）の山形市市制施行 90 周年記念事業として、山形城跡にふさわしい公園とすることを決定し、その後昭和 56 年（1981）に都市計画決定（変更）により総合公園と位置付けられました。昭和 59 年（1984）に「霞城公園整備計画」を策定するとともに、昭和 61 年（1986）5 月 28 日に本丸・二ノ丸が史跡指定を受け、次いで昭和 62 年 7 月 9 日には三ノ丸堀土塁の一部が追加指定されました。指定地は本丸・二ノ丸が都市公園であり、三ノ丸追加指定地は公有化が完了しており、すべて山形市が管理しています。昭和 61 年度には二ノ丸東大手門の復元が文化庁補助事業として始まり、山形城跡の復元年代は近世中期の堀田氏時代と定められました。平成 3 年に竣工したのち、本丸に係る堀土塁及び石垣などの顕在化を目的とした整備事業を行う中で整備計画との齟齬が生じ始めたことをふまえ、山形城跡の本質的価値を構成する諸要素を明確にして次世代へと確実に継承することを目的とした山形城跡保存管理計画を平成 24 年（2012）に策定しました。

その後、平成 25 年度から本丸御殿跡の発掘調査を行いました。復元整備年代である近世中期から幕末にかけての遺構は失われており、それよりも下層の近世初頭の遺構・遺物を検出しました。これまで文献等では知られていなかった建物群や金箔瓦など中央政権と政治的結びつきの強さを示す様相から、山形城跡の本質的価値を構成する諸要素を再検討する必要が生じ、また保存管理計画策定から 10 年が経過したことで、解決した課題や解決途上にある課題を改めて整理し、かつ新たに生じた課題を抽出しそれらの課題解決の基本方針について再整理を行う必要性が生じました。

こうした状況をふまえ、現行の保存管理計画の理念を踏襲しつつ、新たに発見された近世初頭の遺構・遺物群の様相を含め山形城跡の本質的価値及びそれに準ずる価値や周辺の構成要素等を再整理し、かつ今日の文化財行政に強く求められている活用の基本方針について検討・整理し、新たに「史跡山形城跡保存活用計画」を作成しました。

本計画の作成により、これまで史跡山形城跡の保存と管理の指針を定めた「山形城跡保存管理計画」は廃止することとします。

2 計画の目的

本計画は、史跡山形城跡を確実に保存し次世代へと継承し活用していくため、山形城跡の本質的価値とその構成要素を明確化することで、それらの適切な保存・活用に向けて、史跡の現状と課題を整理し、保存管理や活用、整備、運営等について必要な対策を施すための基本方針を示すことを目的とします。

3 委員会の設置及び経緯

(1) 委員会の設置

史跡山形城跡の本質的価値とその構成要素の再整理を行うとともに、史跡の現状と課題を整理し、適切な保存と活用の基本方針を定めることを目的とした「山形城跡保存活用計画委員会」を、令和6年（2024）9月27日付けで制定しました。委員は日本史、考古学、建築史学、環境工学等の分野における有識者から選定し、令和6年（2024）10月24日付けで委嘱しました。

委員会名簿

役 職	氏 名	職 名 等	分 野 等
委 員 長	北 野 博 司	東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター教授・センター長	考古学
副委員長	吉 田 ゆり子	東京外国語大学 名誉教授	歴史学
委 員	伊 藤 清 郎	山形大学 名誉教授	歴史学
委 員	麓 和 善	名古屋工業大学 名誉教授	建築史学
委 員	永 井 康 雄	山形大学大学院 理工学研究科教授	建築史学
委 員	渡 部 桂	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科教授	環境工学

指導・助言

氏 名	職 名 等
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 史跡部門（併）文化資源活用課主任文化財調査官
稲村 圭一	山形県観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課 博物館・文化財保護活用室 埋蔵文化財主査

事務局

職 名 等	令和6年度	令和7年度
文化スポーツ部長	平吹 史成	松沢 聖
文化スポーツ部文化創造都市課長	村上 武	後藤 好邦
文化創造都市課長補佐	山川 渉	齋藤 仁
文化創造都市課課長補佐(兼)文化財係長	齋藤 仁	須藤 英之
文化財係 文化財管理調整主幹	五十嵐 貴久	五十嵐 貴久
文化財係 主事	—	瀬尾 結希

職 名 等	令和6年度	令和7年度
まちづくり政策部長	渡邊 俊	丹野 善彦
都市政策調整監	熱海 裕章	樫尾 浩和
まちづくり政策部 公園緑地課長	田村 信博	田村 信博
公園緑地課長補佐	遠藤 哲也	秋葉 義晴
公園緑地課長補佐(兼)公園整備係長	—	熊谷 直樹
公園緑地課 公園整備係長	熊谷 直樹	—
公園整備係 主任技師	門脇 壮	山口 惇生、門脇 壮
公園整備係 技師	山口 惇生	伊藤 柊哉

(2) 委員会開催の経過

回数	開催日	議事等
第1回	令和6年12月17日	委員長及び副委員長の選出 【議題】 1 山形城跡保存活用計画作成に至る経緯・スケジュール 2 山形城跡保存活用計画の骨子案について 3 山形城跡の本質的価値と構成要素について
第2回	令和7年2月10日	【議題】 1 山形城跡の本質的価値と構成要素について(2) 2 山形城跡の現状と課題について 3 今後のスケジュール
第3回	令和7年7月1日	【議題】 1 山形城跡の保存・活用の大綱と基本方針について 2 山形城跡の現状と課題及び方向性について
第4回	令和7年10月7日	【議題】 1 山形城跡保存活用計画(案)(第4章～11章)
第5回	令和8年1月13日	【議題】 1 山形城跡保存活用計画(案)(第1章～11章)
第6回	令和8年2月 (書面開催)	【議題】 1 山形城跡保存活用計画(案)(第1章～11章)

4 計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、国史跡の指定範囲とします。ただし、指定地を除く山形城三ノ丸跡の埋蔵文化財包蔵地には山形城を構成する要素が広がっており、それらの保存や活用の取り組み等についての方向性に関する検討も行うものとします。同様に、城下町範囲も山形城跡に深く関連する要素であるため、活用面等の対象地として検討を行うものとします。

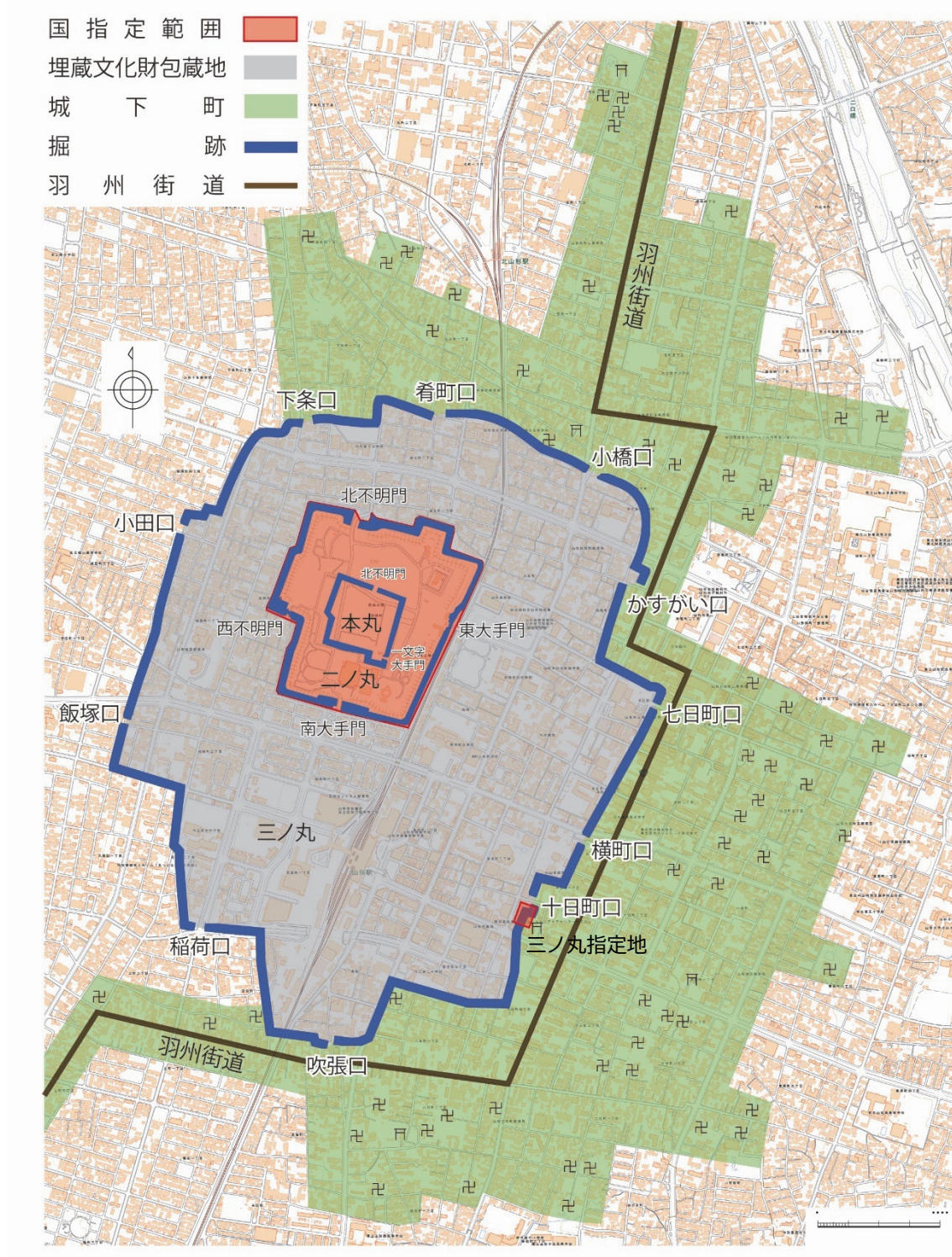


図1-1 史跡山形城跡保存活用計画の対象範囲図



図1-3 史跡山形城跡 三ノ丸遺構配置図

5 他計画との関係

(1) 関連計画における位置付け

本計画は、文化財保護法第129条の2に基づいて作成した、史跡名勝天然記念物の保存・活用に関する法定計画です。

本計画では、「山形市基本構想」及び「山形市発展計画2030」を上位計画とし、これらと整合性を図りつつ、関連する各種計画と連携を取りながら作成します。また、山形県では、令和4年（2022）3月に、「山形県文化財保存活用大綱」を策定していますので、これらとの整合性を図りながら作成します。

(2) 関連計画の概要

ア 上位計画

(ア) 山形市基本構想（令和3年改訂）

目標年次を定めず、将来にわたり市民が共有できるまちづくりの理念として定めているものです。この中の、「第1章まちづくりの理念 5山形で育まれた文化を活かすまちづくり」で以下のように定めています。

芸術・文化をはじめ、産業や歴史、伝統、そして、それを支える人々を地域資産と捉え、本市の地域性を背景に、多様な価値観や時代の変化に柔軟に対応する受容性を尊重し、都市の持続的な発展に寄与するような創造的なまちづくりに取り組みます。

(イ) 山形市発展計画2030（計画期間：令和7年度～令和11年度）

山形市は目指すまちの姿の起点を令和22年（2040）におき、その実現に向けた令和12年（2030）までの具体的取組について、2つのビジョンと3つのテーマ及びそれを支える行政経営に19の政策分野を位置づけた山形市発展計画2030を策定しました。

2大ビジョン 健康医療先進都市・文化創造都市

3つのテーマ I まちをつくる 安心安全な環境の中でくらす「まち」づくり。

II ひとを育む 「まち」を担う「ひと」を育み循環させる。

III しごとを豊かにする 「ひと」の定着、「まち」の活力を高める

2大ビジョンの一つに「文化創造都市」を掲げており、豊富な文化芸術資源を活かすことによって都市ブランドとして広く認知され、選ばれるまちとなることを目指します。また、当該計画の19の政策分野の中で「中心市街地において歴史文化的重要性と立地を活かした霞城公園の整備」や、「文化財の効果的な保存・活用」に取り組みます。

イ 関連計画等

(ア) 山形市文化財保存活用地域計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

文化財は地域の誇りや愛着を育むものであり、これまでも文化財の保存に対する取り組みを行ってきましたが、一方で、文化財の滅失や散逸を防ぐことが喫緊の課題となっており、観光やまちづくりに活かしつつ保存に取り組む必要があります。山形市では文化庁の

指導の下山形市の実情を分析した上で基本方針を定め、総合的な文化財の保存・活用を推進するためのマスタープラン兼アクションプランとして、山形市文化財保存活用地域計画を作成しました。この計画は市民や団体の理解・協力を得て、他の行政分野とも連携しながら文化財の保存・活用を進めることを目的としています。

(イ) 山形市文化創造都市推進基本計画（計画期間：令和４年度～令和８年度）

山形市は、平成 29 年（2017）に、「ユネスコ創造都市ネットワーク」に映画分野で加盟認定を受けたことをきっかけに、文化と創造性を生かしたさまざまな取組を行っています。この取組を総合的かつ計画的に推進するため、山形市文化創造都市推進条例に基づき、山形市文化創造都市推進基本計画を策定しました。

この計画では、様々な立場の人々がお互いに認め合い、協力しながら、地域の多彩な文化を継承し、創造性を活かして発展させ、その本質的な価値を高めるとともに、文化と他の分野との創造性を活かした連携により新しい価値を創出し、地域の活力と魅力を高め、それらの好循環により市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なるまちの形成を目指して、文化創造都市の推進に関する施策を掲げています。

(ウ) 山形市中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和２年 11 月～令和８年 3 月）

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定された計画で、中心市街地の活性化を創出するために、商業のみならず、街なか居住やビジネス、観光、福祉・医療・子育て、文化・芸術など様々な分野で取組を促進するとともに、暮らしやすい環境整備を推進し、中心市街地への転入者数の増加を図ることとしています。

また、中心市街地に所在する国指定重要文化財の山形県旧県庁舎及び旧県会議事堂（山形県郷土館／愛称：文翔館^{ぶんしょうかん}、以下「文翔館」という。）や国登録有形文化財の山形市立第一小学校旧校舎及び旧千歳館^{ちとせかん}、四山楼^{しさんろう}などの指定・登録文化財のほか、未指定、未登録の歴史的建造物を中心に観光やまちづくりに活用して、活性化に向けた取組を推進しています。

(エ) 山形市観光基本計画（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）

観光が団体旅行から個人旅行へ移行しつつあることやデジタルを媒体とした情報配信の進展などを踏まえ、山形市が日本人、外国人を問わず旅行者に選ばれる観光地になるとともに、訪れた旅行者がまた来たいくなる高い満足度を得られる観光地となることを目的として、各種施策をまとめた計画です。

その中で、歴史、文化など山形市が持つ独自の資源を観光と連携させるため、それらに触れる体験の取組や歴史・文化的観光資源を活用した街歩き観光コースの整備などの取組が盛り込まれています。

(オ) 山形市景観計画

平成 31 年（2019）4 月の中核市移行により、景観法に基づく様々な制度を活用できる景観行政団体に位置付けられることから、景観法に基づき山形市の状況や課題、地域特性に応じた、より一層特色ある景観施策を推進し、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを進めるために策定した計画です。市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた主体的な取り組みを行い、協働による景観まちづくりを推進します。

(カ) 山形市教育振興基本計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）

山形市教育大綱と共有する基本理念「郷土を誇りに思い いのちが輝く人づくり」に紐

づけられた6つの基本方針に基づき、少子高齢化や核家族化等による地域社会の変化、グローバル化、情報技術の進歩に対応した教育の質の確保を目指しています。

この中で、学校教育や生涯学習を通じて、郷土を誇りに思い、歴史文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った「人財」を育成することを取組に掲げています。

(キ)山形市子ども計画(計画期間:令和7年度～令和11年度)

こども基本法の考え方に基づき、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画、そして新たに策定する子ども・若者計画を一体化した「山形市こども計画」を策定しました。この計画において霞城公園整備事業を取組として掲げ、山形城を国の史跡にふさわしい歴史・文化を活かす都市公園として整備すること、既存樹木を活かした遊び場及び山形城の歴史的価値を後世に伝える施設を計画していること、こどもたちが安全・安心に遊びつつ、歴史についても学べる場所とすることを取組に掲げています。

ウ 既存の史跡山形城跡に関する計画及び施工等

(ア)霞城公園整備計画書(昭和59年11月策定)

山形市市制施行90周年記念事業として策定され、「山形市の中心的な都市公園・静的な空間の形成・山形城跡として歴史を伝える文化財(史跡)」とする整備基本方針を示し、将来の目標象として次のように示しています。

- ・山形城の歴史性を表出するとともに、総合公園として多様なニーズに応えるよう整備を進める必要がある。
- ・整備を進めるにあたっては、これまでに運動施設を中心に整備されてきた計画地内の現況施設(現在の野球場・県立体育館等)の移転を図り、城跡として歴史的施設の復元をおこなうことにより、計画地の特性を明確にすることを第一に、静的な都市公園として整備し、山形市のシンボルとなる公園として計画する。

整備計画書では、整備方策の検討として山形城の文化財的価値を考慮し史跡指定を目指し(当時)、指定後の整備方針の検討のなかで、遺構の保存・復元方針の検討を行っており、次のように示しています。

(復元の前提)

- ・現況の遺構を保存し、積極的に復元をはかるものとする。また、復元にあたり史実に基づいた復元を行うための重要な資料となる古図等の収集・研究を行うとともに、本丸等の遺構については、発掘調査等を行うことを前提として、史実に近い復元を行う。

(時代の設定)

- ・山形城は本丸の遺構が全く残っていないが、本丸の堀土塁及び御殿は明治初期まで残存していたが、江戸時代後期の秋元氏時代から新御殿を二ノ丸東大手門前に構え藩政を行っていたため、本丸御殿及び櫓門等は規模も縮小されていたことが確認されている。

この状況で幕末明治初期の山形城を復元することは、本来の機能を示す姿でなく、文化的環境に資する上で十分ではないため、復元にあたり山形城が城として機能した下限とし

て、本丸御殿が城主の居住を伴う藩政の中心だった時代の堀田氏（1700～1746 年）とする。

（イ）霞城公園整備実施計画書（平成 8 年 3 月策定）

霞城公園の整備は、昭和 59 年(1984)に「霞城公園整備計画」を策定し、その後昭和 61 年(1986)に本丸・二ノ丸が国史跡に指定されました。計画書に基づく整備として、平成 3 年(1991)に二ノ丸東大手門が復元され山形市の新たなシンボルとなったことと、本丸堀跡の地中レーダー探査及び発掘調査により本丸の遺構が明らかになってきたことを受けて、史跡の保存・活用の方向性を明確にして実施計画を作成しました。

（整備方針）

・「霞城公園整備計画」を基本とし、事業地内の現況施設の移転を図り、城跡として歴史的復元を行う。

（保存・活用の方針）

- ・山形市の中心的な都市公園とする。
- ・市民要望の強い「静的な空間」とする。
- ・山形城跡として歴史を伝える歴史公園とする。

（復元の前提）

- ・現況の遺構を保存し、史実に基づいた復元を行う。
- ・重要な資料となる古図等の収集、研究を行うとともに旧本丸等の遺構については、今後もレーダー探査や発掘調査等を引き続き行い、できる限り史実に近い復元を行う。

（時代設定）

・復元は山形城が「城」として機能していた下限の時代が望ましく、城主が本丸御殿に居住し藩政を行っていた時代として、堀田氏時代（1700～1746 年）を最も適切な時代と設定する。

（整備実施計画）

- ・霞城公園内の現況施設の移転・撤去計画に合わせた 6 期にステージングを行う。
- ・現況の市有施設は、野球場を除き代替施設が整備されており、随時撤去する。
- ・県体育館及び博物館は平成 17 年までに移設予定。
- ・重要文化財である「旧済生館本館」は将来的に移転させるが、それまで現地に設置する。

（ウ）史跡「山形城跡」（三ノ丸）整備基本構想（平成 12 年 3 月策定）

三ノ丸では、現指定地内の短期整備計画と将来指定地西側の道路拡幅に伴う短期・中長期計画に分けて示しました。

（短期計画）

- ・遺構の堀土墨跡は現状の形状を踏襲し、張芝を実施する。
- ・活用のための整備として、土墨に階段を設置し土墨天端にテラスを設置し公開する。
- ・堀にあたるにはデッキを設置し、堀を渡って神社側への導線を計画する。
- ・現状の景観として土墨上のケヤキなどは景観木として有効に活用する。ただし、堀土墨の保存に対して支障をきたす樹木は伐木する。
- ・施設としては、西側に四阿・ベンチ等を設置する。サインは西側入口部に設置し三ノ丸全体をネットワークとした全体像を示す総合案内板を置く。土墨上のテラスには十日町口

の城門について分かりやすく説明する案内板を設置する。

(中長期計画)

- ・西側の都市計画道路拡幅に伴い、アクセス・ガイダンス施設のスペース確保を行う。
- ・十日町口の発掘調査を行い、堀土塁の形状・城門形状の確認を行う。
- ・堀跡は形状復元が可能な場合、既存の水路等を活用するか、地下水の汲み上げによる水堀の表現と排水路の確保を検討する。
- ・敷地北側の住宅地については、道路拡幅に伴う調整や住民との合意形成が必要。
- ・堀の水の復元には実現可能性の検討とともに、安全管理・維持管理の経費について検討する必要がある。

(エ) 本丸一文字門周辺整備基本設計（平成 15 年 3 月策定）

平成 8 年度より本丸一文字門周辺の発掘調査を開始し石垣の一部を検出したのち、平成 10 年度からは本丸一文字門石垣の修復・復元工事が行われ、平成 15 年度に完成しました。本設計においては、主に二ノ丸の北側の一部及び北西部を除いた範囲と、本丸御殿跡を対象として、南東部の重要文化財「旧済生館本館」を除く文化・体育施設の移転後を見据えた整備基本設計として策定しました。

(全体整備方針)

- ・霞城公園整備計画（昭和 59 年策定）の基本方針を継承する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・山形市の中心的な都市公園・静的な空間の形成・山形城跡として、歴史を伝える文化財（史跡）とする |
|---|

(本丸一文字門周辺整備基本設計の位置づけ)

- ・整備の最終形態は、原則として霞城公園整備計画に基づく。
- ・山形城跡の遺構復元整備は文化財の調査に基づくものとし、その周辺地は城郭の景観性や史実との調査を取った復元的手法による整備を進める。
- ・整備にあたり、現況施設の移転及び文化財調査の進捗を鑑み、段階的整備を想定する。
- ・本計画は、市営球場移転までの中間的な整備段階を目指し、最終形態と現況施設との調和を考慮した暫定的な基本設計とする。

(基本設計)

- ・景観設計：本丸一文字門をビスタストップとして東大手門・南大手門からの景観を主軸
- ・造成設計：本丸の造成は発掘調査に基づき現況地盤より 1 m ほど盛土整地を計画
二ノ丸南大手門前の空間を多目的広場とし、排水勾配（1 %）での造成計画
- ・施設設計：全体としてユニバーサルデザインを考慮した施設を計画
本丸御殿広場は暫定措置として石張り舗装による御殿建物外形の表現
既存プール跡地を暫定的な駐車スペースとして利用
便益施設は番所・蔵などのかつて城内にあった歴史的建造物をモチーフとする
管理施設・設備として擬木柵を設置し、景観の保全と安全対策を計画
- ・植栽設計：基本設計範囲にゾーニングを設定し、景観や施設の特性に合わせた樹種を計画

- ・設備設計：電気設備は園路等の園内照明及びライトアップ設備とし意匠の統一感を図る
給水設備は便所と水飲みへの給水とし、最小限の設備の散水栓設置を計画
排水は汚水・雨水分流方式とし、雨水は既設の排水本管による二ノ丸堀へ流出

(事業計画)

〈第1期〉暫定駐車スペース整備：暫定措置として整備

〈第2期〉桜の園整備：テニスコート移転に伴う整備で桜植樹を推進

〈第3期〉南大手門周辺：県体育館及び武道館の移転に伴う整備で広場整備と施設建設

〈第4期〉一文字門周辺：県立博物館の移転に伴う整備で広場及び大手通の整備推進

〈第5期〉本丸御殿広場：本丸内の建築復元までの暫定的広場整備で発掘調査に伴い整備

(オ) 霞城公園整備計画の変更(平成19年度)

山形県体育館・武道館の撤去時期が平成17年度前期の計画でしたが、社会情勢等の変化及び利用者等からの撤去延期要望が平成17年度に山形県及び山形市に提出され、両者の協議において撤去延期について合意しました。その後文化庁・有識者会議などと山形県・山形市が整備計画の変更について協議するなか、平成18年度に山形県が体育館・武道館の耐震調査を行ったところ、現在の耐震基準を満たしていないことを確認しました。整備計画について検討を進める中、体育館・武道館の利用者の安全確保の観点から耐震補強工事を行ったうえで、令和5年度に撤去する計画変更を行いました。

(カ) 山形城跡保存管理計画(平成24年3月策定)

昭和59年度策定の整備計画では山形城跡の保存と活用及び整備の方針について整理しましたが、社会情勢・経済状況等の影響による計画変更が必要となり、史跡の本質的価値の構成要素を整理した保存管理計画を策定しました。

(保存・管理の基本方針)

- (1) 学術調査の継続を伴う史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。
- (2) 安全面にも配慮した史跡の適切な維持管理を図る。
- (3) 緑地空間・憩いの場としての風致・景観を踏まえた史跡の環境保全に努める。
- (4) 史跡の保存・活用を図るための整備を行う。

(保存・管理の方法)

- (1) 本質的価値を構成する諸要素：顕在化した遺構・地下に埋蔵された遺構は適切に保存する。
- (2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
 - ① 史跡の保護にとって有効である要素：原則として史跡の保存・活用に資する要素については適切に維持管理する。近世から育成していた可能性のある樹木は保護育成を図るとともに、遺構の保存等に影響を及ぼす恐れがある場合は伐採を含めた検討を行う。
 - ② 史跡の保護にとって有効でない要素：山形城跡と直接関係しない建造物及び構造物については撤去又は移転を行うものとする。

(整備・活用の基本方針)

- (1) 追加指定及び公有化の基本方針
必要に応じて追加指定及び公有化に努める。
- (2) 史跡の本質的価値の保存
 - ① 区画を表す本丸堀跡について、調査研究を基に整備を進め本質的価値を高める。

②必要に応じて追加指定及び公有地化を進める。

③石垣の経年変化等の調査を行い、状況により修復しつつ、本質的価値の保存に努める。

(3)調査研究の推進と整備の精度向上

発掘調査により山形城跡の本質的価値を明確に把握し、その成果を踏まえた整備を行う。

(4)本質的価値を学び理解する場の提供

①本質的価値を理解することができる展示物や説明版を設置する。

②本丸跡の発掘調査にあたり、来訪者が発掘調査状況を見学できるよう園路確保や調査状況の説明版を設置し、史跡へ触れる機会を創出する。

③三ノ丸の指定地外の部分において、三ノ丸の外郭が明らかな場所については、説明版などを設置し、城下町の旧町名表示等と連携した活用を行い、三ノ丸の史跡としての価値を高める工夫を行う。

(5)文化観光資源として活用

①山形駅西地区を起点とした山形城跡への園路整備及び案内施設の充実を図り、文化観光資源として活用する。

②復元建造物及び遺構の開放区域の拡大及び公開機会の増大を図るとともに周辺整備を推進し、観光ボランティアガイドとの連携を図りながら、文化観光資源として活用する。

③本丸跡の整備を進める中で、適切な時期に本丸一文字門枳形に当時の城のイメージを体感できる高麗門及び枳形土塀を復元整備し、観光資源として活用を図る。

(キ)霞城公園北側エリア基本設計（平成 30 年 12 月策定）

山形城跡二ノ丸北側の既存施設（野球場、ソフトボールコート等）の移転に伴い、本丸・二ノ丸の北側エリアを対象とした整備基本設計として策定しました。

(全体整備方針)

・霞城公園整備計画（昭和 59 年策定）の基本方針を継承する。

- ・山形市の中心的な都市公園
- ・静的な空間の形成
- ・山形城跡として、歴史を伝える文化財（史跡）とする

(遺構の保存・活用の基本方針)

・現存する遺構の保存及び発掘調査等に基づく積極的な復元をめざす。

・おおよそ堀田氏（1700～1746）から明和元年（1764）の幕府直轄領期以前の江戸時代中期を復元対象年代とする。また近世初頭の最上氏時代の遺構が明瞭に判明する場合は、これも整備対象とする。この年代より新しい年代の遺構が検出された場合は、新しい年代の遺構も含めて保護する。

(本基本設計の整備の方向性)

・昭和 59 年(1984)の基本計画では、対象地に「歴史の広場」「森の広場」を設定しており資料館等の大型建築物の建設を計画したが、史跡指定後の要件及び周辺環境の整備との関連について検討を行う。

・ガイダンス機能を有する施設の建設と、そのあり方や要求される機能について検討する。

- ・計画対象地の役割から望まれる施設の抽出を行う。

(基本設計)

- ・造成設計：地下遺構の保存を前提とし、既存施設の移転撤去後の必要最小限の整地とする。
- ・園路設計：既往整備箇所との連続性、一体性を踏まえ、散策路等においては土系舗装（幅員）2.0～3.0mで整備するほか、車両導線はアスファルト舗装とする。
二ノ丸北不明門は枡形を復元予定であるが、大型バス旋回を想定し舗装車路を設ける。
平成45年(2033)までは二ノ丸北東部の駐車機能の存続を検討する。また、現在の管理事務所は老朽化が著しいことから撤去し、駐車場として改修する。
- ・復元設計：本丸堀跡（北堀）はこれまで整備してきた江戸中期の堀田氏時代の堀土塁の復元を行う。二ノ丸北不明門については今後の発掘調査を踏まえ、石垣の復元を行う。これまで二ノ丸の発掘調査で最上氏時代の堀跡を検出しているが、山形城の堀の歴史の変遷等を来園者が理解できるように、適切に遺構表示を行う。
- ・施設設計：二ノ丸北西部「森の広場」では既存樹林を活かし、ゆったり散策できる広場を整備する。中には芝生を中心とした疎林の景観を創出し、その南側には騎射（流鏑馬・笠懸等）の実現可能な広場を設ける。その一角には「遊びの広場」を設け、老朽化した遊具を撤去し、周辺の樹林景観と調和した遊具を整備する。二ノ丸北側「歴史の広場」では芝生を中心とした見通しのよい空間整備を整え、来場者が山形城跡に関心をもてるよう山形城周辺のミニチュア模型を設置するほか、遺物やサイン等による屋外ガイダンス施設を設置する。同時に本エリアは行催事が開催できる空間とし、災害時の一時避難の場として機能できるよう配慮する。ガイダンス・体験学習施設については、地下遺構への影響を踏まえた土地利用と管理事務所の建替えの課題から、多機能を集約した施設を検討し旧野球場跡地を活用する。
- ・植栽設計：現状や既往整備で導入された樹種を踏まえ、各施設の雰囲気合った樹種の導入を図る。
- ・設備設計：園内照明灯はポール型の照明灯とし、LED光源による省電力化を図る。その意匠は既存整備の形状を踏襲し、景観の統一性を図る。給水設備は園内の既設本管より分岐し各施設に引き込む。散水栓は芝生広場の維持管理のため散水ボックスを設置する。排水は汚水と雨水の分量方式とする。広場を中心に迅速な排水を目的とした透水管を設置した暗渠排水とする。園路沿いや車路は表面排水により適宜配置した集水枡にて集め既設本管に接続する。汚水は園内既設汚水本管に接続して園外へ排水する。霞城公園は広域避難場所として位置づけられているため、機能を有したソーラー照明・非常時対応仮設トイレ・防災ベンチ・かまどベンチを設置する。

(ク) 霞城公園整備計画の変更（令和3年度）

山形県体育館・武道館の撤去時期が令和5年度の計画でしたが、代替施設建設計画が未定のため、令和12年度までの撤去延期について、山形県と山形市が協議を行ないました。

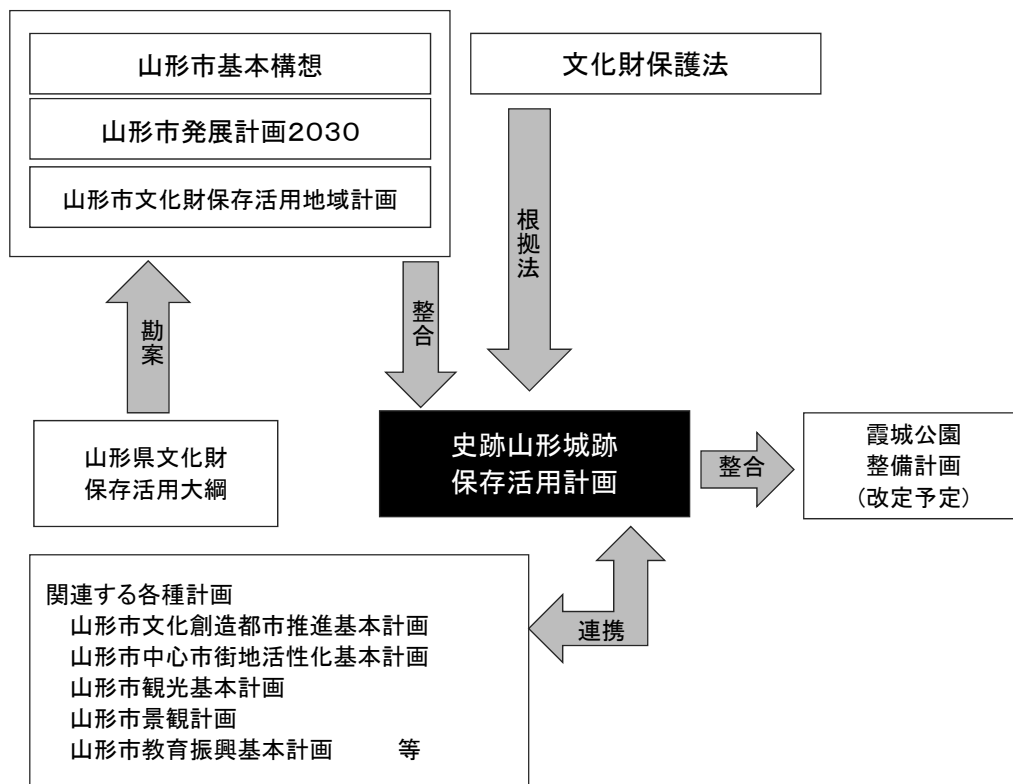


図1－4 関連計画との相関図

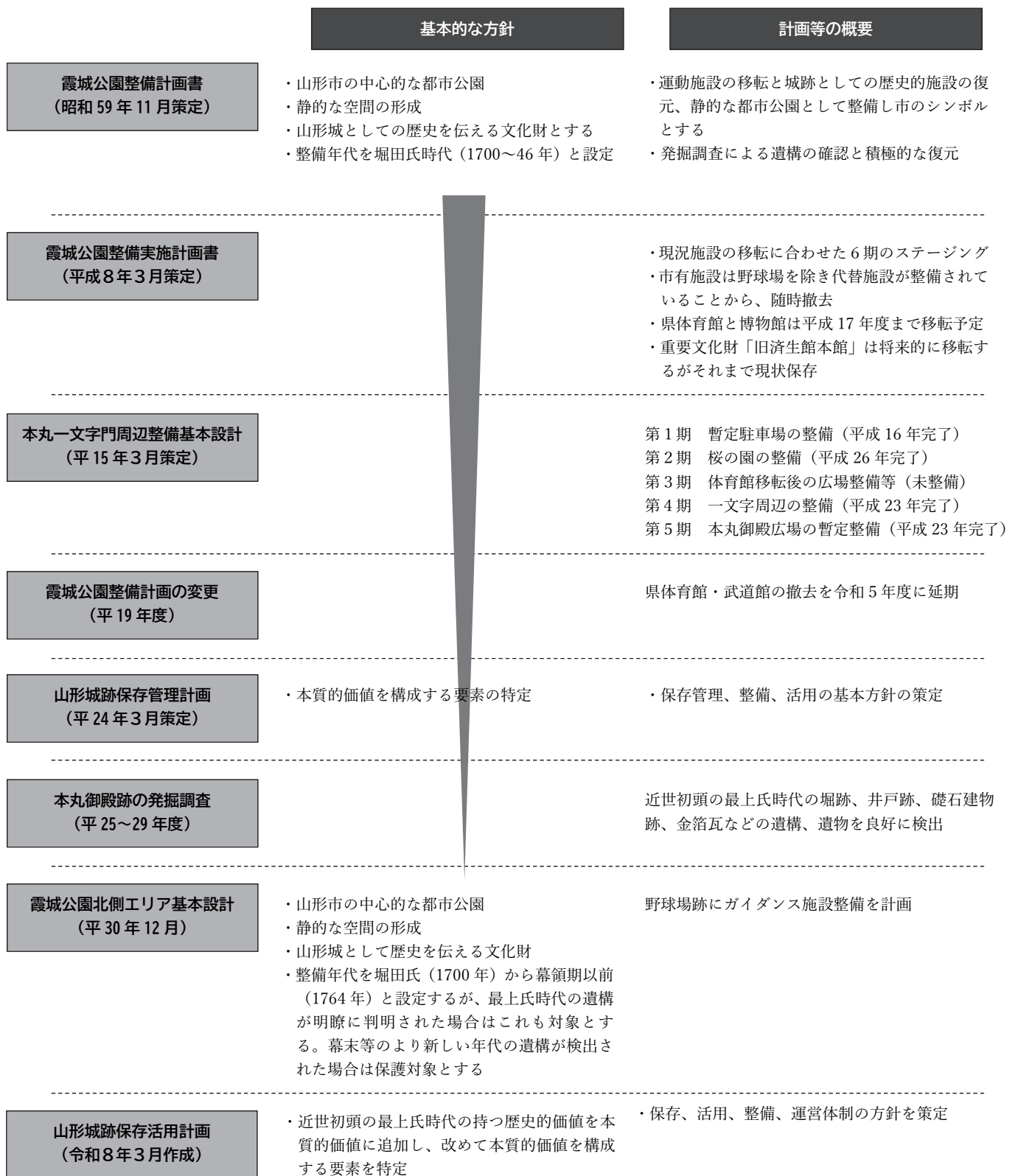


図1-5 史跡山形城跡に関する計画と整備の推移関係図

6 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とします。

第2章 山形城の概要

1 山形市の概要

(1) 自然的・地理的環境

ア 位置・規模

本市は山形県の内陸部に位置し、県東部の村山地域に属し、山形市の市役所の位置は、東経 $140^{\circ} 20' 23''$ 、北緯 $38^{\circ} 15' 18''$ です。東西 21.5 km、南北 27.5 km、総面積 381.58 km²で、県内 6 番目の規模です。北は天童市と東根市、西は中山町と山辺町及び南陽市、南は上山市、東は宮城県仙台市と川崎町と境を接しています。

山形県と宮城県の県境である奥羽山地^{おうう}は、東北地方を東西に分ける脊梁山地^{せきりょう}です。その西側に最上・村山・置賜の3地方を結んで内陸盆地列が連なっています。内陸盆地列は、北から新庄盆地、尾花沢盆地、山形盆地、上山盆地、米沢盆地と続きます。山形盆地は南北 40 km、東西 10 kmほどの規模で、山形市の平野部はその南半部を占めます。内陸盆地列の西側は出羽山地^{でわ}で、西の庄内平野との間を隔てます。



図2-1 山形市の位置

イ 地形

(ア) 山形市の地形

山形市は、西部が白鷹山地、中部が山形盆地南半部、東部が蔵王連峰を含む奥羽山地です。市域の6割が山岳・丘陵地帯で、盆地底の東半分の扇状地に中心市街地が形成されています（図2-2）。

中心市街地から西側の白鷹山地は、出羽山地（その南限の定義はあいまい）の南の延長にあたります。標高1,000m未満～400m台の丘陵性の山地で、ほぼ全面を白鷹火山の噴出物で覆われます。山腹には波状の起伏があり、溜池が多く作られて山形盆地西側の農業用水の水源とされてきました。

白鷹山地と山形盆地との境は、山形盆地西縁活断層帯です。これは、北部の大石田町から南部の上山市まで延長約35kmの断層帯で、山麓の丘陵や扇状地に明瞭な活断層地形が表れています。山形盆地東縁も南北に急斜面が連なっており活断層の存在が推定されますが、断層破碎帯や切断地形はよくわかっていません。盆地埋積層は盆地西側で厚く（第四紀層と推定される堆積層の厚さは約500m）、盆地を形成する活断層の落差は西側で大きいです。

中心市街地からみた東側の奥羽山地のうち、笹谷峠を境に北半分は面白山、瀬ノ原山、南半部は蔵王火山の雁戸山（北蔵王）—熊野岳（蔵王火山の主峰）、その西に瀧山が位置しています。

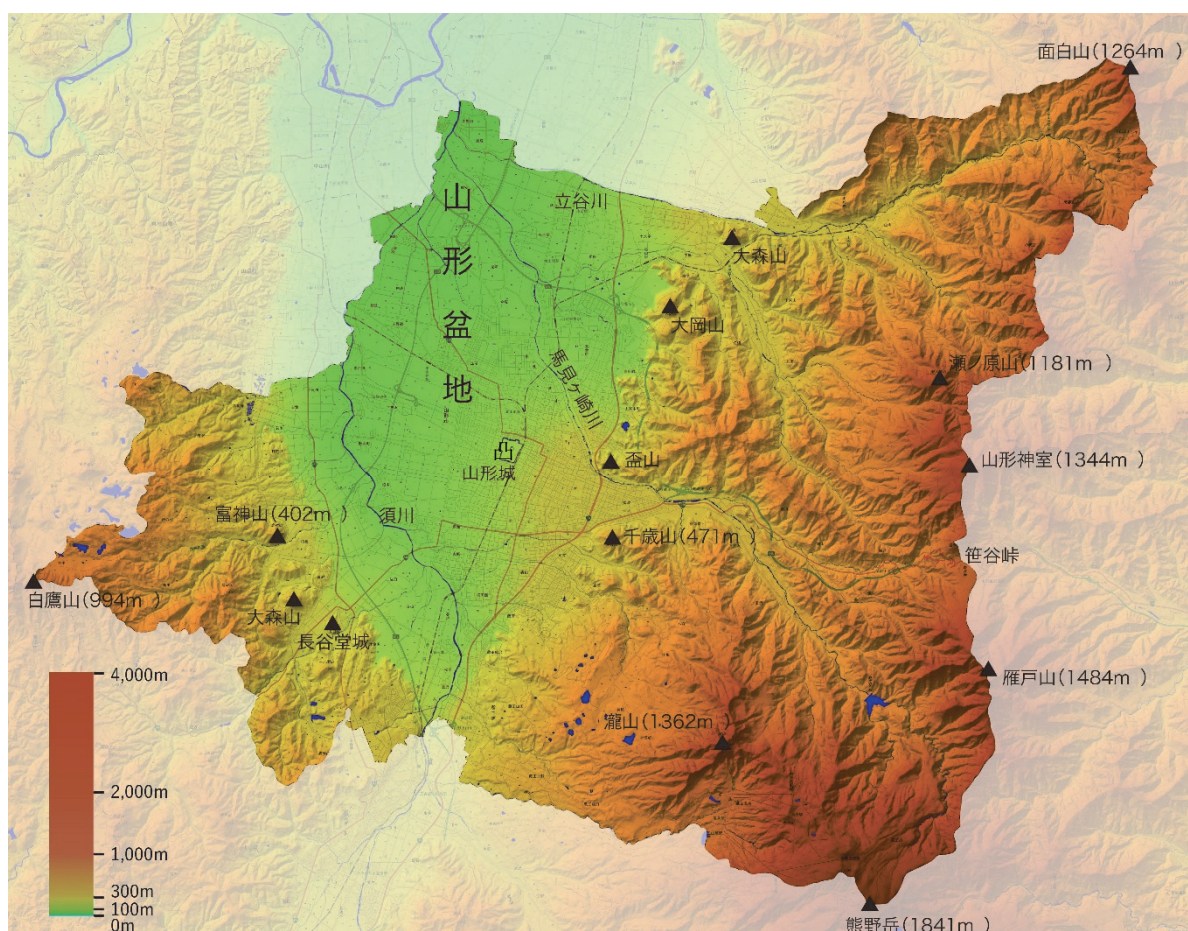


図2-2 標高地形図 原図：国土地理院 HP 色別標高図

(イ) 中心市街地からの地形景観

七日町に位置する国登録有形文化財である「四山楼^{しさんろう}」は、明治12年(1879)に伊藤博文^{いとうひろぶみ}により周囲の山の眺望が良いことから命名されたと伝えられるように、本市の中心市街地のどこからでも山を見渡すことができます。東は東北地方脊梁山地の稜線(面白山・笹谷峠・雁戸山)と、手前に馬見ヶ崎川^{まみがさきがわ}の谷がみえます。南東は瀧山火山が迫っており、背後の蔵王火山主峰はほとんどみえません。瀧山火山の西面は巨大な山体崩壊跡の地すべり地形で、西藏王高原と呼ばれる高台は地すべりの滑落地塊です。

南は山が低く、上山市東部の三吉葉山^{さんきちはやま}がみえます。中心市街地の南北の軸線は、扇状地面の傾斜に直交する(すなわち等高線に平行する)十日町・七日町で、三吉葉山をランドマークにしています。南西―北西にかけては、西山すなわち白鷹火山の低い山並みで、その背後に朝日山地がみえます。北西―北北西の背後は、月山火山^{がつさん}―村山葉山の稜線がみえます。北は山形盆地底の北半部で低くひらけており、北北東の村山市の甑岳^{こしきだけ}がみえ、その麓が盆地の北縁です。

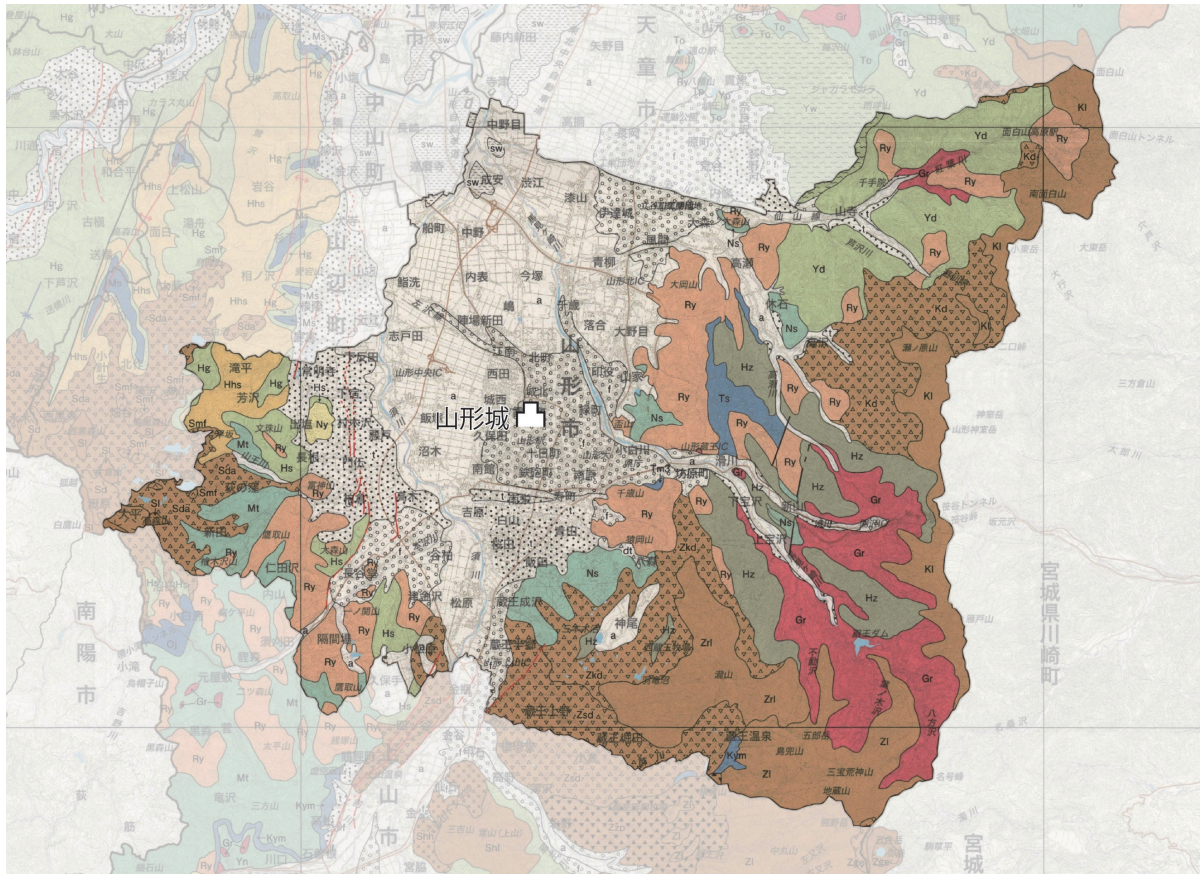
ウ 地質

山形市の地質の基盤を形成しているのは、中生代白亜紀に形成された花崗岩類^{かこうがん}です。温泉ボーリング等のデータにより、花崗岩類は山形盆地一帯に分布していることが分かっています。また、奥羽山地の馬見ヶ崎川^{まみがわ}や立谷川の上流域には、河川の浸食により花崗岩(Gr)が一部露出しています。この基盤岩は、かつて大陸の一部であった「阿武隈帯^{あぶくま}」とよばれる岩塊に含まれます。放射性年代測定(U-Th-Pb年代測定法)により、白亜紀の9,300万年前あるいは9,500万年前に形成されたことが分かります(図2-3)。

古第三紀は、山形市付近は陸上に位置しており、この時代の地質は確認できません。この時代の風化作用により白亜紀の花崗岩類は浸食されるなどして、次の時代である新第三紀の地層とは不整合に覆われます。

新第三紀の中新世前期には海底となり、中新世中期までは堆積作用により形成された地質が分布します。奥羽山地では、下位から宝沢層(Hz)、高瀬層^{たかせ}(Ts)、成沢層^{なりさわ}(Ns)、山寺層^{やまでら}(Yd)です。宝沢層(Hz)は、海底火山の噴出物である火砕岩や変質安山岩^{あんざんがん}で構成されます。高瀬層(Ts)は、海底に堆積した泥などが脱水固結した泥岩で構成され、上部に火山噴出物由来の軽石凝灰岩の薄い層が存在します。成沢層(Ns)は、火山の噴出物である軽石凝灰岩や凝灰角礫岩で構成されます。中新世後期は隆起し陸地となり、陸上のカルデラ火山から噴出した火砕流堆積物が、山寺層(Yd)です。山寺層は、雲形浸食と呼ばれ、岩に含まれる硫酸ナトリウムや塩化ナトリウムなどが水に溶けだすことによる科学的風化作用が顕著で、大小の穴があくことで知られています。

白鷹山地側では、下位から本沢層^{もとさわ}(Mt)、長谷堂層^{はせどう}(Hs)です。本沢層(Mt)は、奥羽山地^{おうう}



地質年代		地域共通	奥羽山地	白鷹山地	火山岩類
第四紀	完新世	1 万年	a 氾濫源・谷底平野堆積層		
			dt 崖錐・地すべり等崩壊堆積層		
	更新世		sw 低湿地・後背湿地堆積層		
			f 扇状地堆積層		
新第三紀	鮮新世	1	t 段丘堆積層		
			北蔵王火山群※ Kd 崩壊堆積物 KI 溶岩主体 ※ 黒山・瀧ノ尾山 山形神楽・黒山	蔵王火山群 Zge 五色岳降下火砕噴出物 Zsd 蔵王山麓流堆積物 Zkd 神尾岩屑流堆積物 Zzp 蔵王ライン火砕流堆積物 ZI 溶岩主体 Zrl 瀧山溶岩	白鷹火山 Sd 崩壊堆積物 Smf 流れ山 Sda 岩屑流堆積物 SI 溶岩主体
	中新世	259			
		533	Yw 山寺層 谷結凝灰岩相 主部		
		1161	Ns 成沢層	Hs 長谷堂層	
		1597	Ts 高瀬層	Mt 本沢層	
古第三紀	中世代 白堊紀	2303	Hs 宝沢層		
		6550		Gr 花崗岩類	

図2-3 地質図 原図：山形県地質図<10万分の1>（山形応用地質研究会）

の成沢層（Ns）と同じ年代で、流紋岩質の海底噴出物で構成されます。また、長谷堂層は、奥羽山地の山寺層（Yd）と同じ年代ですが、山寺層は陸上カルデラ噴出物であるのに対して、長谷堂層は、浅い入り江のような海底からの火山噴出物である塊状火山凝灰岩です。

また、成沢層及び本沢層より以前に形成された層は、海底火山の噴出による流紋岩やデイ

サイト（Ry）のマグマが地表に噴出せず地下で固結した貫入岩体^{かんにゅうがんたい}が所々に見られます。流紋岩やデイサイト（Ry）の貫入岩体は、周囲の成沢層、本沢層などの前期～中期中新世に形成された地質より硬質であるため貫入岩体のみが残され、現在、盃山^{さかずきやま}、千歳山^{ちとせやま}、長谷堂城^{ながみやま}、富神山などにみられるような三角山の高まりを形成しています。

第四紀も、陸地の時代です。第四紀更新世は、奥羽山地では蔵王火山群及び北蔵王火山群、白鷹山地では白鷹火山の噴出物に覆われます。蔵王火山群のうち、第1期の瀧山火山（Zr1）は113万年前から94万年前に噴火し、その後、山体崩壊を原因とする神尾岩屑流堆積物^{かんのう}（Zkd）が西蔵王高原を形成しています。第2期の蔵王火山は溶岩主体（Z1）で、32万年前から12万年前に噴火し、山体崩壊の酢川^{すかわ}沿いに酢川岩屑流堆積物（Zsd）が分布しています。北蔵王火山群（K1）は、北から面白山、瀬ノ原山、山形神室岳^{かむろだけ}、雁戸山を一括した呼称で、45万年前及び32万年前の年代が与えられおり、火山帯縁辺に山体崩壊に伴う崩壊堆積物（Kd）が分布しています。白鷹山地は溶岩主体（S1）で、岩屑流堆積物（Sda）が周囲に分布しています。

山形盆地は、主に第四紀完新世に形成されました。須川^{すかわ}の周囲には河川堆積物（a）が、奥羽山地から流下する馬見ヶ崎川、立谷川、及び白鷹山地から流下する本沢川には扇状地堆積物（f）が分布します。また、馬見ヶ崎川扇状地の南側や本沢川扇状地の北側には、段丘堆積物（t）が盆地の山側に沿って分布しています。

山形城の本丸・二ノ丸の城門に築かれた石垣は、奥羽山地の蔵王火山群に由来する安山岩を主体とした石材を主体とします。二ノ丸土塁の隅櫓の櫓台石垣は、流紋岩・デイサイトを主体としています。いずれも山形城の周辺で入手可能な石材を使用しています。

エ 水系

山形市内を流れる河川は、すべて最上川^{もがみがわ}水系です。

中心市街地の真東にあたる奥羽山地に源を発する馬見ヶ崎川は、山間部は西に、平野部は北西に流れています。典型的な扇状地を形成しており、扇頂は県庁付近で標高約200m、扇央は中心市街地で標高約135m、扇端はJR奥羽本線付近で標高約120～130mです。扇頂―扇端の間の勾配は、約20/1000です。さらに下流の低湿地帯には、扇状地河川が手指を広げたように伸びており、河川沿いに幅狭い自然堤防が形成され、果樹園地・畑地・集落・街道として利用されています（図2-4）。

市域を南から北へ貫く須川は、奥羽山地を水源として上山市を流れ、さらに山形市の南山形地区（標高約140m）に入り、市の最北部明治地区（標高約90m）から約1km北で最上川に合流します。須川に向かつては、白鷹山地及び奥羽山地を源流とする小河川が合流しています。なお、須川は、蔵王火山の直接の影響を受け強酸性を示す酢川が合流しています。そのため、農業や漁業には利用できない河川となっています。

近世初頭の山形城下で利用された水源は、馬見ヶ崎川の水系ですが、度重なる氾濫^{はんらん}等により城下が被災したため、近世前期に馬見ヶ崎川の河川改修が行われました。これにより城下の水利に影響が生じたため、近世前期に城下に水路を整備し「山形五堰^{やまがたごせき}」が特徴的な景観を生み出しました。山形盆地の水系は、最上川の舟運として地域経済を支えました。山形城下北西部の船町地区は最上川支流の須川の河岸として発展し、山形藩の川湊の役割を果たした歴史を伝えています。

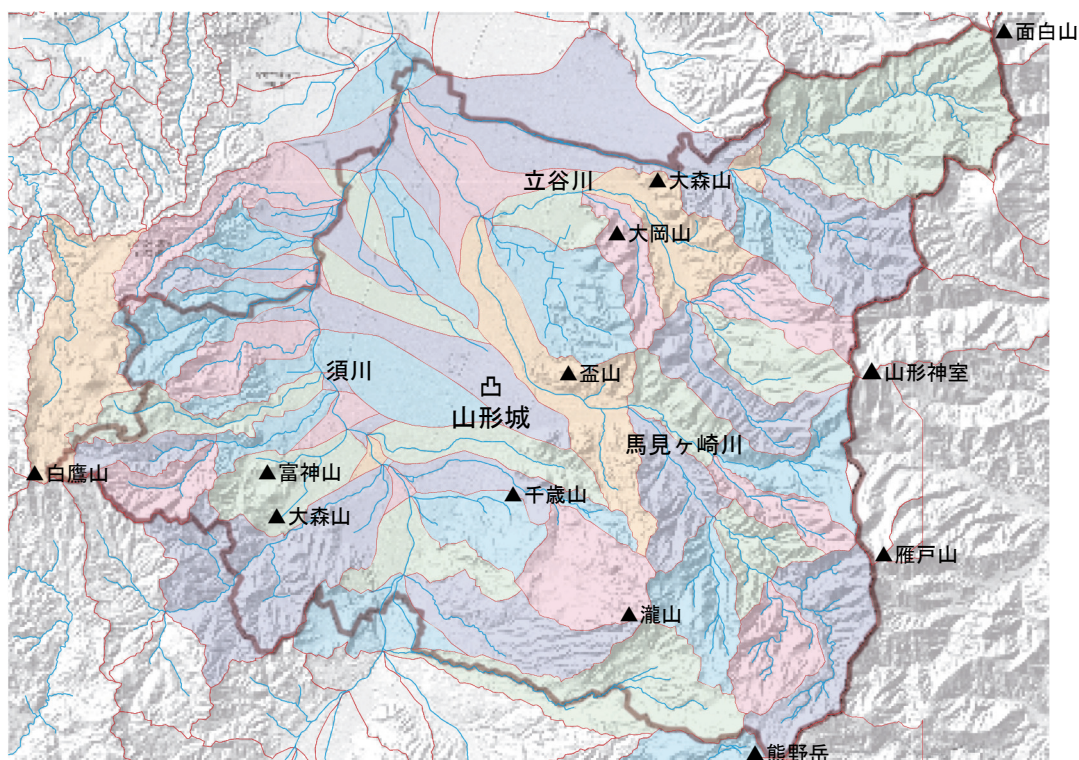


図 2 - 4 河川流域図

オ 気候

山形市域は脊梁山地である奥羽山地と白鷹山地の間にあり、その気候は亜高山の気候から内陸盆地底の気候まで変化に富んでいます。盆地底の中部は内陸性の気候で、夏は暑く冬は寒いのが特徴です。7月から8月にかけて、奥羽山地を超えて吹きおろす南風によってフェーン現象が起こり、異常な暑さを記録することがあり、昭和3年(1928)7月25日に観測した40.8度は、平成19年(2007)まで国内観測最高気温でした。

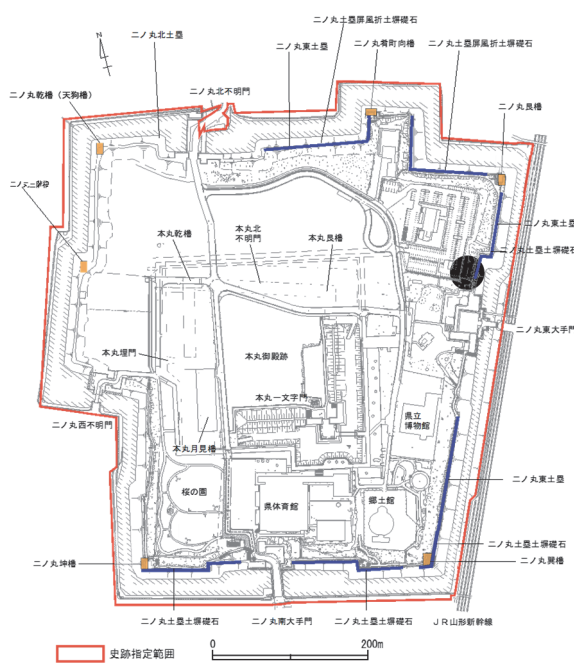
山形県内陸部は多雪地域である影響で年間降水量は多いですが、その中で山形市の年間降水量は1,200 mm程度で、県内他市町村に比べて降水量がやや少ない特徴があります(表2-1)。冬季の降雪日数は105.7日ですが、最深積雪51cmで新庄市や米沢市など他の県内陸部と比べると特に少ないです。これは、雪雲が出羽山地に遮られるためです。上空を吹き抜けた雪雲は蔵王山頂に吹き付け樹氷を発生させます。風向は、冬季は南寄り、夏季は北寄りの風が吹くことが多いものの、年間を通じて強風が吹くことはあまりありません。

しかし近年の気候変動により、史跡における自然災害のリスクは高まっています。令和2年(2020)7月28日から29日の豪雨災害により、史跡山形城跡二ノ丸土塁では一部の土塁天端が堀側に部分崩落したのに伴い、露出展示手法で整備した土堀礎石列も崩落しました。

被災直後に通行止めなど安全対策をとり、復旧工事に着手し令和2年10月1日付けで復旧完了しました。

表2-1 過去30年間の気象データ 気象庁HPより作成（山形市1991～2020年データ使用）

	要素	降水量	気温			相対湿度	風向・風速		日照時間	雪			雪日数
		合計	平均	日最高	日最低	平均	平均	最多風向	合計	降雪の深さ	日合計の最大	最深積雪	
		(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(%)	(m/s)		(時)	(cm)	(cm)	(cm)	
山形市	1月	87.8	-0.1	3.3	-3.1	81	1.6	南南西	79.6	103	21	40	28.1
	2月	63	0.4	4.4	-3.1	77	1.7	南南西	99.6	79	18	47	23.7
	3月	72.1	4	9.1	-0.3	69	1.9	南南西	140.4	35	11	22	19.6
	4月	63.9	10.2	16.4	4.7	62	2.1	北	175.9	2	2	2	4.6
	5月	74.5	16.2	22.6	10.7	64	2	北	196.5	0	0	---	0
	6月	104.8	20.3	25.9	15.7	71	1.8	北	165	---	---	---	0
	7月	187.2	23.9	29.1	20	76	1.7	北	144.5	---	---	---	0
	8月	153	25	30.5	20.9	75	1.7	東南東	171.8	---	---	---	0
	9月	123.8	20.6	25.8	16.6	77	1.6	北	136.6	---	---	---	0
	10月	105.1	14.1	19.5	9.8	77	1.5	南南西	132.1	---	---	---	0
	11月	74.4	7.7	12.6	3.6	78	1.6	南南西	102.2	4	2	3	6.1
	12月	97.2	2.4	6.1	-0.7	81	1.6	南南西	73.8	66	17	26	23.7
	年	1206.7	12.1	17.1	7.9	74	1.7	南南西	1617.9	285	25	51	105.7
酒田市	年	1986.8	13	16.8	9.5	72	4.3	南東	1538.8	211	22	32	-
新庄市	年	2005.6	11	15.7	7.1	80	2.7	北西	1324.6	637	39	128	113
米沢市	年	1444.6	11.4	16.4	6.9	-	-	-	1595.8	711	-	103	-
仙台市	年	1276.7	12.8	16.9	9.3	71	3.2	北北西	1836.9	59	15	16	80.3



● 令和2年7月豪雨災害のき損位置図



ニノ丸東土塁天端（土塀礎石列）き損状況



ニノ丸東土塁天端（土塀礎石列）復旧状況

図2-5 令和2年7月豪雨災害のき損及び復旧状況図

(2) 社会的環境

ア 人口

令和 7 年(2025)11 月 1 日時点での人口は 237,631 人です。本市の総人口は平成 17 年(2005)10 月 1 日に記録した 256,012 人を境に人口減少に転じています(表 2-2)。一方で核家族化が進み、世帯数に大きな減少はありません。

年齢別人口は、それぞれ 15 歳未満の年少者人口が 11.5%、65 歳以上の高齢者人口が 30.3% となり、少子高齢化が進んでいる現状です。そして労働人口比率が 6 割を下回っています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が令和 5 年(2023)に公表した推計によると、本市の総人口は、令和 32 年には 198,986 人となると見込まれています。

表 2-2 年次別人口(山形市 HP・社人研による人口推計より作成)

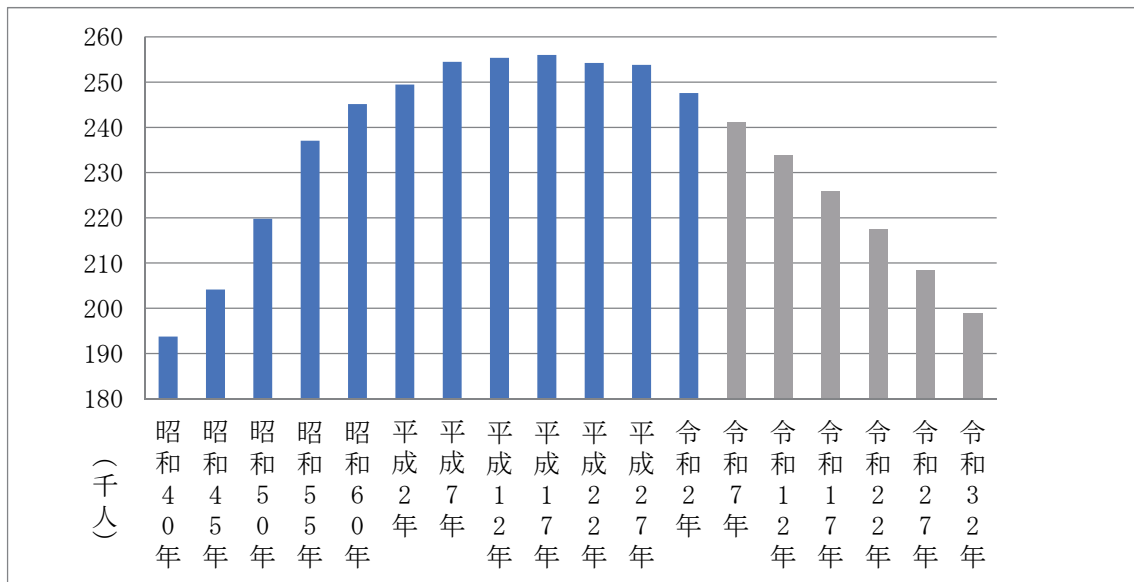


表 2-3 年齢別人口(山形市 HP より作成)

暦年	年次	山形市総人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	年齢不詳	15歳未満割合	15～64歳割合	65歳以上割合(高齢化率)
2022	令和4年	244,381	28,088	142,247	74,046	※	11.5%	58.2%	30.3%
2005	平成17年	256,012	35,428	164,683	55,560	341	13.9%	64.4%	21.7%

※令和 4 年度以降の年齢不詳人口については、「不詳補完値」を用いて、各人口年齢割合に応じて按分等を行っている。

イ 土地利用

本市域の土地で、最も多くを占めるのが森林で、市域の 5 割を超えます。市域の東西を山脈、山地が走り、山に囲まれた盆地に所在していることが大いに関係しています。

次いで農用地が 13.5%と多く、農業が盛んな地域であることが分かります。3 番目に多いのが宅地で、平成 10 年(1988)以降の区画整理によって増加しました。近年も微増傾向を示しており、令和元年時点で市域の 10.3%を占めています。平成 22 年(2010)と比較すると、

農用地の割合が減少して宅地の割合が増加し、両者の差が縮小したことがわかります。農用地と同等の宅地面積を有することは、中核都市としての特徴を示しているといえます。

また、本市の温泉地数は未利用等を含め 30 箇所と県内で最も多く、そのうち宿泊施設又は公衆浴場のある温泉地は 15 箇所です。その中でもとりわけ有名な温泉が、蔵王山の中腹に位置する蔵王温泉で、強酸性の濁り湯が特徴です。源泉数や湧出量は県内の他の温泉と比較しても群を抜いて多く、温泉利用施設数や利用者数においても県内で最大の規模を誇ります。

現在の山形市中心市街地は、近世の城下町の範囲を中心としており、現在でも居住人口の集積地となっています。そのため、商業施設や文化施設が集中しており、今後も人口の集積地としてのまちづくりの拠点であり、山形城跡は中心市街地の隣接地としての活用を目指します。

表 2－4 土地利用

利用区分	平成22年 (ha)		令和元年 (ha)	
森林	21,244	55.7%	21,346	56.0%
農用地	5,551	14.6%	5,130	13.5%
宅地	3,798	10.0%	3,943	10.3%
道路	2,142	5.6%	2,161	5.7%
水面・河川・水路	844	2.2%	862	2.3%
原野	0	0.0%	324	0.8%
その他	4,555	11.9%	4,364	11.4%
合計	38,134	100.0%	38,130	100.0%

山形市国土利用計画第 5 次計画より作成（原野については平成 28

年に集計方法が変更）

ウ 交通

鉄道は、山形新幹線及び山形新幹線と同じ路線である奥羽本線が市域を南北に走り、主要駅である山形駅は複数の路線が乗り入れる交通の中心としての役割を担っています。また、山形駅と仙台駅を結ぶ仙山線が東へ、山形駅と大江町の左沢駅を結ぶ左沢線が西へそれぞれ走っています。山形新幹線は 1 駅、奥羽本線は 6 駅、仙山線は 7 駅（奥羽本線含む）、左沢線（奥羽本線含む）は 3 駅が市内に所在しています。

高速道路は、市域を東西に貫く山形自動車道、南北に貫く東北中央自動車道の 2 本が通ります。

また一般国道は、13 号、48 号、112 号、286 号、348 号、458 号の計 6 本が通っており、交通の利便性を高めています。



図 2－6 交通網図 原図：山形市地図情報

バス路線は、山交バスによる路線バスや高速バスの運行が行われ、市域のみならず他都市への移動の利便性が向上しています。本市は、市域を走るコミュニティバスの運行を近年積極的に推進しており、特に市内中心部を走るベニちゃんバスにより車を必要としない街づくりを進めています。

さらに、近年はコミュニティサイクルの利用も促進しており、市内各所に設置した電動自転車による市内の回遊を促しています。

エ 産業別人口

本市の産業別従事者数（令和２年度）を見ると、第３次産業従事者数が 88,088 人（全体の 74.6％）と最も多く、次いで第２次産業が 22,705 人（同 19.2％）、第１次産業が 3,724 人（同 3.2％）と最も少なくなっています。第３次産業従事者数の割合が高く、その中でも医療、福祉や宿泊業、飲食サー

ビス業、及び教育、学習支援業の割合が多いことは、本市が地域の中核都市であることを特徴づけています。

特に医療、福祉従事者割合が 15％を超えており、これは本市内には、市立病院をはじめ総合病院が数多く立地し、人口 10 万人あたりの病床数及び医師数が東北の中核市で一番多いことが関係しています。

表 2－5 産業別従事者数 令和２年版山形市統計書より作成

産業分類		従事者数	従事者割合
第1次産業	農業、林業	3,715	3.1%
	漁業	9	0.0%
	(小計)	3,724	3.2%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	18	0.0%
	建設業	8,338	7.1%
	製造業	14,349	12.1%
	(小計)	22,705	19.2%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	696	0.6%
	情報通信業	2,155	1.8%
	運輸業、郵便業	4,772	4.0%
	卸売業、小売業	20,740	17.6%
	金融業、保険業	4,025	3.4%
	不動産業、物品賃貸業	2,112	1.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	3,215	2.7%
	宿泊業、飲食サービス業	6,694	5.7%
	生活関連サービス業、娯楽業	4,174	3.5%
	教育、学習支援業	6,725	5.7%
	医療、福祉	18,308	15.5%
	複合サービス事業	1,072	0.9%
	サービス業（他に分類されないもの）	7,486	6.3%
	公務（他に分類されるものを除く）	5,914	5.0%
	(小計)	88,088	74.6%
その他	分類不能の産業	3,618	3.1%
総数	総数	118,135	100.0%

オ 観光

本市では、4月は霞城観桜会、5月は薬師祭植木市、7月は山形紅花まつり、8月は山形花笠まつり、9月は日本一の芋煮会フェスティバル、12月下旬から2月下旬に蔵王樹氷まつりと、季節ごとに様々な観光イベントが開催され、多くの観光客が訪れます。

山形市における主な観光地は、蔵王、山寺、市街地の3つに大別されます。その中でもとりわけ人気を集め、県内外から観光客が多く訪れる場所が蔵王であるといえます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて観光客数は一時減少しましたが、現在は様々な取組を実施したことで回復傾向にあります。（表 2－6）。

山寺方面における観光客数は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前は微増傾向にありました。東日本大震災の影響で平成23年(2011)の観光客数は落ち込んだものの、まもなく回復しました。平成25年(2013)は50年に一度の立石寺御開帳^{りっしやくじ}の年にあたり、100万人を超える観光客数を数えました。

また、本市では中心市街地活性化を掲げ、中心市街地の回遊性を高める取り組みを進めています。それに加え山形市の観光は、蔵王と山寺という二大観光地を柱にしてきました。これからは、山形城跡を含めた街なか観光を加え、三つのエリアをしっかりと連携する方針とします。山形は江戸から昭和にかけ建てられた様々な建物が戦火を逃れ残っており、重層的な歴史を楽しめるなど、街なかは観光地として多くの魅力があります。城下町ならではの酒蔵、旧家、和菓子店なども、魅力的な観光コンテンツとして活かし、高付加価値観光という新たな視点の取り組みも進めています。近年は、水の町屋七日町御殿^{ごてんぜき}の整備のほか、城下町の往時の姿を残す山形まるごと館 紅の蔵、やまがたクリエイティブシティセンターQ1等の施設を備え、街なかの見どころが増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響がなかった平成30年度までの5年間における市街地の観光客数はほぼ横ばいですが、七日町御殿、山形市郷土館等への観光客数が増加しました。令和元年度末から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大するにあたり、令和2年度の観光客数は大きく落ち込みましたが、令和4年度から回復傾向にあります。そのような状況を受けて、本市では、山形駅周辺で山形市を訪れる方の目的や希望に合った楽しみ方を提案できる案内サービスを提供する「日本一の観光案内所」の整備を検討しています。新たに整備する観光案内所は、観光案内所そのものが訪れる理由となり、地域と来訪者が観光の価値を実感できる「共創型交流拠点」となることを目指しています。

表2-6 主要観光地における観光客数の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
蔵王	1,639,500	1,601,800	1,617,300	1,603,400	1,463,800	1,464,400	1,286,700
山寺	790,400	748,700	798,900	790,300	775,600	794,100	754,000
市街地	325,850	313,100	369,200	344,400	311,000	319,100	979,500
合計	2,755,750	2,663,600	2,785,400	2,738,100	2,550,400	2,577,600	3,020,200
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
蔵王	1,182,400	1,256,300	1,267,300	1,308,700	1,112,600	1,214,200	1,202,700
山寺	548,000	767,100	1,054,500	822,600	803,700	797,600	832,000
市街地	819,400	885,100	959,200	1,041,800	1,036,800	1,051,700	1,012,400
合計	2,549,800	2,908,500	3,281,000	3,173,100	2,953,100	3,063,500	3,047,100
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵王	1,181,100	998,200	561,670	603,220	851,000	928,500	963,700
山寺	847,900	819,000	485,340	431,300	645,600	779,500	842,000
市街地	981,400	898,450	509,840	574,650	754,900	958,500	1,067,100
合計	3,010,400	2,715,650	1,556,850	1,609,170	2,251,500	2,666,500	2,872,800

2 山形城の地理的・歴史的環境

(1) 地理的環境

山形城跡の位置する山形盆地南東部の馬見ヶ崎川扇状地は、東側山地からの河谷により形成されています。馬見ヶ崎川は頻繁に洪水を起こし、また流路も何度か変化しています。現在の流路は山形市の東から北西に流れていますが、中世から近世初頭は、現在より南の山形城に近い場所を流路としていました。盆地床の標高は、山形市の中心部で海拔 140m、南から北へ緩い傾斜をもっています。市域の北部は立谷川扇状地の南半部にかかり、両扇状地が重なりあった複合扇状地となっています。山形城跡は、この馬見ヶ崎川扇状地の扇端部に立地しており、湧水や地下水が豊富でした。三ノ丸跡の発掘調査では井戸跡が多く検出されていますが、深さ 1～2 m 未満とごく浅く、生活用水が比較的得やすかったことを物語っています。また現在は地下から水を汲み上げて涵養している二ノ丸の堀も、当時は自然湧水と山形五堰からの流水が水源であり、堀の水は干ばつ時も涸れることがなかったらしく、明治初年頃成立した山形城下の歴史や地誌をまとめた「古今夢物語」によると、文政 10 年(1827)の大渇水で城下の井戸が涸れた時、城下町の町人らに堀の水を汲ませてこれを救ったというエピソードが残されています。一方、扇状地から離れた西側は、河川のもたらす粗粒の堆積物が届かないので軟弱地盤となり、居住には向かない土地でした。山形城の本丸・二ノ丸はほぼ扇状地の扇端部に位置しているため地下水がもっとも得やすく、かつ居住しやすい地盤を有する箇所であったと考えられます。三ノ丸も大部分が先端部ですが、東側の一部は扇央部に、西側の一部は扇状地前縁部に位置しています。

山形盆地の西側においては、堆積岩類が広範に分布し、火山岩類は局部に分布するにすぎません。なお山形城の石垣の石材は、馬見ヶ崎川流域から産出することが判明しています。

(2) 歴史的環境

山形城跡は近世の城下町を核として発展してきた山形市街地のほぼ中心にあります。城郭を取り巻く街路は現在も道路として踏襲されています。指定地の本丸・二ノ丸の周辺は三ノ丸がとり囲み現在は主に住宅地となっています。三ノ丸堀土塁については、明治 10 年(1877)に作成された「山形県山形市街全図」によると、明治 9 年(1876)にはすでに一部の埋め立てられていることが確認でき、その後は学校・公官庁等の用地として使用されている場所も多くあります。三ノ丸及び城下に位置する寺社地は明治時代以降現在も所在するものも多く、特に奥羽山脈を越え仙台に通じる街道沿いに寺社が集中し寺町としての景観が維持されています。

近世に形成された街道は、奥州街道から福島県桑折で分岐し出羽国内陸部を縦貫する羽州街道が山形城下を南西から北東に巡るとともに、仙台城下へと向かう笹谷街道及び山寺を経由する二口街道があります。一方城下を起点に寒河江・鶴岡へと向かう月山麓を通る六十里越街道が北西に伸び、交通の要衝でした。また、近世初頭に整備される最上川水系の舟運はその後近世を通じて出羽国南部の物資輸送の大動脈となり、街道の整備に伴って流通力が発達し、近世半ばには北前船による最上紅花等の商品取引と京文化の流入といった独自の経済文化が発展しました。

山形城下は、羽州街道を通じて山形以北の東北日本海側に領地をもつ諸大名の参勤交替の折の宿場町、また近世後期には出羽三山信仰の発展とともに、行者宿がおかれ、参詣の起点という性格もあわせ、商都としての趣を今に伝えています。

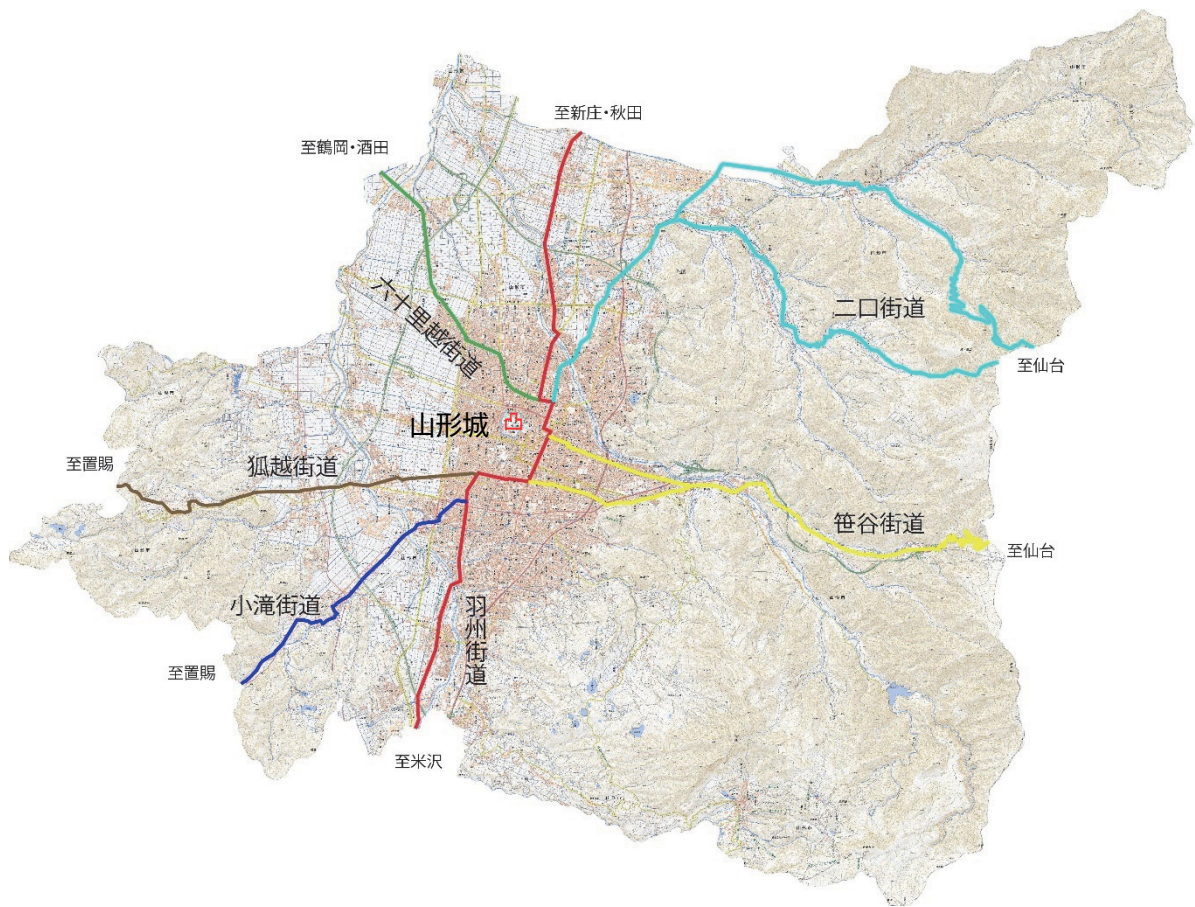


図2-7 市内を走る旧街道図

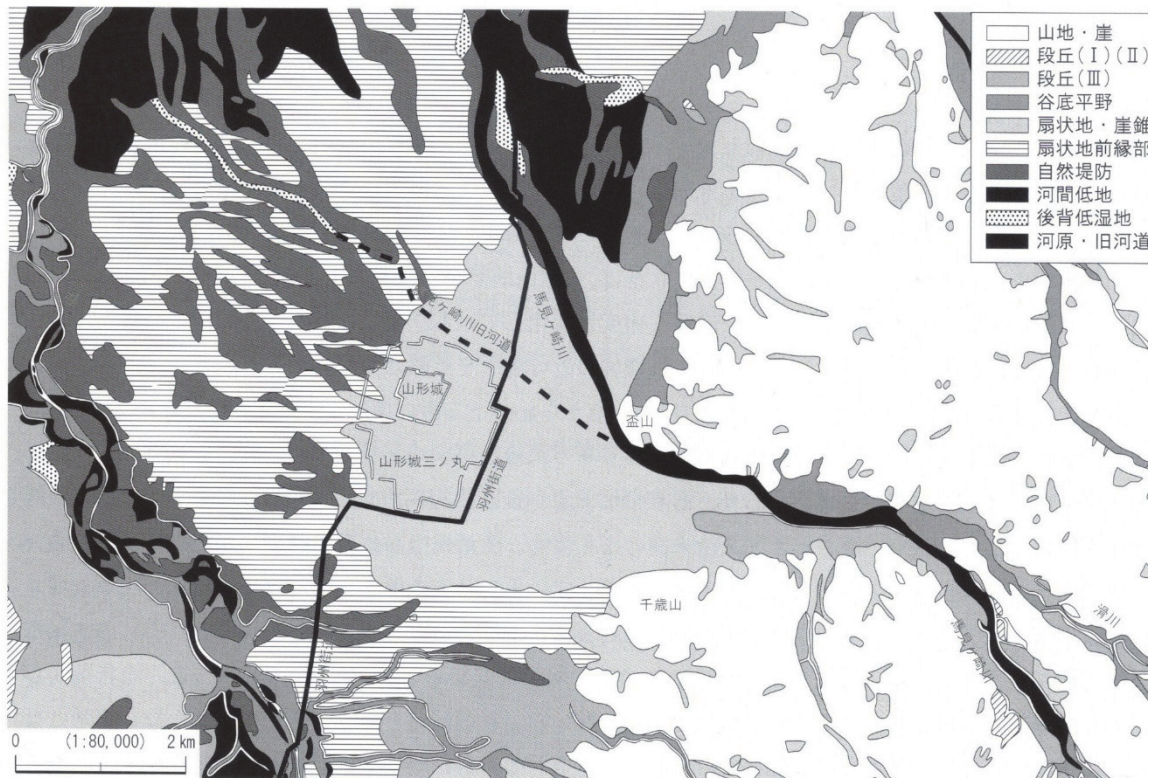


図2-8 山形城周辺の地形分類図

3 山形城の歴史的変遷

(1) 中世の山形城

山形城は延文元年(1356)年に羽州管領として入部した斯波兼頼が、翌延文2年(1357)に築城したことに始まると言われています。当時の山形城は現在の城郭内にあったと伝わりますが、その詳細は不明です。斯波氏は清和源氏足利氏の一族であり、山形城を拠点として南朝方の勢力を牽制しつつ、北朝・室町幕府の勢力を拡大していきます。兼頼没後の15世紀初頭には、斯波氏は最上氏を名乗った上で、羽州探題となったと思われます。このころの山形城の姿はよくわかっていませんが、やや後世の史料であるものの永禄6年(1563)に最上氏第10代の義守とその子の義光が上洛した際、公家から「出羽国之御所」と呼称されていることから、室町幕府御所を踏まえた構造であったと推測されます。

戦国の世となると、南に伊達氏・西に寒河江氏・庄内大宝寺氏などが割拠し、最上氏はこれらの戦国領主等と対峙するなか、山形城が最上氏の拠点としてあり続けました。この頃には時代を反映し山形城は防御性を向上させたと考えられますが、具体的な形や機能の変化などは分かっておりません。

(2) 近世初頭の山形城

天正18年(1590)から翌19年にかけて、豊臣政権による奥羽仕置で最上義光は知行安堵とともに羽柴侍従の官職が与えられ、公家成大名となりました。同19年には京都の聚楽第城下町に屋敷を拝領しており、その推定場所から山形城出土と同じ紋様の軒丸瓦が出土しています。

天下人の影響を受けるように、山形城は織豊期城郭へと変化していきます。最上義光は、文禄2年(1593)の家臣に宛てた書状で、築城の細かい指示を与えており、このころには大規模な改修が行われていることが確認できます。

本丸御殿跡の発掘調査では、石垣を伴う堀跡をはさんで遺構群が広がり大改修以降の盛土の下から最上氏時代の遺構群と火災の痕跡である焼土の広がりを確認しました。遺構の特徴は「石垣・礎石建物・瓦葺屋根」の出現が捉えられたことで、西日本で成立したと言われる織豊期城郭の要素が認められることです。金箔瓦の出土は豊臣政権との関連性を示す貴重な発見です。本丸には自然石を使用した野面石垣があり、玉石でありながらしっかりと裏込めを伴う堅固な石垣です。

また、礎石建物は複数棟が同時存在しており、最上義光時代の本丸にあった建物群です。これらは豊臣政権期の大名の居宅である「御殿」に関連する建物の可能性があるという点で、全国的に稀有な事例です。本丸堀跡の内側から最上氏時代の堀跡が検出されました。この堀跡法面には自然石を使用した石垣が



図2-9 京都聚楽第城下町屋敷出土



図2-10 山形城本丸出土



図2-11 本丸跡の最上氏時代遺構

築かれ、堀土塁の機能を高めた可能性があります。
最上氏は、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦戦後に57万石となり広大な地域を領地としますが、この前後に広大な三ノ丸を普請しています。三ノ丸は武家屋敷地とし、家臣の屋敷などが配置され、堀土塁と11の城門が築かれた様子が絵図に描かれています(「最上家在城諸家中町割図」山形県立図書館蔵)。

三ノ丸城門は堀土塁が巧みに入り組んだ食い違い城門で、防御性の高かったことがうかがえます。また三ノ丸堀土塁の北部や南部は自然地形の高低差を利用し堀跡と城門を配置しています。三ノ丸郭内の発掘調査では石組み井戸跡が多数発見され、地下水利用が盛んだったことを裏づけます。山形城跡の堀跡の水源は地下水を有効に利用していました。

羽州街道沿いに城下町が形成され、商人町や職人町、寺町、下級家臣の屋敷を配置するなど、家臣の城下集住がはかられ、山形城の防御性の役割を高める構造でした。



図2-12 最上家在城諸家中町割図

(3) 近世前期以降の山形城

元和8年(1622)、最上氏は最上家信もがみいへのぶの時に家中騒動により改易された後、磐城平城より譜代大名の鳥居忠政とりいただまさが入部しました。幕府は、鳥居氏の入部に

あたって、周囲に外様大名が多いことから、東国の押さえとしての役割を命じています。山形城は鳥居氏の入部に際し、幕府も関与した大改修が行われました。この改修で、本丸・二ノ丸の堀土塁を拡張しています。

この時代に形成された縄張りが、原則として幕末まで維持されます。

しかし、寛永13年(1636)に鳥居氏が断絶した後は、保科氏、結城松平氏、奥平松平氏など譜代大名などが頻繁に入部・転封を繰り返し、そ



図2-13 堀田氏家紋鬼瓦

表2-7 歴代藩主年表

藩主	石高 (万石)	期間	
最上義光 家親 家信	57	～	元和8年(1622)
鳥居忠政 忠恒	24	元和8年(1622)～	寛永13年(1636)
保科正之	20	寛永13年(1636)～	寛永20年(1643)
幕領		寛永20年(1643)～	正保元年(1644)
(結城)松平直基	15	正保元年(1644)～	慶安元年(1648)
(奥平)松平忠弘	15	慶安元年(1648)～	寛文8年(1668)
奥平昌能 昌章	9	寛文8年(1668)～	貞享2年(1685)
堀田正仲	10	貞享2年(1685)～	貞享3年(1686)
(結城)松平直矩	10	貞享3年(1686)～	元禄5年(1692)
(奥平)松平忠弘 忠雅	10	元禄5年(1692)～	元禄13年(1700)
堀田正虎 正春 正亮	10	元禄13年(1700)～	延享3年(1746)
(大給)松平乗佐	6	延享3年(1746)～	明和元年(1764)
幕領		明和元年(1764)～	明和4年(1767)
秋元凉朝 永朝 久朝 志朝	6	明和4年(1767)～	弘化2年(1845)
水野忠清 忠弘	5	弘化2年(1845)～	明治2年(1869)

の度に石高は減少し、山形藩の重要性の低下が顕著となります。石高減少は、家臣屋敷だった広大な三ノ丸に空閑地を生みます。(結城)松平直矩が城主だった頃(1686~92年)の城絵図(「羽州邑山郡山形御城内屋敷之図」最上義光歴史館蔵)には、大手の方向である三ノ丸東側に家臣屋敷は集中している一方、西側には空き家が増加しています。元禄13年(1700)に入部した堀田氏の時代には、城郭の瓦に赤瓦が使用され始めます。山形は冬季が寒冷で瓦の凍害による損傷が多かったため、従来の黒瓦に比べ耐久性の向上した赤瓦を導入したものと思われます。

明和元年(1764)に松平乗佑が三河西尾に転封すると2回目の幕府直轄領となった上で、会津松平藩が城郭を預かりますが、幕府代官の前沢藤十郎が実質的な支配にあたりました。この時、本丸御殿や二ノ丸東大手門、櫓等が改変をうけたほか、三ノ丸の家臣屋敷の大半が取り払われ、田畑に変えられました。

明和4年(1767)、秋元氏が入部すると、三ノ丸の家臣屋敷として新たに長屋を普請するほか、城郭の主要な建物の修復に取り掛かりますが、原状に戻されなかったものもあります。具体的には、二ノ丸東大手門の櫓門は、従来 ^{つづきやぐら} 続櫓形式だったものを ^{わたりやぐら} 渡櫓形式に変更した上で、屋根瓦の葺き替えが行われました。本丸御殿は、奥向きの部分を取り壊した上で、新たに新御殿を二ノ丸東大手門外の三ノ丸に新造し、ここを城主の住まい(奥)としました。以後、本丸御殿は儀礼の空間(表)、三ノ丸新御殿は生活の空間(奥)として幕末まで使用されます。最後の城主水野氏は、弘化2年(1845)浜松からの転封で山形城主となりました。この時代屋根瓦が黒瓦に戻り、浜松城等と類似する文様の瓦が使用されます。本丸一文字門石垣南面の堀跡からは安政4年(1857)の銘が彫られた石垣が出土しており、水野氏時代に城郭の修復が行われたことがわかります。



図2-14 (結城)松平直矩時代城下町絵図

(4) 近代以降の山形城

明治2年(1869)2月に版籍奉還が行われたことにより、藩主水野氏は6月29日に山形藩知事に任ぜられました。しかし、1年も経たない明治3年(1870)5月18日に、管轄している山形藩領の^{あげち}上地と、その代替地は迫って沙汰するという命令を明治政府から受け、約2ヶ月後の7月17日に代替地として近江国内にある朝日山藩が示されました。さらに約2ヶ月後の9月28日、旧山形藩に山形県が置かれ、三ノ丸の新御殿が県庁として利用されることとなりました。明治4年(1871)2月の旧藩士の記録によると、取り崩してあった本丸の板材を勝手に持ち帰ったことが問題視されていることから、この頃にはすでに本丸内にある建物の解体が始まっている様子が伺えます(「明治四年士族長日記」)。さらに、明治5年(1872)7月には、山形県は本丸・二

ノ丸の「土地・建物・樹木・石垣・兵器等」をすべて払い下げの対策として入札を公示しています。三ノ丸に関しては、明治4年(1871)7月に土塁の樹木の払い下げに関する入札の通知があり、同5年(1872)3月には土塁のみならず城内の伐採されている杉などの払い下げが行われ、明治6年(1873)1月には城内の雑木の払い下げが確認されています。破却や伐採が進んでいることがわかります。なお、明治6年の「^{そんばいのしょぶんならびにへいまいちとうせんていかた}廃城令」(全国城郭存廃ノ処分並兵營地等選定方)では、山形城は存城の扱いとなり、本丸・二ノ丸は陸軍省の管轄となっています。

一方で、三ノ丸は士族の居住地であり、困窮している士族に授産させる必要性があったことから、既存の施設を彼らのために活用する方向でも城郭が利用されました。明治4年3月18日には、士族らが従来から栽培している桑は養蚕などで生計の足しにしているので、そのまま払い下げられるようお願い出ています。以後、桑の栽培や二ノ丸や三ノ丸の堀で鯉や家鴨^{あひる}を養殖・飼育するために、士族から堀の賃貸を申請し許可されることがしばしば行われています。明治10年(1877)に作成された「山形県山形市街全図」(図2-15)では、三ノ丸北西部の堀が早くも明治9年(1876)に埋め立てられて開墾され田地となっており、明治12年(1879)の「^{だじょうかんこうぶんろく}太政官公文録」所収の絵図には、さらに三ノ丸堀土塁の半分近くが更地となっている様子が描かれています。

なお、旧三ノ丸地区の行政区画は、明治4年8月に「区制」を敷いたことに伴って、「第一区」と定められていました。次いで明治5年10月に大区・小区の中間行政区が設けられ、「第一区」から「第一大区小一区」に変更となります。さらに、明治7年(1874)10月には町名が与えられることになり、山形城の別称である霞ヶ城^{かすみがじょう}に由来して「香澄町」^{かすみちょう}と名付けられました。

明治9年に山形県(現在の山形県)が成立し、県令として三島通庸^{みしまみちつね}が任命され赴任すると、明治11年(1878)には県が借り受けて牧畜場として乳牛の飼育を試みたことがありましたが、三島県令が転出した後は荒廃していました。明治23年(1890)に旧水野家家臣らが請願して払い下げを受けて農地に開墾しましたが、同24・25年頃には市内の有力な商人にさらに転売されており、明治29年(1896)頃には80数名の商人地主が分割所有する状態でした。そのような中、政府は日清戦争の成功を受けて軍備の増強を図っており、陸軍は明治29年(1896)3月に陸軍管区表を改正し山形県は新たに設置される第八師団に組み入れられることとなりました。これにより山形市に歩兵第32連隊が設置されることとなり、市は広大な空き地のような状態となっていた旧本丸・二ノ丸を候補地として提案しました。提案にあたって、市は山形城地買収勧誘臨時委員

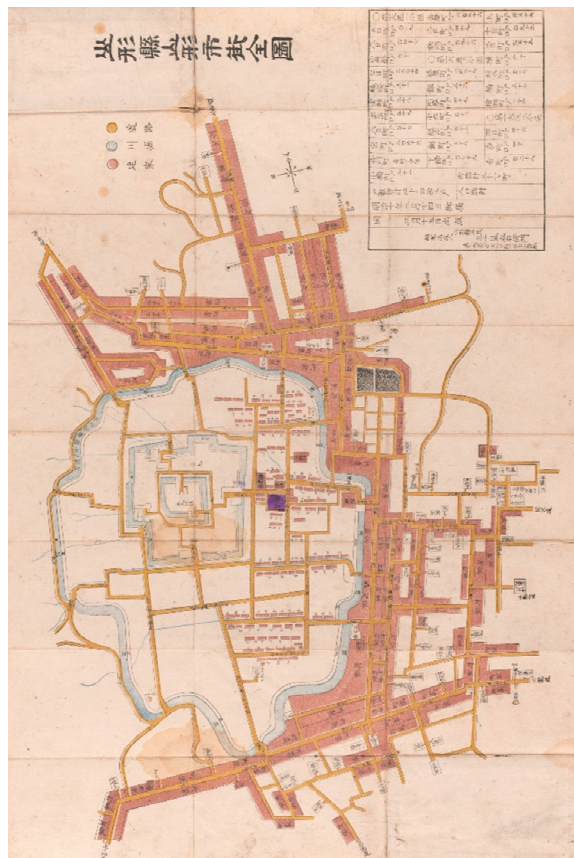


図2-15 明治10年山形県山形市街全図

を委嘱し、土地所有者に対する買収交渉と買収に要する経費の寄付運動を行いました。買収後すぐに市の事業として本丸土塁・石垣を堀に埋め立てて更地化したほか、耕地化した土地の整理など連隊敷地の造成にあたりました。敷地の整備が一段落した後に兵舎の建設が始められ、明治30年(1897)8月上旬には一応の完成を見ています。二ノ丸東大手門は兵舎利用時も表門として活用され、軍の建物は東に向かって開口するコの字型の配置をとっています(図2-16)。

明治37年(1904)からの日露戦争に歩兵第32連隊は参戦し、帰還後にその戦勝を記念して旧山形城を含む山形市内にソメイヨシノを植樹しています。第二次世界大戦後は、昭和23年(1948)に連隊の兵舎が山形市立第二中学校及び第三中学校の校舎として昭和30年(1955)頃まで利用されました。その間、昭和23年(1948)には旧山形城について山形市が払い下げを受け、霞城公園として整備し現在に至っています。

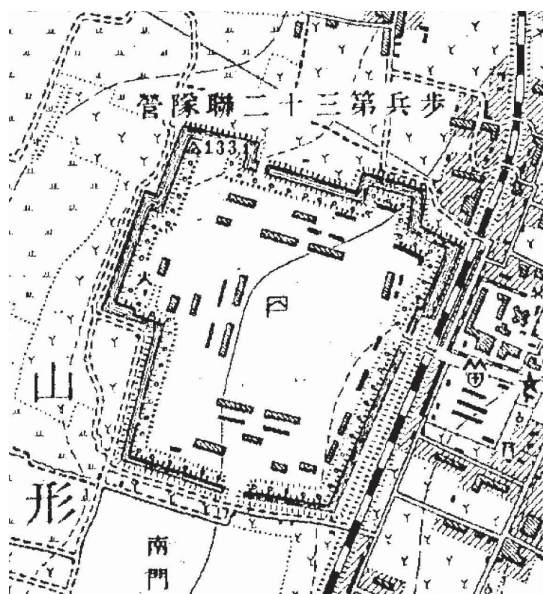


図2-16 明治34地形図より抜粋(国土地理院)

4 山形城の縄張り

山形城は、馬見ヶ崎川が形成する扇状地の扇中央部から扇端部に築城された平城です。本丸・二ノ丸・三ノ丸が同心円状に廻り、三ノ丸の規模が東西およそ1500m、南北およそ2000mを誇る大規模な城郭です。

以下、その構造が判明している近世以降の姿について、縄張りと城下町の構造について地区ごとに概説します。

(1) 近世最上氏時代(1590頃～1622年)【図2-17】

【本丸】

本丸は、東西に2か所の城門が設置されていました。発掘調査により、堀の平面規模は、鳥居氏以降と比較して、一回り小さかったことが判明しています。

【二ノ丸】

二ノ丸は、北側に2か所、東側、南側、西側に各1か所、計5か所の城門が設置されていました。城門の構造は、城絵図によると、枡形が城門の外側に張り出す外枡形となっています。

内部は、中級クラスの家臣屋敷のほか、蔵や厩^{うまや}などが設置されています。また、本丸の北東部から二ノ丸西門までを繋ぐ堀土塁があり、発掘調査によってその存在が確認されました。本丸と同様に、発掘調査により堀の平面規模は、鳥居氏時代と比較して、一回り小さかったことが判明しています。

【三ノ丸】

三ノ丸は、11か所の城門が設置されていました。東から時計回りに「七日町口」「横町口」「十日町口」「八日町口」「稲荷口」「飯塚口」「小田口」「下条口」「肴町口」「小橋口」「かすがい口」の名称が付けられています。内部は、石高が1万石を超える重臣から中級クラスの家臣が屋敷を構えています。このうち、重臣の屋敷は二ノ丸及び三ノ丸の城門付近に配置されており、防御を意識したものと考えられています。

このほか、寺院が10区画以上を拝領しているのも特徴です。

【城下町】

城郭の南から東を回って北に抜けるように羽州街道が設置され、その沿道に城下町が形成されています。五日町、八日町、三日町、十日町、七日町、六日町といった市町と、あかし町、銀町、塗師町、桶町という職人町がそれぞれ並行して町建てされていました。

また、三ノ丸に入りきらなかった下級クラスの家臣が城下町に屋敷を構えています。これらは、市町や職人町を囲むように城下町の外側に設置されているのが特徴です。寺院も多く、城下町各所に点在しています。

このほか、馬見ヶ崎川が城郭の北側近くに位置し、城下町を貫くように流れていました。

(2) 鳥居氏時代(1622～1636年)から(大給)松平氏時代(1746～1764年)【図2-19・20】

【本丸】

最上氏時代の堀土塁から拡張されると同時に、城門も南東側と北側に付け替えられ、西側には後に埋門うづみもんとよばれる臨時の出入り口が設置されます。この改修により、城門に高石垣が構築されました。また、土塁の北東隅に良うしろ櫓、北西隅に乾いぬい櫓、南西隅に月見櫓が、それぞれ2層の櫓として設置され、それらを繋ぐように土塁上に土塀が廻らされていました。なお、北門は堀田氏の時代(1700～46年)には「不明門」と記載されることから、開かずの門、つまり通常の出入口としては利用されていなかったことがわかります。

この時期の本丸御殿は、残された絵図によりその構造を知ることができます。本丸の南東部には玄関、大書院、小書院、台所、料理の間などの表向きの殿舎が、その北西側には表居間や湯殿などの城主の生活空間である奥向きの殿舎が配置されていたことが窺えます。

【二ノ丸】

本丸と同様に、最上氏時代の堀土塁から拡張され、北側の城門は一つ減少して4か所になるとともに、高石垣が構築され、構造が堀土塁のラインより内側に枳形が形成される内枳形に改められます(北門のみ外枳形と内枳形を組み合わせたような構造)。なお、北門と西門については、堀田氏の時代には「不明門」と記載されています。また、土塁の北東隅に良うしろ櫓、北西隅に乾いぬい櫓、南西隅にひつじさる坤たつみ櫓、南東隅にさかなまちむかいやぐら巽さかなまちむかいやぐら櫓が、土塁北辺に肴町向櫓、西辺に三階櫓が設置され、それらを繋ぐように土塁上に土塀が廻らされていました。このうち、乾櫓は平屋、三階櫓は三層であるほかは、すべて二層の櫓として城絵図に描かれています。これらの堀や土塁、城門や櫓の石垣は、すべて現存遺構として確認することができます。

内部は、最上氏時代にあった家臣屋敷は全て失われたほか、南側に米蔵が設置されていました。

【三ノ丸】

基本的な縄張りは、最上氏時代と変わっていませんが、最も南側の城門の名称が、「八日町口」

から「吹張口」と改められています。また、最上氏時代に多くあった寺院は、2ヶ寺のみに減少し、他は城下町に移されています。

【城下町】

山形藩の石高の減少に伴う家臣団の縮小により、城下町の家臣屋敷は大幅に少なくなり、(奥平)松平忠弘時代(1648～68年)には消滅します。その代わりに、商人町や職人町が拡大していきます。なお、この時代の瓦の生産場所は、城下町の南端(八幡宮(現在の六榎八幡神社)の南側)にあったことが確認されています。

また、馬見ヶ崎川が城下町の外側に付け替えされるとともに、旧河道は水路として活用されているほか、新しく城郭の内部も通るような水路が構築されました。これらは山形五堰とよばれ、生活用水や農業用水の水源となりました。

(3) 第二次幕領期(1764～1767年)から水野氏時代(1845～1869年)【図2-21】

【本丸】

基本的な縄張りは、前の時代と変化はありませんが、土塁の北辺と西辺にあった土堀が失われます。石垣について、北不明門が寛政6年(1794)に修復された記録があり、大手門についても安政2年(1855)の紀年銘のある石垣が堀から出土しており、この頃修復されたようです。

また、北西部に愛宕、南西部に最上義光社が勧請されます。

本丸御殿については、水野氏時代と推定される絵図が残されており、それによると、玄関・広間・大広間・小書院を中心とする表向きの主要な殿舎と役所、奥向きの御居間以外は失われています。これら残された空間については、秋元氏時代の家臣の記録に玄関に鳥居氏の家紋が彫られていたことが見えることから、火災などに遭わずに、建築当初のままだったようです。

【二ノ丸】

基本的な縄張りは、前の時代と変化はありません。ただし、三階櫓と、土塁の北辺と西辺にあった土堀が失われます。前の時代に、南側に建てられていた米蔵についても失われる一方、東側には新たに普請小屋、粉堂土蔵が建てられます。

なお、この時代の瓦の生産場所は、史料に「二ノ丸普請小屋脇」とあることや、瓦生産に関する遺物が、本丸の東堀の発掘調査で、二ノ丸側より投げ捨てられるように多量に出土していることから、二ノ丸の東側にあったと推測されます。ただし、享和2年(1802)に火災で全焼し、その後、三ノ丸に生産の場所が移動します。

【三ノ丸】

基本的な縄張りは、前の時代と変化はありません。ただし、第二次幕領期(1764～67)に三ノ丸を開発するために町人に払い下げられたことから、広大な農地が発生しました。このように三ノ丸の内部に農地が入り込むことになったものの、幕末まで一貫して三ノ丸までが山形城の「城内」として取り扱われます。武家屋敷も幕領期に取り壊され、後に入部した秋元氏により新築されましたが、三ノ丸の東側に集められたほか、長屋の構造となりました。また、東側に新御殿が新築され、ここが藩主の通常の生活の空間となります。新御殿は、幕末の嘉永4年(1851)に全焼してしまい、しばらく仮御殿で城主が生活していましたが、元治元年(1864)頃に再建されたようです。最後の藩主の水野氏の時代には、新御殿の東向かいに、藩校である「経誼館^{けいぎかん}」が設置されます。

なお、瓦の生産場所は、享和2年(1802)に二ノ丸の瓦の生産場所が全焼したのちは、三ノ丸の北側で操業を再開し、ここで幕末を迎えます。

【城下町】

基本的な構造は、前の時代と変化はありません。ただし、前の時代は寺院が創建されていた旅籠町の一角が、本陣や会所に変化しています。



図2-17 最上家在城諸家中町割図（山形県立図書館蔵）

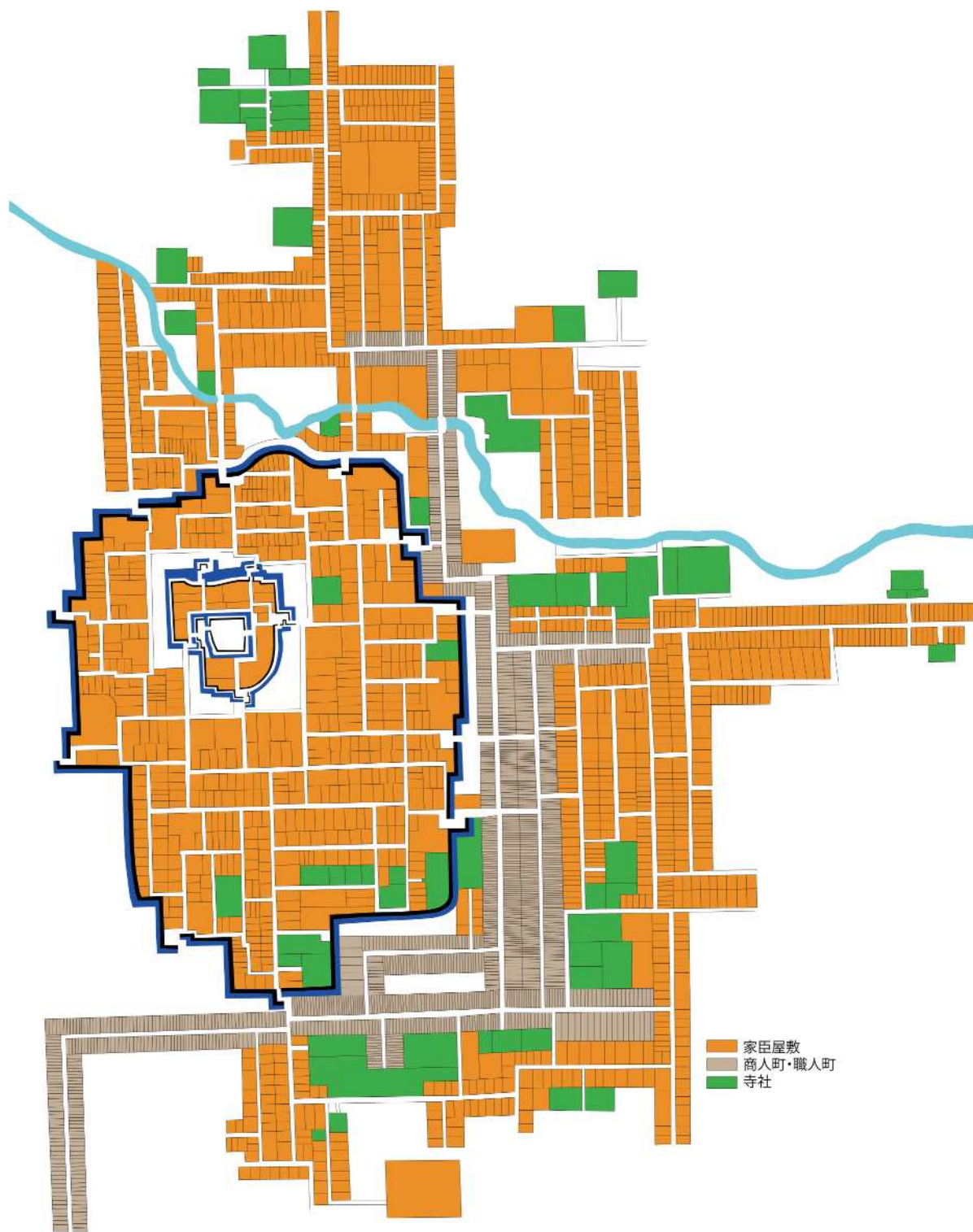


図 2 - 18 近世最上氏時代の山形城模式図

(原図：最上家在城諸家中町割図 (山形県立図書館蔵))

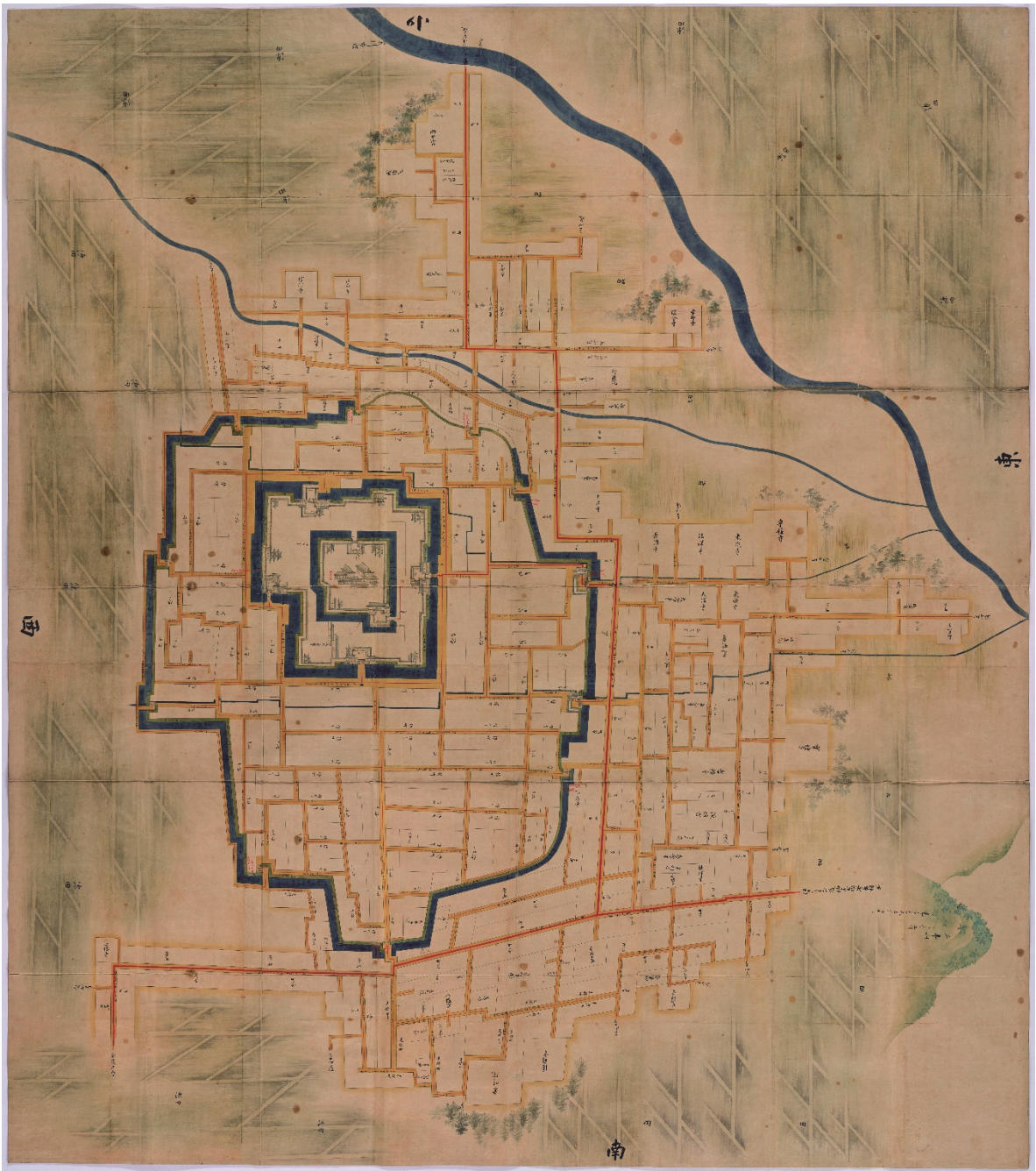


图2-19 正保城絵図（国立公文書館蔵）

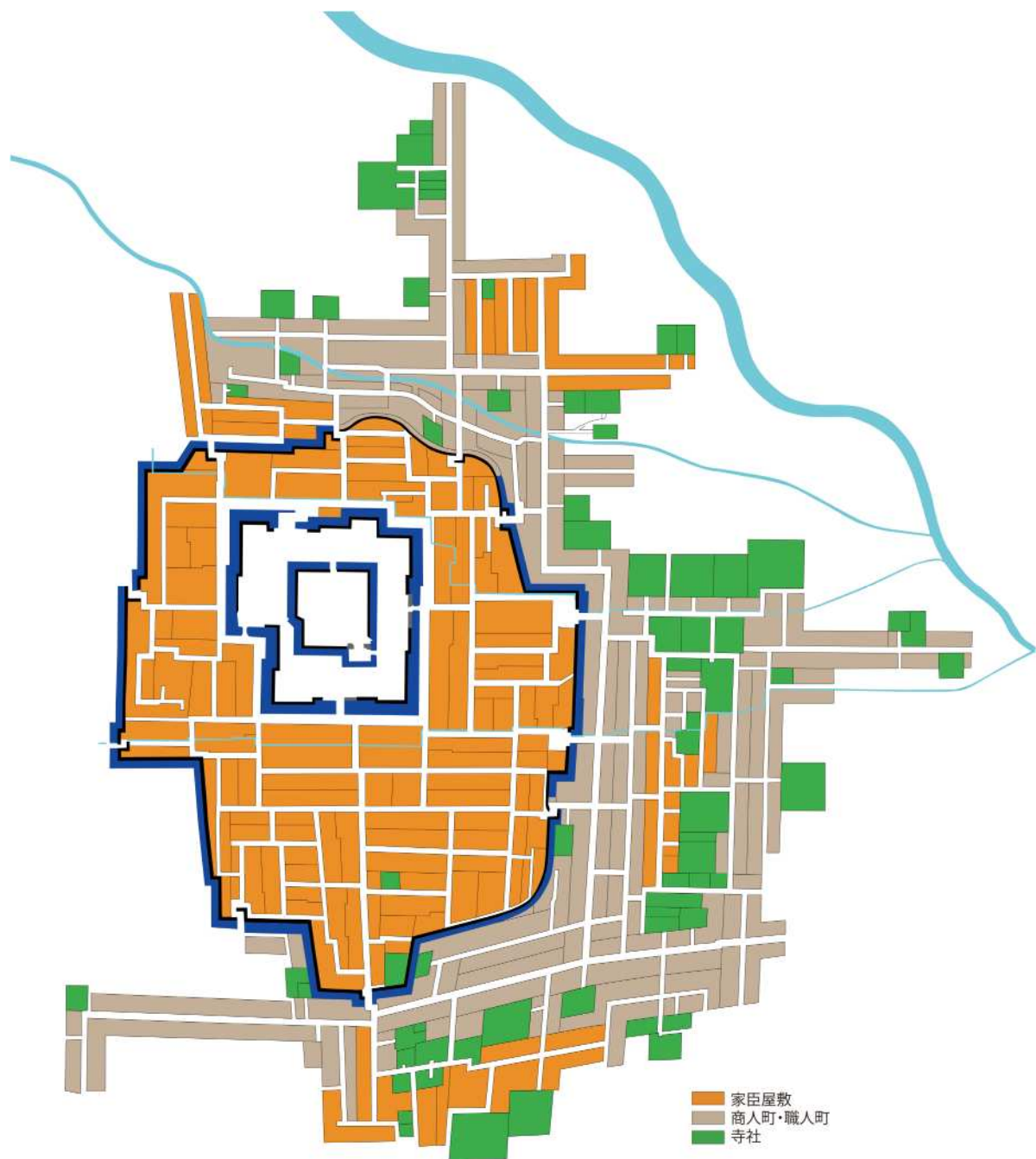


図 2 - 20 （結城）松平氏時代から（大給）松平氏時代の山形城模式図

（原図：正保城絵図（国立公文書館蔵））

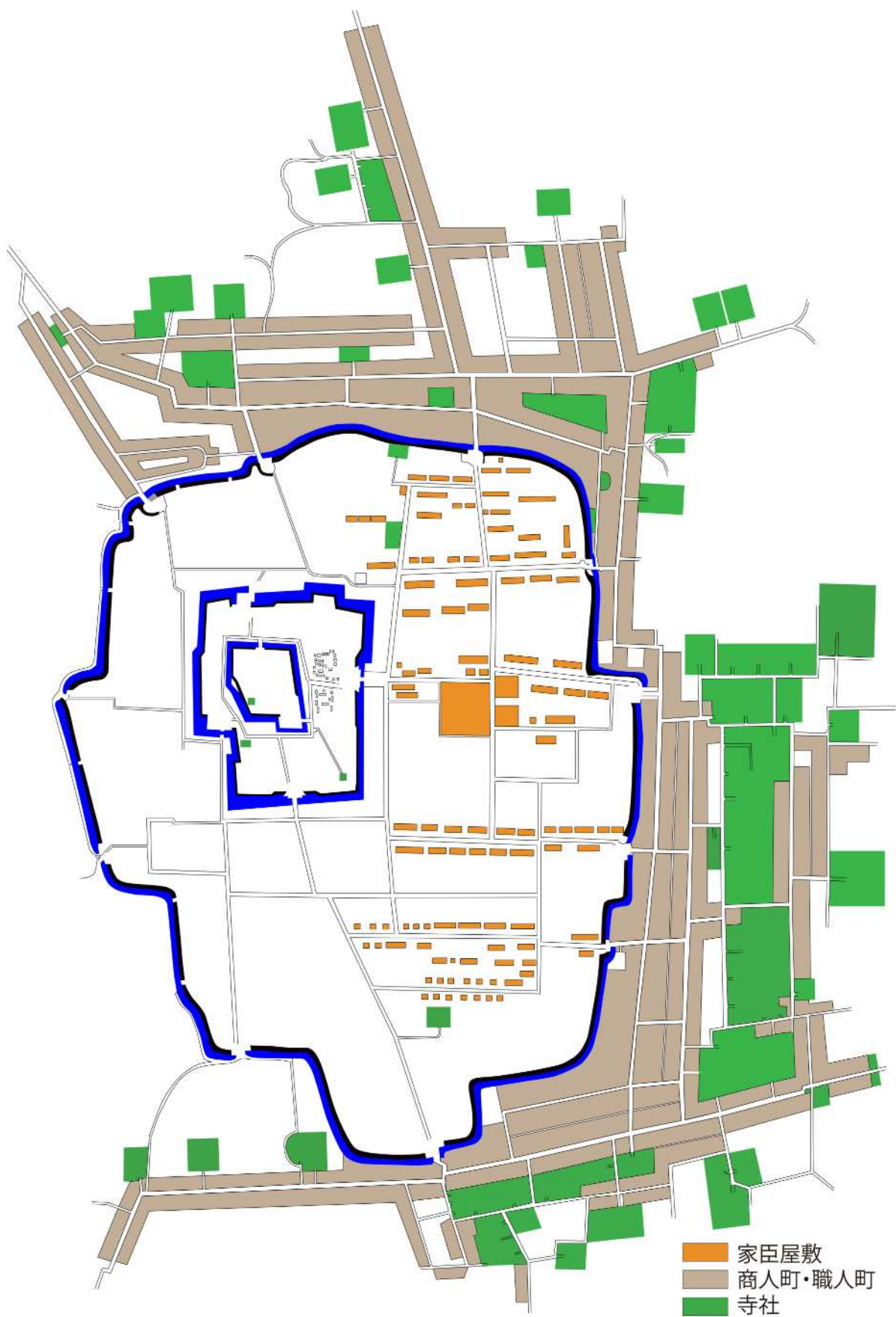


図2-21 第二次幕領期から水野氏時代の山形城模式図
 (原図：水野氏時代山形城絵図(最上義光歴史館寄託))

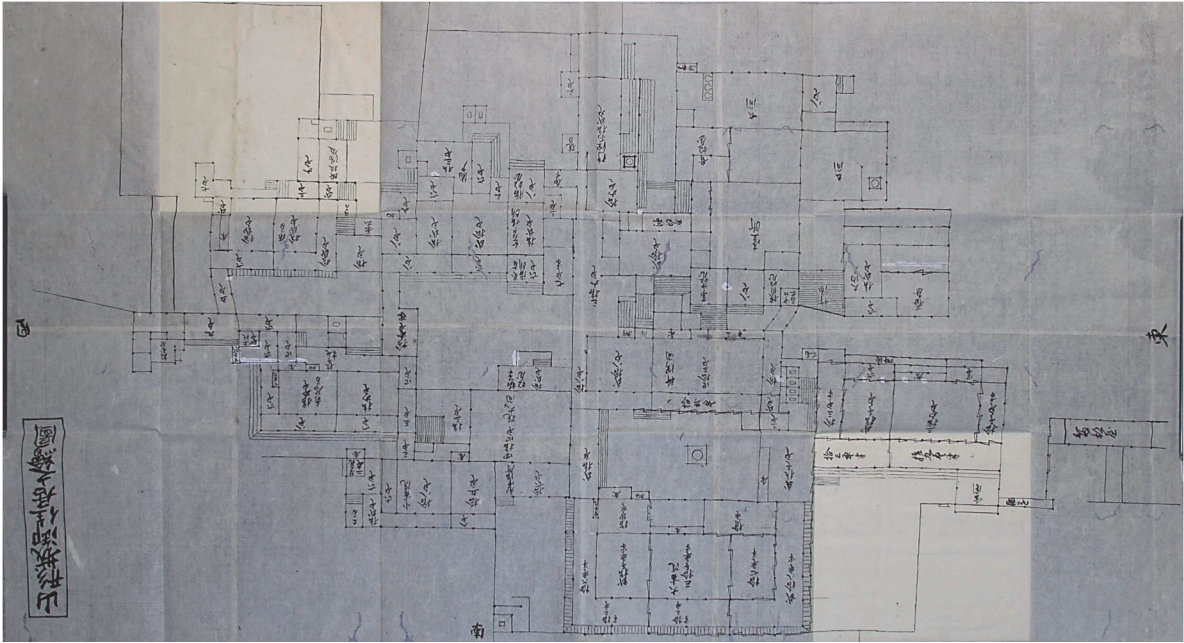


图 2 - 22 山形城御住居之絵図（東北大学附属図書館蔵）

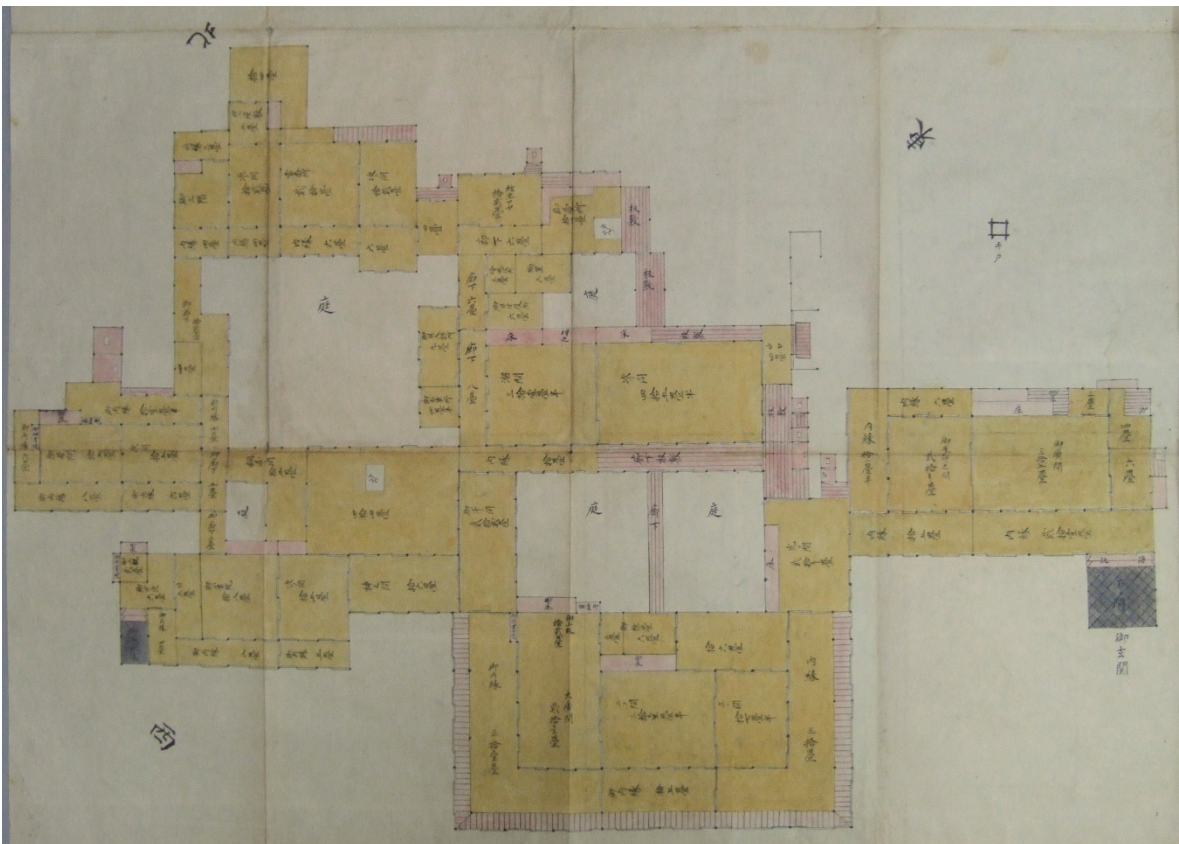


图 2 - 23 本丸御殿絵図（最上義光歴史館寄託）

5 指定の状況

(1) 指定に至る経緯

霞城公園は、山形城跡本丸および二ノ丸の区域を含む公園であり、昭和 23 年(1948)に都市計画決定を受けて普通(運動)公園(18.7ha)となりました。その後、数回の都市計画の見直しが行われ、昭和 56 年(1981)には面積 33.5ha の総合公園として都市計画決定されました。戦後は運動公園として、多くの体育施設が整備され、市民にスポーツやレクリエーションの場を提供するとともに、市街地中心部にある緑豊かな市民の憩いの場として親しまれてきました。

昭和 58 年(1983)6 月、文化庁より霞城公園(山形城二ノ丸)の国史跡指定の打診があり、昭和 60 年(1985)2 月に国の文化財保護審議会から指定の答申がなされました。その際、三ノ丸跡の一部が県指定史跡となっていたため、山形城という同一物件について国指定と県指定の部分が存在するのは指定のあり方として適当ではなく、三ノ丸跡も含めた国史跡指定をすべきであるとの付帯事項が付けられました。

三ノ丸跡は明治時代に民間に払い下げとなり、土塁を崩し、堀を埋め立て民地として活用されてきたため、県指定の段階ではその大半を失っていました。しかし、三ノ丸十日町口付近は幸いにも神社敷地となっており、南北に長さ約 50m、幅は基底部で約 25m、高さ約 5.4m の土塁と、多くが埋まっているものの堀は良好な状態で残っていました。

このような経過から、昭和 61 年(1986)5 月に二ノ丸部分が国史跡に指定された後、昭和 62 年(1987)9 月には三ノ丸跡が追加指定されています。

(2) 指定告示

ア 当初指定

指定名称	山形城跡
指定年月日	昭和 61 年 5 月 28 日(文部省告示第 83 号)
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡 2(城跡)による。
指定の地番	山形県山形市霞城町 1 番、2 番ノ 1、2 番ノ 2、3 番、4 番、5 番、 6 番、17 番ノ 9、160 番、163 番、188 番ノ 1、 199 番 同 城北町一丁目 529 番、530 番ノ 1、530 番ノ 2 番ノ 2、3 番、 4 番、5 番、6 番、17 番ノ 9、160 番、163 番、 188 番ノ 1、199 番

指定説明

山形城は、延文元年(1356)、最上府中に入った出羽国守兼按察使將軍斯波兼頼が、入部の翌年、山方郷に築城したのに始まるといわれる。兼頼の子孫は、その後最上氏を名乗り、室町時代を通じて山形に居城したが、今日の山形城の礎を固めたのは、関ヶ原の戦後、表高 57 万石、実高 100 万石の大大名に栄進した最上義光である。鳥居氏以後の山形城の基本的縄張は、この最上義光時代に大拡張・整備された縄張を踏襲しているものと考えられる。

城は、山形の旧市街のやや西部、馬見ヶ崎川の扇央部を占めるようにつくられており、

全国有数の規模をもつものであった。最上義光は、文禄2年(1593)、「うちたてのほりふしん」を指示しているので、城普請はおおよそ天正末～文禄初年頃に始められ、長い年月を費して完成したものと思われる。その規模は、本丸が東西一丁十九間一尺(約144メートル)、南北一丁十三間(約133メートル)、二ノ丸が東西四丁三間(約433メートル)、南北四丁二十一間(約474メートル)、三ノ丸が東西十四丁五十間二尺(約1617メートル)、南北十四丁十五間(約1553メートル)であったという。古図によれば本丸はほぼ方形で、四方に内堀を繞らし、東に大手の城門をつくり、西に裏門を開き、四隅には隅櫓を配したほか、西方には三重櫓を設け、曲輪内には本丸御殿がつくられ、また二ノ丸は、本丸を囲むような形でつくられていたようである。東・西・南の三方に一つずつ、北には二つの門が設けられていたが、東が大手門、南が南大手門、西が搦手門、北西が北搦手門と呼ばれ、曲輪内には中館等が建てられていたという。中堀の外側には広大な三ノ丸がつくられたが、三ノ丸はことに南と東に広い広がりをもっていた。三ノ丸を取り巻く外堀に面しては、大手口・横町口・十日町口等11の口が開かれており、曲輪の内部には、主として上・中級の家臣の屋敷が並んでいた。

元和8年(1622)、最上義俊が取りつぶし改易された後を受け、岩城平より入って24万石を領した鳥居忠政は、最上氏の山形城の修築を行った。この時の改変は、中堀の形、本丸・二ノ丸の各城門等であったといわれている。山形城の城主は、鳥居氏以後、幕末まで、短期間の幕府領の時代をはさんで、保科・松平・松平・奥平・堀田・松平・堀田・松平・秋元・水野氏と11家、実9家がめまぐるしく替わり、そのつど石高も減って、最後に浜松から入部した水野忠精は、5万石であった。したがって城の大きな改修も行われたとは考えられず、藩主の御殿も二ノ丸東大手門の外の三ノ丸に移されて幕末を迎えたが、公的行事は本丸御殿で取り行われていた。

明治に入って、山形城は山形県庁の所管になったが、三ノ丸は早く処分され、二ノ丸も転売されて、農耕地・薪伐地になった。明治29年(1896)、山形県は陸軍第八師団の管内に属することになって新たに山形に歩兵第三十二連隊が設置されることとなると、山形市は、二ノ丸跡を民間より買収し、内堀を埋め立てて本丸跡と二ノ丸跡を地続きにして陸軍省に寄付し、昭和20年(1945)の太平洋戦争の敗戦直後まで、中堀以内の地は、陸軍の使用するところとなった。敗戦後、中堀以内の旧城域は、めまぐるしい変遷をたどった後、各種体育施設・文化施設等が多数設置されて今日に至っている。

明治中期に内堀が埋め立てられ、旧本丸と旧二ノ丸があたかも一つの曲輪のようになったが、二ノ丸を取り巻く中堀と土塁はほぼ旧規のままである。また、二ノ丸の四つの城門も旧状をとどめている。このうち、もっとも完全な姿を残しているのは西大手門の枳形であるが、もっとも早い修造時の姿を残している門枳形の石垣は、北大手門の一部である。二ノ丸は、これら四つの城門部以外には、石垣を用いていない。

山形市は、今後計画的に各種施設を撤去し、逐次中堀以内の本丸跡・二ノ丸跡を旧態に戻し、史跡として整備することと決めたことを受け、近世初期の面影をよくとどめている全国有数規模の近世城郭である山形城跡の中堀以内を史跡に指定し、時間をかけて城内の整備を全うして、その歴史的意義を永く後世に伝えようとするものである。

(『月刊文化財』第260号 [昭和60年(1985)5月]より転載)

イ 三ノ丸追加指定

追加指定年月日 昭和 62 年 7 月 9 日

指定の地番 山形県山形市十日町一丁目

488 番ノ 18 のうち実測 59.71 平方メートル、
530 番のうち実測 157.17 平方メートル、
531 番ノ 1、531 番ノ 2 のうち実測 131.42 平方メートル、
676 番ノ 3、676 番ノ 4、676 番ノ 7

指定説明

東北における戦国大名の雄最上義光は、戦国時代末期の文禄元年（1592）頃から旧来の山形城の大拡張・整備を行い、三重の堀をもつ城と城下町が整備されて今日に伝わる山形城の基礎が固められた。その構造は、方形の本丸を二ノ丸さらに三ノ丸がとりまく平城で、それぞれ内堀・中堀・外堀によって囲まれている。東西約 1480 メートル・南北約 1881 メートルという壮大な規模をもつ三ノ丸の外堀内側には、上・中級家臣の屋敷群が配されていた。

その後最上氏は転封となり、山形城には近世・近代を通じて手が加えられているが、本丸・二ノ丸は旧規をよく残しており、特に二ノ丸をとりまく中堀や土塁・城門等の遺存度はよく、わが国有数規模の近世城郭として中堀以内が史跡に指定されている。

今回、近年の市街化の波により急速に失われてきた三ノ丸東南部の長さ約 50 メートルにわたる土塁（現高 5.4 メートル）及び外堀の部分を追加指定し、既指定の本丸・二ノ丸跡とあわせて山形城跡の保存を全うしようとするものである。

（『月刊文化財』第 284 号 [昭和 62 年 5 月]より転載）

6 山形城跡の発掘調査と整備事業の経過

（１）発掘調査の概要

山形城跡の発掘調査は、昭和 54 年（1979）の夜間照明施設建設に伴う緊急発掘調査に始まりま
す。史跡指定以前の本丸と二ノ丸北側の照明塔設置に係る発掘調査で、山形城に係る遺構は検出
していません。その後昭和 59 年（1984）に「霞城公園整備計画」を策定し、同計画に基づき必要
な発掘調査を実施しました。昭和 61 年（1986）に山形城本丸・二ノ丸が史跡指定を受けたことで
整備事業に係る発掘調査に取り組む一方、平成 16 年（2004）以降は国土交通省関連補助事業に
係る発掘調査を文化庁事業と並行で実施してきました（表 2－8）。本丸跡については復元を主
体とした事業で文化庁補助事業を活用した発掘調査を実施し、二ノ丸は国土交通省補助事業を
活用した発掘調査と区分し、現在も継続実施しています。

（２）本丸跡の発掘調査の経過

ア 本丸堀跡のレーダー探査（平成 3 年度）

「霞城公園整備計画」の整備の基礎資料とするため、明治時代に埋め戻された本丸堀跡及

びに本丸一文字門跡のレーダー探査を実施しました。探査結果から推定された堀跡位置は、調査前に正保城絵図や地籍図等から推定した堀跡の位置とほぼ一致することが確認されました。

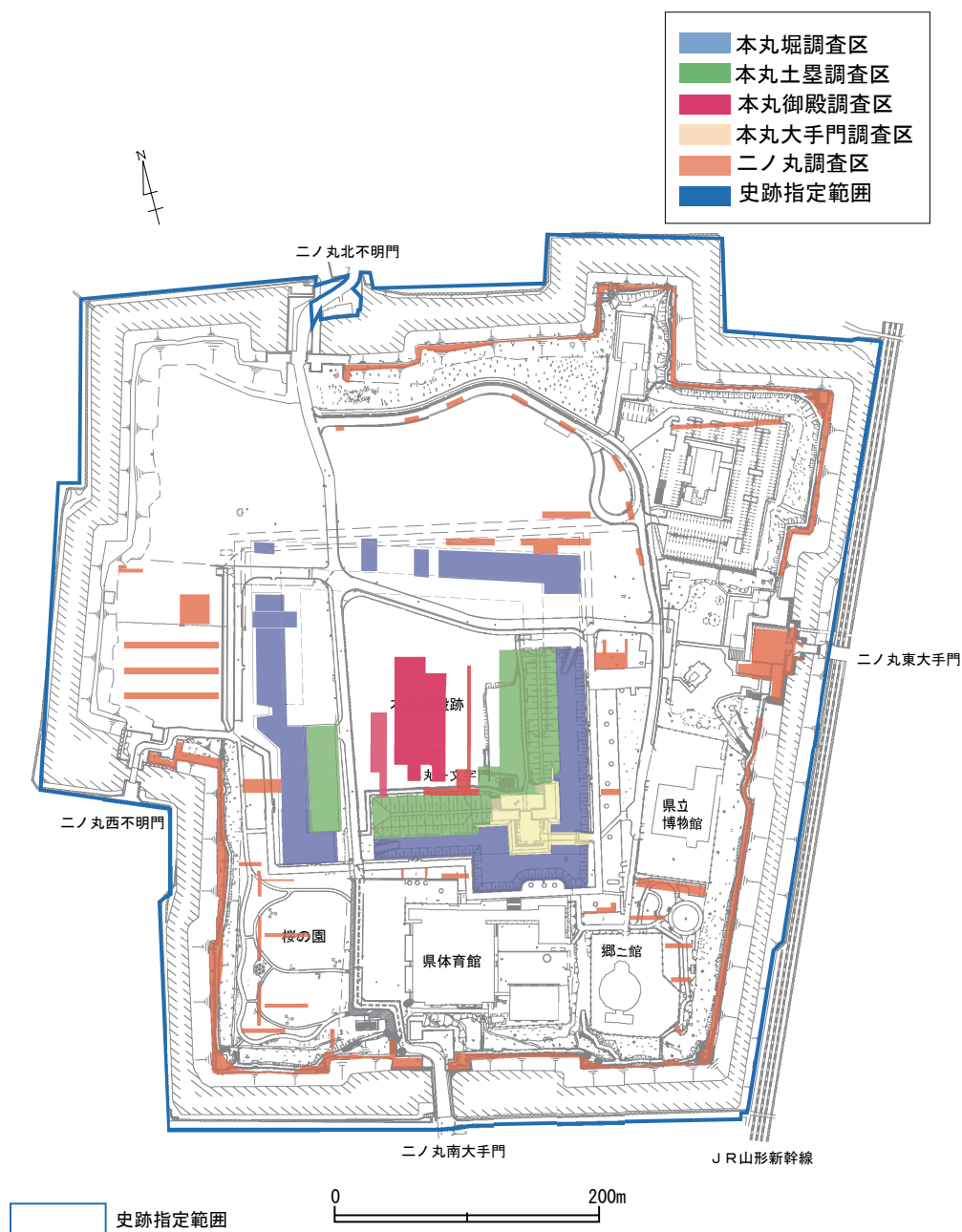


図2-24 史跡山形城跡整備関連発掘調査実施位置図

表 2－8 史跡山形城跡整備関連発掘調査実施概要一覧表

1 本丸跡の発掘調査

ア	本丸堀跡のレーダー探査	平成3年度	1991	探査結果から推定された堀跡の位置は、調査前に古図や地籍図等から推定した堀の位置と、ほぼ一致することを確認。
イ	本丸北堀跡及び本丸西堀跡の試掘調査	平成6・7年度	1994・1995	本丸北堀の二ノ丸側法面の一部を検出。西堀では本丸土塁法面から二ノ丸側掘肩部までを検出。堀肩幅約29m、堀底幅が約11m、堀肩から堀底までの深さ約4.5m。
ウ	本丸一文字門石垣修復に係る発掘調査	平成8～13年度	1996～2001	石垣の特徴及び郭内旧地表面の遺存状況、石垣普請にかかわる地形痕跡の確認。石垣は現地表下約1mより出現し、枳形南東隅部は大きく崩落。
エ	本丸一文字門大手橋跡発掘調査	平成8～16年度	1996～2004	大手橋跡では、桁行3列・梁行7列の合計21本の柱痕及び残存橋脚木柱を確認。本丸一文字門枳形石垣に最も近い梁列の木柱は倒壊。7列ある梁行に対して、地山砂礫層に対する掘り鉢状の地形と粘性土埋土中への建立柱(A種)4箇所と、地山砂礫層中への直接的な建立柱(B種)3箇所を確認。補修痕跡あり。A種地形埋土からは煙管・鑿・小刀・古銭が出土する遺構があり、地鎮的要素を推定。橋脚木柱は樹種同定分析によりすべてスギ材。
オ	本丸堀土塁跡発掘調査	平成12～19年度	2002～2007	本丸東土塁の地上部分の痕跡は削平により不明。南土塁跡も同様だが、堀土塁と並行する石列・石積遺構を検出。本丸一文字門櫓門跡より内面で石組み井戸跡1基検出。掘り方径約4.5m及び石組み径約1.8mと大きく、確認面以下約3mまで調査したがそれ以上に深いことを確認。土塁法面には中段石積遺構及び土塁裾部に護岸石垣を検出。中段石積遺構は、近世初頭の最上氏時代の遺構と判明。堀肩幅は約28m、堀底幅が約10～15m、堀肩から堀底までの深さ約5m。
カ	本丸御殿跡発掘調査	平成19～23年度 平成25～29年度	2007～2011 2013～2017	表土直下に盛土堆積層を検出。鳥居忠政入部に際し大改修を行った痕跡と捉えたが、旧地表面は削平を受けたと判断。井戸跡を検出する目的で御殿配置推定範囲の発掘調査を実施したが未検出。一方、御殿範囲西側の試掘調査で礎石建物跡を検出したほか、御殿範囲北側で堀跡・礎石建物・火災痕跡を検出し、近世初頭の最上氏時代の遺構面と推定。金箔瓦及び野面石垣などを伴う織豊期の城郭要素を確認。

2 ニノ丸跡の発掘調査

ア	ニノ丸東大手門跡発掘調査		昭和61年度	1986	高麗門部分・櫓門部分・枳形部分の調査実施。櫓門の礎石等はすべて所在せず、礎石の根固土坑のみ検出。重複関係から礎石配置に時期差（2時期）を確認。枳形内部では大手門以前の遺構として石列を伴う溝跡等を4条確認。東大手門との関連性が低く古い段階の遺構と推定。
イ	ニノ丸北東部	旧霞城市民プール跡地発掘調査	平成16・17年度	2004・2005	17C中葉の整地堆積層（Ⅱa層）とその下位に相当する黒色堆積層（～17C初頭：Ⅱb層）を検出。近世初頭の遺構群が保存されている可能性を確認。ニノ丸東土塁内法裾部より約10m離れた位置で人為的なやや浅めの溝跡が検出され、堀跡の可能性あり。同層中より国産陶器（瀬戸美濃・越前・信楽）や輸入磁器（景德鎮産）が出土。
ウ	ニノ丸南西部	旧市民テニスコート跡地発掘調査	平成17～20年度	2005～2008	調査区北東域では本丸南堀跡の南西隅部を確認。近世整地層群（Ⅱc～g層：以下Ⅱ層諸群）とその直下のⅡb層を確認した。特にⅡ層諸群はトレンチ間において相違が著しく各層位の相関については不明だが、その直下に基層としてのⅡb層の分布を確認。Ⅱb層直上の一部には焼土層の広がりを検出し、かつ焼土を覆土とする遺構群（溝跡・柱穴）があり土地利用の面相を把握。遺構からは唐津（陶器・皿）・青花（磁器・中国産）が多量に出土し火災などの災害に伴う整地埋層と判断。
エ	ニノ丸東部	東大手門前・山形県立博物館前・山形市郷土館前広場発掘調査	平成19・20年度	2007・2008	東大手門前調査区では、近代の敷石遺構を検出した。また、現地地表直下約30cmからは近世の石列遺構を検出し、二ノ丸東大手門から本丸堀跡に直行する方向に伸び、土塀基礎の可能性あり。
オ	ニノ丸南東部	梅の園園地発掘調査	平成25・30年度	2013・2018	近世初頭のニノ丸堀跡の一部を検出。堀幅推定26m、確認面からの深さ約3m。
カ	ニノ丸南部	県体育館前園路跡発掘調査	平成21年度	2009	中世・戦国期の可能性のある溝跡を検出。幅推定約14m、確認面からの深さ約2.5m。南北に延伸する溝跡で本丸まで延伸する可能性あり。
キ	ニノ丸西部	西調査区発掘調査	平成20年度	2008	石積遺構を検出。近世初頭の可能性あり。
ク	ニノ丸西部	旧ソフトボール場跡地発掘調査	令和1・2年度	2019・2020	近世初頭の堀を検出。堀幅約10m、確認面からの深さ約2m。
ケ	ニノ丸北部	旧市営球場跡地周辺の発掘調査	令和4～6年度	2022～2024	近世初頭の礎石建物跡・溝跡を検出。近世前期以降の石組み暗渠跡を検出。近世初頭の堀跡の可能性ある遺構を検出。

3 ニノ丸土塁天端の整備事業に係る発掘調査

ア	ニノ丸土塁天端	土塀礎石列群の検出	平成22・24～30年度	2010・2012～2018	河川玉石の扁平石を主体に2列平行に敷きならべ内部に小礫による裏込めを配置。部分的に天端外側のやや傾斜下がる位置に、小振りな石材による石列を検出し、新旧2時期を確認。櫓台石垣には接する場所と外側を巡る配置となる場所と差がある。控え柱痕跡等なし。周囲埋土中より本瓦葺の丸瓦・平瓦が出土。
イ	ニノ丸北土塁	屏風折れ土塀礎石列の検出	平成28～30年度	2016～2018	河川玉石の扁平石を主体に2列平行に敷きならべ内部に小礫による裏込めを配置。部分的に天端外側のやや傾斜下がる位置に、小振りな石材による石列を検出し、新旧2時期を確認。内側の新時期の石列は部分的に堀側に鈍角で突出する。外側の旧時期の石列は部分的にニノ丸側に鈍角で内折れる。周囲埋土中より本瓦葺の丸瓦・平瓦が出土。

4 ニノ丸隅隅群の整備事業に係る発掘調査

ア	ニノ丸南東隅部	翼槽跡地の発掘調査	平成22年度	2010	櫓台石垣は南北約10.9m、東西約6.7m。石積は最大2段、高さ約0.9m残存していたが、天端石材は失われていた。西面に幅約2.6m、奥行2.3mの雁木(階段)がつく。建物礎石も消失。石垣は割石を用いた乱積みで、隅角部は残存割合が低いが算木積みと推定。石材は、安山岩・デイスait・花崗岩・流紋岩とバラエティに富む。
イ	ニノ丸南西隅部	坤槽跡地の発掘調査	平成24年度	2012	櫓台石垣は南北約10.1m、東西約7.2m。石積は最大4段、もっとも残存した石垣は高さ約1.4mあったが、天端石材は失われていた。東面に幅約2.9m、奥行2.0mの雁木(階段)がつく。建物礎石も消失。石垣は割石を用いた乱積みで、隅角部は算木積み。石材は、安山岩・デイスait・花崗岩・流紋岩とバラエティに富む。
ウ	ニノ丸北東隅部	艮槽跡地の発掘調査	平成28年度	2016	櫓台石垣は南北約10.5m、東西約7.8m。石積は最大6段、もっとも残存した石垣は高さ約2.7mあり、天端石材及び礎石は一部残存していた。礎石は10石検出し、すべて安山岩。西面に幅約2.8m、奥行2.9mの雁木(階段)がつく。石材は、安山岩・デイスait・花崗岩・流紋岩とバラエティに富む。
エ	ニノ丸北部	肴町向槽跡地の発掘調査	平成29年度	2017	櫓台石垣は南北約6.6m、東西約8.6m。石積は最大4段、高さ約2.0m残存していたが、天端石材は失われていた。南面に幅約3.1m、奥行2.1mの雁木(階段)がつく。建物礎石も消失。石垣は割石を用いた乱積みで、隅角部は残存割合が低い算木積みと推定。石材は、安山岩・デイスait・花崗岩・流紋岩とバラエティに富むが、安山岩の比率が高い。

5 ニノ丸虎口石垣の整備事業に係る発掘調査

ア	ニノ丸南部	南大手門石垣の発掘調査	平成22・24年度	2010・2012	東西の櫓台石垣天端及び西側櫓台雁木を調査。櫓台では一部天端石材が失われていたほか、建物礎石もすべて失われていた。西側雁木石材もほとんどが消失していたが、一部埋没残存しており、安山岩玉石と判明。雁木脇石垣も裾部は一部消失。
イ	ニノ丸西部	西不明門石垣の発掘調査	平成26年度	2014	東側櫓台石垣天端を調査。天端覆土除去と石垣天端背面を確認。天端石材の抜けは少ない。
ウ	ニノ丸北部	北不明門石垣の発掘調査	平成30年度	2018	東側櫓台石垣雁木を調査。雁木石材はすべて消失。雁木裾部は石材消失。

イ 本丸北堀跡及び本丸西堀跡の試掘調査（平成6・7年度）

霞城公園の今後の整備に資することと、併せて平成3年度に実施したレーダー探査の成果を検証する目的で、本丸北堀跡の一部と、本丸西堀跡の一部の試掘調査を実施しました。本丸堀跡の形状を確認し、堀跡の位置は絵図等より推定された位置、及びレーダー探査により推定した位置と、おおそ一致することを確認しました。調査終了後は埋め戻しにより遺構を保護し、平成30年度までに本丸西堀跡は復元工事が行われました。

ウ 本丸一文字門石垣復元に係る発掘調査（平成8～15年度）

（ア）本丸一文字門石垣の検出と解体修理

平成8年(1996)からは、本丸一文字門の位置と保存状態を確認する目的で、本丸南東部の発掘調査を行い、地表下約1mで残存する櫓台石垣を発見しました。堀底までの石垣の状態を確認したところ、江戸時代に石垣修理した部分に歪みがあったため、解体修理工事を含めた石垣復元が進められ、同時に石垣内部の構造確認と、測量及び写真による記録化を行いました。櫓台石垣は本丸の内側部分が根石まで失われており、明治時代の削平が深くまで及んだと判断されました。発掘調査で確認した石垣の規模は、東側櫓台の残存天端で長さ約29m・堀底付近で約32m、屈曲する南面石垣で長さ約7.5m、西側櫓台で入隅からY面石垣端部まで約28m、Y面の西面で約4m、枅形東西面の長さ約22m、枅形南面の長さ約31mを測ります。石垣表面には鉄分が帯状に付着した痕跡が残り、絵図の水堀の記載を裏付けるものでした。近世後期に描かれた本丸及び二ノ丸の各城門と、隅櫓櫓台石垣の実測図によれば、石垣の本来の天端高は水際より約11.3mと記載されており、本丸の旧地表高を推計すると、本丸の現況表面より約2m高くなる値を示しました。石垣石材は安山岩を主体として、玉石を矢割で分割した石材による打ち込み接ぎの技法で積み上げられていました。隅角部は、直方体に精緻な加工を施した隅石を算木積みした石垣です。出隅の稜線部には、幅2～4cmほどの、平滑化した江戸切り意匠が伴います。東側櫓台には、下位に石垣の崩壊痕跡が認められ、その上部には積み上げに際して、逆台形状に横目地が通る江戸時代の石垣修理痕跡が認められました。近世中期に本丸一文字櫓崩壊の記事が残るため、これを裏付ける証拠と捉えています。石垣の背面は、河原の玉石を裏込めに利用し、その背後には地山砂礫層が検出されました。石垣の根石は、根切りによる深掘りを行い、そこに自然玉石を根石として設置し、根石の前後を栗石により固定する方法をとっており、不同沈下を防ぐ胴木などは認められませんでした。一文字門石垣の修理とあわせて周囲の堀跡の発掘調査も行いました。堀底には水性堆積層が発達し、大型建築部材をはじめ漆器・木製品等が保存されていたほか、石垣直下からは多量の瓦類が出土しました。

（イ）絵図に描かれていない石垣の検出と調査

近世後期に描かれた本丸及び二ノ丸各城門及び隅櫓石垣の実測図があり、発掘調査及び石垣復元において基礎資料としていましたが、発掘調査により絵図に描かれていない石垣が確認されました。本丸一文字門の東側櫓台石垣の北側に伸びる石垣は、櫓台と同時に築かれており、先端部は土塁入り隅に築き留めされていました。一方西側の櫓台はもともと絵図よりも西側に伸びる状態が当初の形で、のちに短縮されたことが判明しました。これらの石垣も、一部解体修理に伴い石垣内部の構造確認と写真による記録化を行いました。

裏込めの状況から一文字門石垣構築時に、同時に築かれた石垣であることがわかりました。

エ 本丸一文字門大手橋跡発掘調査（平成8～16年度）

（ア）大手橋に係る遺構と橋の構造

大手橋跡の遺構は、一文字門石垣とほぼ同時に発見されました。橋脚と思われる木柱が土中に埋没した状態で残存していたほか、隣接して木橋部材と思われる長大な部材が出土するなど、橋跡特有の検出状況でした。また、架橋に係る金属製品（クギ・カスガイ類・木工具類）が多量に出土したほか、埋納と考えられる金属製品等（キセル・刀装具・古銭）があり地鎮的な様相がうかがえました。橋脚は桁行3列・梁行7列の合計21本の柱になることと、1列おきに、すり鉢状地形とそれに伴う長い木柱の列があるのと、その中間の短い列が交互に配置されていたことがわかりました。堀の深さから、橋脚は高さ6mにも及ぶ長い柱で支える構造であることがわかりました。また、梁行の7列は相互に微妙に間隔にズレがあるほか、一部木柱には補修痕が伴うことから、改修の痕跡を留めていました。調査後、木柱はすべて取り上げ保存処理を行うこととし、最長約3.3m、最重量（含水）182kgを測り、樹種はすべてスギであることがわかりました。

（イ）二ノ丸側橋台石垣

大手橋跡では、関連する二ノ丸側橋台石垣の調査も並行して行いました。石垣の技術は櫓台石垣と同じでしたが、内部に地山砂礫層が残っており周囲の堀跡法面よりも突出する形が認められたので、本丸堀の土羽仕上げに先行して橋台石垣が築かれたことがわかりました。

オ 本丸堀土塁跡発掘調査（平成12年度より継続中）

（ア）本丸内の旧地表面の残存状況と本丸東堀土塁跡の遺構

本丸の表土攪乱層を除去し、発掘調査しましたが、旧地表は見つかりませんでした。同様に土塁盛土層も残存していませんでした。これは明治時代に本丸堀跡を埋め立てる際に、旧地表面を削平した結果と捉えました。この点は本丸一文字門石垣の調査に係り本丸内側の石垣根石が残存しなかった点とも合致します。現在の地表以下の本丸堀及び土塁が検出され、それに伴う遺構及び遺物が発見されました。土塁堀には自然石を積み上げた石垣が検出されました。背後の土塁斜面を削り、裏込めを伴わず河原石積みの構造で、高さ1m弱を基準に築造されています。所々崩落等によって欠落していますが、最下部の石列が残ることから連続して築かれており、堀水による洗堀防止のための護岸を目的とした護岸石垣です。また、護岸石垣の前面から瓦が集中して出土する状況が確認されました。丸瓦と平瓦を主体とし、棧瓦を含まないもので、黒瓦が多いものの施釉の赤瓦も2割ほど含みます。瓦の時代は近世中期から後期にかけてのようですが幕末の瓦は含みません。このことから瓦群は近世後期の一括廃棄痕跡と捉えました。

また、土塁法面の中段に、玉石による石積みが検出されました。この石積みを土塁中段石積遺構と呼びます。直径1m前後の河川玉石が主体で、2段ないし3段で一定の高さを基準とした石積みで、背面にはわずかに裏込めがありました。背後の土砂を切り、石積みにあわせて背後の安定を整える意識がうかがえます。周囲から土師質土器（かわらけ）や青磁皿が出土しており、16世紀後半の年代を示します。

(イ) 本丸南堀土塁跡の遺構と土塁改修の痕跡

本丸南堀土塁は、本丸一文字門^{ますがた}枅形南面の張り出しに伴い、堀の屈曲した部分から西堀土塁の出隅までの部分を指します。本丸南土塁跡も東堀土塁と同じように、護岸石垣と土塁中段石積遺構が検出されました。護岸石垣は、一部に前後2列に重複個所が認められ、修理した痕跡と捉えました。また東堀跡では、瓦の一括廃棄痕跡を検出しましたが、南堀にはありませんでした。ただし西端では再び瓦の一括廃棄痕跡が出現しました。土塁西端には、かつて本丸月見櫓がありましたので、瓦は建造物に由来する可能性があります。

土塁中段石積遺構は軸線の変化が認められました。西に向かうほど石積遺構が北側へ偏向し、調査範囲の西側では、南側に屈曲して張り出す状態が確認されました。本来の端部の様相とは思わず、崩れ残った遺構が土塁内部に内包された様相と捉えました。この結果から、土塁中段石積遺構は、護岸石垣を伴う土塁よりも古い時代の遺構であるとわかりました。ただし山形城跡の本丸区画に沿った遺構であるため、近世初頭の本丸の遺構と捉えました。

(ウ) 本丸西堀土塁跡の遺構と埋門の痕跡

本丸西堀土塁跡は、中間で屈曲部を伴う形であることが絵図に描かれています。東・南部同様に、土塁裾及び堀底を検出しましたが、護岸石垣は認められませんでした。南端部には瓦の一括廃棄痕跡が検出され、本丸南土塁跡と同じく、土塁南西隅の月見櫓に由来する可能性があります。また、堀跡の二ノ丸側^{こうばい}勾配が東堀及び南堀に比べ緩くなることが発掘調査により判りました。屈曲部では土塁裾にわずかに1段の石列があり、土塁構築の基準とした可能性があります。屈曲部は絵図では埋門^{うづみもん}と描かれ、二ノ丸側では土橋^{どぼし}の痕跡が検出されました。土橋は地山砂礫層が残存するため、削り出しによる構造で、かつ石垣等を伴わない土橋と考えられます。土橋は本丸側の埋門と繋がっておらず、本来は間を木橋などで架橋していたことを示しています。埋門の痕跡は認められませんでした。埋門跡の地下から、土塁中段石積遺構の延伸部分が検出されました。堀土塁跡の軸線からは離れており、土塁中段石積遺構が前時期に帰属することを裏付けます。土塁中段石積遺構の西側には上幅約18m・下幅約10mの溝跡が検出されました。石積遺構の天端から下約1mの深さで地山砂礫層に達するため、この溝跡は近世初頭の堀跡と解釈しました。最上氏時代の絵図では本丸郭の西側に東西を堀に囲まれた敷地が描かれますが、この敷地を取り囲む堀跡に相当する可能性があります。

(エ) 本丸北堀土塁跡の遺構と本丸北不明門跡の遺構

本丸北堀土塁跡は、中間に本丸のからめ手城門にあたる本丸北不明門^{きたあかづもん}が所在し、絵図では石垣と櫓及び土橋状の通路が描かれていました。土塁跡は、裾に護岸石垣を伴い北東部の隅からは、瓦の一括廃棄跡が検出され、土塁北東隅^{うしとら}の良櫓に由来する可能性があります。土塁中段石積遺構も残存し、その上面から最上氏時代の瓦が出土しました。金箔瓦を含み、石積遺構の上面の幅60cmほどの間で出土し、その奥は再び法面が確認されたことから、最上氏時代の土塁の法面中段に築かれた遺構であることがわかりました。北不明門は、食い違い城門の形態で、東西に石垣を配置した櫓門です。北堀にかかる橋は発掘調査により土橋であることがわかりました。長さ約28mで、堀に面した東西に石垣が検出されました。土橋の東西両堀内からは石垣石材が大量に出土しており、明治時代の埋め立ての際に、本丸一文字門と同様に地上部分の石垣を、堀内に崩して埋め立てたことがわかりました。

カ 本丸御殿跡発掘調査（平成 25～30 年度）

霞城公園整備計画に基づき、本丸御殿の復元を目的とした発掘調査を行いました。しかし、本丸一文字門石垣の発掘調査において推察したとおり、本丸内は旧地表面が削平され、御殿跡の痕跡を発見するには至りませんでした。しかし、調査区北側では、大規模な攪乱が旧陸軍時代よりもさらに深く及び、その攪乱層の下から新たな遺構群が発見されました。石垣を伴う堀跡（中央堀跡）や礎石建物跡、石列・井戸跡のほか焼土の広がりとともに、中央堀跡から大量の瓦や陶磁器類が出土しました。金箔瓦も多く含み、鬼瓦や鯰瓦など近世城郭の櫓を推測させることから、山形城の建造物に由来する遺物と捉えました。瓦は黒瓦で、火災による熱で橙色に変色したものも多く、地表に残る焼土が火災の痕跡であることを示します。瓦以外にも、漆喰を塗った壁土も多量に出土しています。火災の際に、熱で固まり崩れなかったもので、建築物の壁材が見つかることも貴重な発見でした。この状況は、山形城の本丸の姿が良好に保存されていたことの証拠であり、金箔瓦等の出土から近世初頭の最上氏時代の痕跡であると解釈しました。

（3）二ノ丸跡の発掘調査の経過

ア 二ノ丸東大手門跡発掘調査（昭和 61 年度）

二ノ丸東大手門枳形内は、復元整備に係る発掘調査を実施しました。東大手門は明治時代の改変で枳形及び櫓台石垣・高麗門等が失われていましたが、高麗門脇の雁木坂の石材が出土し、その成果を活かし凝灰岩を用いて雁木を復元したほか、残存していた石垣と同じ安山岩を素材とした石垣復元を行いました。櫓台石垣の天端は概ね残っていましたが、櫓の礎石などはすべて失われていました。

イ 二ノ丸の整備事業に係る発掘調査（平成 16 年度から継続中）

二ノ丸の発掘調査は、霞城公園整備計画のエリア設定に基づき、整備計画の進捗に合わせて実施してきました。調査手法は整備対象区域の地下遺構及び層位の確認を目的とした発掘調査であり、復元整備を目的とした本丸跡のような全面発掘ではなく、トレンチ調査を主体に進めてきました。

（ア）旧霞城市民プール跡地発掘調査

二ノ丸旧プール跡地の発掘調査では、二ノ丸北東部の遺構保存状況及び堆積土の確認と、残存する二ノ丸土塁との関連性を調査しました。既存施設等あるいは以前存在した施設等による攪乱が著しかったが、17 世紀中葉の整地層と、その下に 17 世紀初頭の黒色堆積層を検出しました。また、二ノ丸東土塁内法裾部より約 10m 離れた位置で、人為的なやや浅めの溝跡が検出されました。堆積土層より、16 世紀末から 17 世紀初頭の近世初頭の陶磁器が出土しました。

（イ）旧市民テニスコート跡地発掘調査

二ノ丸旧テニスコート跡地の発掘調査では、二ノ丸南西部の遺構保存状況及び堆積土の状態を調査しました。既存施設等による攪乱及び整備に伴う盛土が著しかったが、17 世紀中葉以降の整地層が部分的に残存していることと、その下に 17 世紀初頭の黒色堆積層が調査範囲すべてで確認されました。調査区全体の特徴は近世以前の堆積層の検出標高が、西

側で下がる傾向を捉えたことで、近現代の土地利用に伴い平坦地とするため、西側に盛土したことがわかりました。17 世紀初頭の黒色堆積層上面で石列・井戸跡・溝跡・土坑等の遺構及び焼土分布が検出され、16 世紀末から 17 世紀初頭の近世初頭の陶磁器が出土しました。

(ウ) ニノ丸東大手門前・山形県立博物館前・山形市郷土館前広場発掘調査

ニノ丸東大手門前の発掘調査では、表土直下に近代の敷石遺構^{しきいし}を検出した。また、表土直下約 30cm からは、近世の石列遺構が検出されました。さらにその直下から近世初頭の土坑が検出され、16 世紀末から 17 世紀初頭の近世初頭の陶磁器が出土しました。山形県立博物館及び山形市郷土館前の植樹地帯の発掘調査では、土坑・溝跡・井戸跡が検出されました。井戸跡は石組みで本丸一文字門に近く、深さは表から約 2 m で、近世初頭の最上氏時代の井戸跡と捉えました。

(エ) ニノ丸梅の園園地発掘調査

ニノ丸梅の園園地の発掘調査では、調査区東部で大規模な溝跡を検出し、検出面からの深さ約 3 m で底面に達しました。壁面埋土は斜堆積を主体とし、埋め戻しに伴う層位と捉えました。この溝跡は近世初頭の最上氏時代のニノ丸南東部の堀跡と捉えました。絵図では、最上氏時代のニノ丸東南部の堀は円弧を描いており、発掘調査によって絵図の姿を確認したことになります。

(オ) ニノ丸県体育館前園路跡発掘調査

ニノ丸県体育館前園路跡の発掘調査では、幅約 13m で断面が V 字状となる大型溝を断面で検出しました。中世陶器・近世初頭の黒瓦と輸入磁器など、幅広い年代の遺物群が伴います。埋没時期が近世初頭と解釈しましたが、溝跡の規模から中世・戦国期の山形城の堀跡等の可能性があります。

(カ) ニノ丸西調査区発掘調査

本丸西堀の外側植樹帯であるニノ丸西調査区では、近代の施設跡（防空壕か）が検出され、それ以外では石積遺構が検出されました。遺構確認面は近世初頭の最上氏時代に属し、旧市民テニスコート跡地で検出した同時期の遺構の北伸部に相当する可能性があります。

(キ) ニノ丸旧ソフトボール場跡地発掘調査

ニノ丸旧ソフトボール場跡地の発掘調査では、溝跡・石列・石積遺構・土坑等を検出しました。溝跡は幅約 10m で確認面からの深さが約 2 m あり、底面の幅も約 7 m あり断面逆台形を呈します。黒瓦のみが出土したため、絵図をもとに近世初頭の最上氏時代の堀跡と捉えました。本丸西堀土塁跡の埋門地区において、土塁中段石積遺構を伴う堀跡と同じ性格で、最上氏時代本丸の西側小郭を取り巻く東西の堀のうち西側の堀跡の可能性が高いと捉えました。また、南北軸を持つ石列・石積遺構が並行して検出されましたが、近世初頭の遺構確認面に伴うため最上氏時代の遺構であり、同時代の遺構が保存されていることがわかりました。

(ク) ニノ丸旧市営球場跡地周辺の発掘調査

ニノ丸旧市営球場跡地の発掘調査では、礎石建物跡・石列・石組溝跡等を検出しました。いずれも近世初頭の最上氏時代の遺構確認面で検出したもので、その上位には近世の盛土で覆われていましたが、更に地表から同面直上まで現代（市営球場）の攪乱が及んでいまし

た。近世の盛土からは 16 世紀末から 17 世紀初頭に属する瓦・土器陶磁器・金属製品が出土しました。遺物群は盛土の際に廃棄された状態であるため、近世前期の改修に伴う盛土と解釈しました。また、同地区北側の園路沿いでは園路再整備に係る発掘調査で、石列・溝跡・土坑等を検出しました。遺構確認面が現地表に近いことで、攪乱の影響が強く出土遺物も近現代が主体を占めますが、近世期の陶磁器もわずかに含むほか、近世の瓦を伴います。一部に確認面が深い遺構もあるため、最上氏時代の遺構面が保存されている可能性が高く、旧市営球場跡地の大半で、近世初頭の遺構が保存されていることが明らかになりました。

ウ ニノ丸土塁天端の整備事業に係る発掘調査（平成 16 年度から継続中）

（ア）土塀礎石列群の検出

土塁天端は、現況で幅約 2 ～ 4 m と地点により幅の差異が著しいですが、土塁築造後の近世における改修や、近代以降の改変によるものと考えられたため、本来の土塁天端の状態を確認する目的で発掘調査を実施しました。土塁天端では、安山岩の玉石を主体とする石列が検出され、土塀の礎石列と解釈しました。その所在は二ノ丸北土塁・東土塁・南土塁に顕著に残り、西土塁では現在まで確認できていません。二ノ丸東土塁・南土塁では原則 1 列ですが、部分的に 2 列となる範囲があり、一方が他方により破壊されている痕跡も認められるため、時期差のある礎石列と捉えています。確認した範囲で石列は 1 段のみで積み石にはならず、杭跡や壁土の残存などは認められず、土塀自体の構造は不明です。また、控え柱の痕跡についても未確認です。一部には二ノ丸堀に面した土塁外側法面に崩れかかる石列もあるため、経年による土塁の沈下等の破損により、土塀の改修が行われた可能性も考えられます。遺構に伴う遺物は瓦がほとんどですが、丸瓦・平瓦による本瓦葺きの土塀であることがわかりました。

（イ）二ノ丸北土塁の屏風折れ土塀礎石列の検出

二ノ丸北土塁では、^{びょうぶお}屏風折れ土塀の礎石列を検出しました。位置は二ノ丸北不明門から二ノ丸良櫓までの範囲です。この石列も新旧 2 時期の姿を留め、新時期の遺構が堀側（外側）に折れ部を持ち、旧時期のものは二ノ丸側（内側）に折れ部を持つ形の違いも認められました。屏風折れ土塀は他の城絵図で描かれたものがありますが、遺構で確認された事例はほとんどなく、山形城も絵図では描かれていませんでした。山形城跡の特筆すべき重要な遺構の一つです。

エ ニノ丸隅櫓群の整備事業に係る発掘調査（平成 16 年度から継続中）

（ア）二ノ丸^{たつみやぐら}異櫓跡地の発掘調査

二ノ丸^{たつみやぐら}異櫓跡地は二ノ丸土塁南東隅部にある櫓台で、調査以前は石垣の一部が露出するのみでした。石垣は 2 段で高さ約 90 cm 残存しており、天端石材が撤去されていました。西側に面して雁木が付属し、2 段目までが残存していました。石垣は南北約 11m 東西 6.7m を測り、雁木は幅約 2.6m 長さ約 2.3m あり、これらの規模は近世後期の実測図とほぼ合致しました。石垣は割石及び角礫で、石質鑑定の結果、安山岩・花崗岩・流紋岩・デイサイト・凝灰岩・砂岩が使用されており、デイサイト及び流紋岩が 5 割を占め、安山岩が 1 割の内訳でした。二ノ丸城門がほぼ安山岩を使用するのにくらべて、多様な石材を使用したことが

わかりました。周囲の埋土のうち、土塁の内法に沿う北西隅の埋土が厚く、瓦を多量に含みます。層位に従い下層の黒瓦から上層の赤瓦への変遷を捉えたことと、瓦は葺き替えなどに伴って櫓台周辺に埋め立てたと考えられ、結果として櫓台が埋没していった経緯を確認できました。

(イ) 二ノ丸^{ひつじきるやぐら}櫓跡地の発掘調査

二ノ丸^{ひつじきるやぐら}櫓跡地は二ノ丸土塁南西隅部にある櫓台で、調査以前に石垣はほぼ露出していませんでした。石垣は4段残存しており、天端石材が撤去されていました。東側に面して雁木が付属し2段目までが残存していました。石垣は南北約10m 東西7.2mを測り、雁木は幅約2.9m、長さ約2mあり、これらの規模は近世後期の実測図とほぼ合致しました。石垣の高さは土塁内法にあたる北東隅が最も高く、約1.4m残存していました。石垣は割石及び角礫で、石質鑑定の結果安山岩・花崗岩・流紋岩・デイサイトが使用されており、安山岩が5割弱の内訳でした。根石のほとんどに安山岩の玉石を使用したほか、隅石は安山岩の割石で算木積み志向した直方体の石材を使用しています。しかし、築石は粗割の流紋岩・デイサイトがみられ技術面での差異が大きいため、隅部は積み直しなどの経緯と考えられます。本地点においても周囲の埋土から瓦の出土が多く、瓦は葺き替えなどに伴って櫓台周辺に埋め立て、櫓台が埋没していった経緯を確認できました。

(ウ) 二ノ丸^{うしとらやぐら}長櫓跡地の発掘調査

二ノ丸^{うしとらやぐら}長櫓跡地は二ノ丸土塁北東隅部にある櫓台で、調査以前は石垣の天端石が残っていました。石垣は南西隅部で6段残存しており、高さ約2.7mを測りました。西側に面して雁木が付属し3段目までが残存していました。石垣は南北約10.5m 東西7.8mを測り、雁木は幅約2.8m長さ約2.9mあり、これらの規模は近世後期の実測図とほぼ合致しました。石垣は割石及び角礫で、石質鑑定の結果、安山岩・花崗岩・流紋岩・デイサイトが使用されており、安山岩が7割の内訳でした。隅石は直方体を意識した切り石を使用し、かつ隅の稜線部分に幅2～4cmの精緻な削りがはいる江戸切り意匠が認められました。また、石垣天端とともに、内部には建物礎石が10石配置されていました。すべて安山岩で、扁平礫を使用しています。周囲の埋土からは瓦が大量に検出されました。その最大の特徴は幕末の水野氏時代に比定される黒軒丸瓦・黒軒平瓦が出土したことで、明治時代の櫓解体に係わり発生した廃瓦の処理層と推定しました。それ以前の時代の瓦も含めて、瓦は葺き替えなどに伴って櫓台周辺に埋め立て、櫓台が埋没していった経緯を確認できました。

(エ) 二ノ丸肴町向櫓跡地の発掘調査

二ノ丸肴町向櫓跡地は二ノ丸土塁北側突出部に所在する櫓台で、調査以前に石垣はほぼ露出していませんでした。石垣は最高4段残存しており、天端石材が撤去されていました。南側に面して雁木が付属し3段目までが現存していました。石垣は南北約6.6m 東西8.6mを測り、雁木は幅約3.1m長さ約2mありこれらの規模は江戸時代後期の実測図とほぼ合致しました。石垣の高さは土塁内法にあたる南東隅が最も高く約2m残存していました。石垣は割石及び角礫で石質鑑定の結果、安山岩・花崗岩・流紋岩・デイサイトが使用されており、安山岩が7割半の内訳でした。根石のほとんどに安山岩の玉石を使用したほか、隅石は直方体を意識した切り石を使用し、かつ隅の稜線部分に幅2～4cmの精緻な削りが入る江戸切り意匠が認められました。石垣南東側に瓦敷遺構を検出しました。堀田氏家紋軒丸瓦

及び三葉文軒平瓦ほかすべて黒瓦が敷きならべ水平に埋没していました。瓦の葺き替え等に係る痕跡と捉えています。

オ ニノ丸城門石垣の整備事業に係る発掘調査（平成 18 年度から継続中）

（ア）ニノ丸南大手門石垣の発掘調査

ニノ丸南大手門石垣は、昭和 54 年(1979)に石垣修理を行った履歴がありますが、詳細記録が残っておりません。平成 22 年(2010)に、ニノ丸土塁東南部の整備事業に係り東側櫓台石垣天端面の発掘調査を行い、平成 24 から 27 年(2012 から 2015)にニノ丸土塁東西部の整備事業に係り西側櫓台石垣天端面の発掘調査を実施しました。東西の櫓台石垣の天端はいずれも天端地表面が攪乱されており、櫓の礎石は残存しませんでした。天端石材は概ね残存していましたが、一部撤去され新補玉石により補修された状況でした。西側櫓台石垣に接した雁木では、階段の玉石石段の一部が現存していました。大部分は撤去された状態で雁木脇石垣も、裾部分は一部崩れた状態で埋没していたため、人為的な改変を受けたことがわかりました。階段石は安山岩主体で、踏み面天端に平滑な河川玉石を配していました。

（イ）ニノ丸西不明門石垣の発掘調査

ニノ丸西不明門石垣は、昭和 29 年(1954)と 33 年(1958)に整備されていますが、詳細記録は残っておりません。平成 27 年(2015)に、ニノ丸西不明門東側櫓台石垣天端の発掘調査を実施しました。天端地表面は攪乱されており、櫓の礎石は現存しませんでした。天端石材は概ね残存していましたが、一部後世の改変によるものか、土塁と接する部分の石垣が確認できない部分がありましたが、現存土塁の保存のため調査を行いませんでした。

（ウ）ニノ丸北不明門石垣の発掘調査

ニノ丸北不明門石垣は、昭和 58 年(1983)に石垣修理を行った履歴がありますが、詳細記録が残っておりません。ニノ丸側の現地表より 2 から 3 段目までの上部を解体修復したほか、天端石を新補石材で復元しています。平成 30 年(2018)に、ニノ丸土塁の整備に合わせ、東側櫓台のうち東側雁木部分の発掘調査を行いました。調査の結果、雁木の敷石はすべて失われていました。雁木西面の石垣の観察では昭和の修理に伴う新補石材は 12 石あり、それを除く 89 石がすべて安山岩でした。

（４）発掘調査成果の総括

ア 近世前期から幕末までの様相

山形城跡として地上に表出している遺構は、近世前期に改修されたニノ丸堀土塁と、4 か所の城門石垣等が主体です。ニノ丸内は明治時代以後の改変や現代の公園整備により旧地表が表出している部分はありません。本丸堀の埋め立てに際し旧地表が削平され、その後攪乱等を受けたことが原因です。しかし、発掘調査ではその下層の近世初頭の最上氏時代の遺構面が検出される事例が多数確認されました。これは大改修において厚く盛土が施された結果で、盛土は地山黄褐色砂層及び砂礫層が主体で、堀跡の掘削土によるものと捉えています。ニノ丸土塁跡は、天端の遺構確認を主体とし、一部土塁断面の調査を行いました。土塁天端では、土塀礎石列や隅櫓櫓台石垣などの遺構を検出しました。また、櫓台周辺の埋土には、瓦の堆積層を検出し、時間経過に伴う瓦の変遷が確認されました。ほとんどの櫓台は露出していませんでし

たが、近世において既に瓦廃棄を伴い埋没していた経緯が明らかになりました。石垣天端石材は大部分が失われており、櫓の礎石も含めて明治時代に破壊されたものと解釈しました。これは城門石垣においても同様で、調査した範囲では大部分の石垣天端とすべての礎石は失われていました。城門石垣と二ノ丸隅櫓とは石材の種類や石材加工技術に明確な差異が認められました。城門石垣は、土橋等も含めてほぼ安山岩を素材とした石垣ですが、隅櫓は安山岩のほか流紋岩・デイサイトなどの火山岩が加わります。安山岩は河原の玉石を素材として、矢割石材を組み上げた、打ち込み接ぎの乱積みが主体の石垣ですが、流紋岩・デイサイトを素材とした石垣は矢穴がなく、直接打撃で形成された可能性が高い石材で、積み方も乱積みが主体です。隅石のみ安山岩の隅櫓も多く認められ、近世前期以降の明瞭な算木積みへの改修痕の可能性あります。

本丸においても近世前期の城門及び堀土塁跡が検出されました。いずれも明治時代に破壊されているため、現地表以下の部分ですが、本丸一文字門跡は石垣・木橋跡が検出されました。本丸北不明門跡は土橋跡と石垣の一部が検出され、埋門跡では二ノ丸側の土橋跡が確認されました。本丸一文字門石垣には、絵図には現れない石垣や江戸時代における石垣修理痕跡が明瞭に残され、歴史的な変遷を確認することができました。土塁裾には護岸石垣を検出し、洗掘予防としての土木技術を窺うことができた一方、土塁法面では版築等の土砂締固めといった痕跡は認められませんでした。本丸・二ノ丸とも発掘調査では大量の瓦が出土し、建造物に係る遺物の様相が明らかになりました。概ね黒瓦から赤瓦への推移を把握したことと、最上層からは再び黒瓦の一群が出土したことで、幕末の水野氏時代には黒瓦での普請を行ったことが史実として捉えられました。近世中期の城主堀田氏の家紋瓦が鬼瓦や軒丸瓦の意匠で確認できましたが、黒瓦と赤瓦の両方があり赤瓦の導入時期についての根拠と捉えました。

二ノ丸土塁は天端に土塀礎石列が残存していました。後世の埋土で大部分は埋没していましたが、表土除去によりかなりの部分で残存していました。安山岩の河川玉石で規模が類似した石材を選択したと考えられます。概ね2列近接して並べ一組とし、その間に裏込め状の小礫を敷いた状態でほぼ1段の石列でした。場所によりもう一組並列して検出しましたが、法面肩部に近く、やや傾いた状態で検出される事例が多数認められました。これを時期差と捉え、土塁沈下などの理由によって改修した痕跡と解釈しました。なお、二ノ丸北土塁上には「屏風折れ土塀」の礎石列が検出されました。他の地点では認められない特異な事例です(54頁参照)。二ノ丸北土塁内法の一部の断面調査を行った結果、土塁内部に築造時期に差異を認める盛土痕跡を検出しました。絵図では近世初頭の山形城二ノ丸の堀土塁と、近世前期以降の二ノ丸堀土塁とは同じ位置に描かれています。従って、この内包された盛土は、近世初頭の最上氏時代の二ノ丸北土塁の痕跡の可能性が考えられます。

このように、主に二ノ丸に現存する山形城の痕跡は近世前期の大改修によって形成された遺構群のうち、区画を示す堀土塁跡が明確に保存されていることが明らかになりました。一方、屋敷地等に関しては近世前期から明治時代に至るまでの明瞭な遺構は検出されていないか、調査範囲等の制約により確認ができませんでした。

イ 近世初頭の様相

アで示した顕在化した遺構は、山形城跡の史跡指定時の本質的価値として、指定の説明理

由にも示されたものです。山形城跡の整備は、この本質的価値である近世前期以降の遺構群等の検出を目的として行われましたが、その結果、近世初頭の最上氏時代の遺構・遺物も確認するに至りました。最上氏時代の本丸御殿跡の遺構群は、礎石建物を主体に建造物に係るものと石列を主体とした区画を示すものが広がり、地点により時期差を示す重複が認められました。中央堀跡と金箔瓦の廃棄の様子は、火災の史実を裏付けるとともに、金箔瓦という歴史上重要な要素が、山形城に伴うことを明確に示します。絵図には示されなかった近世初頭の本丸の様相は、織豊期と呼ぶ近世初頭のごく初期の、山形城本丸の本質的な価値として重要な発見でした。また、本丸堀土塁跡では、大改修後の土塁の内側から土塁中段石積遺構が検出され、最上氏時代の遺構であると解釈しました。同時期の土塁法面に土留めとして築かれた遺構で、本丸の四周すべてで見つかり、その下位が堀底であると考えられます。概観すると近世初頭の山形城本丸の堀跡は、近世前期以降の堀土塁の配置よりも内側に入りわずかに小さかったことが裏付けられました。同じく、堀底推定面の高さも、近世前期以降の堀底の半分程度で、浅い堀であったことがわかりました。二ノ丸においても、北東部や南東部では浅めの堀跡が検出されたほか、南東部では現況の堀の軸線とは異なり、二ノ丸を斜めに走る堀跡を検出したことから、最上氏時代の絵図にみえる二ノ丸南東部の円弧を描く堀跡と推定しました。二ノ丸北土塁では、現況の土塁内部から古く低い盛土痕跡を認め、近世初頭の土塁の可能性を示唆しています。この事実は二ノ丸においても近世初頭の最上氏時代の遺構が現況の二ノ丸内側に入り小さかったことの裏付けであり、堀は浅く土塁も低かった可能性が示されました。

（５）山形城跡の整備事業の経過

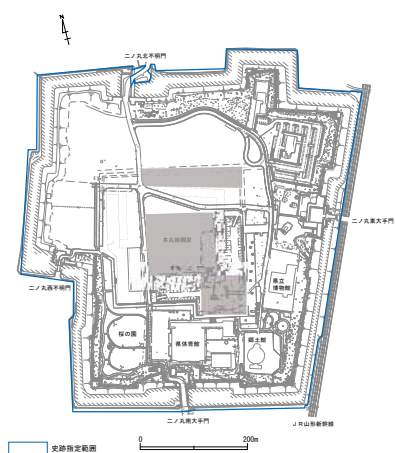
山形城跡の整備は昭和 23 年(1948)の霞城公園として都市計画決定以後継続して行われてきました（表 2－9～10）。

表 2－9 山形城跡における整備事業経過一覧表（１）

年度	整備関連事項
昭和23年度(1948)	二ノ丸北不明門入口付近整備
昭和24年度(1949)	二ノ丸北不明門入口付近整備
昭和27年度(1952)	二ノ丸東大手門入口付近整備
昭和29年度(1954)	二ノ丸西不明門付近整備(石積)
昭和32年度(1957)	二ノ丸南大手門付近整備(石積)
昭和33年度(1958)	二ノ丸西不明門付近整備(石積)
昭和35年度(1960)	二ノ丸東大手門橋梁拡幅
昭和36年度(1961)	二ノ丸東大手門橋梁拡幅
昭和42年度(1967)	二ノ丸西堀石積
昭和43年度(1968)	二ノ丸西堀石積
昭和44年度(1969)	二ノ丸西堀石積
昭和45年度(1970)	二ノ丸西堀石積
昭和46年度(1971)	二ノ丸西堀石積
昭和47年度(1972)	二ノ丸堀石積・二ノ丸西堀整備
昭和49年度(1974)	二ノ丸東堀復旧

表2-10 山形城跡における整備事業経過一覧表(2)

年度	整備関連事項
昭和54年度(1979)	二ノ丸南門石垣隅櫓石積修復・二ノ丸北大手門・二ノ丸西堀湛水
昭和55年度(1980)	二ノ丸西堀湛水
昭和56年度(1981)	二ノ丸西堀湛水
昭和58年度(1983)	二ノ丸北門石垣修復
昭和59年度(1984)	「霞城公園整備計画書」策定
昭和61年度(1986)	山形城跡が国史跡に指定される
昭和62年度(1987)	二ノ丸東大手門石垣修復・二ノ丸東大手門復原
昭和63年度(1988)	二ノ丸東大手門石垣修復・二ノ丸東大手門復原
平成1年度(1989)	二ノ丸東大手門石垣修復・二ノ丸東大手門復原
平成2年度(1990)	二ノ丸東大手門復原
平成10年度(1998)	本丸一文字門石垣修復及び復原
平成11年度(1999)	本丸一文字門石垣修復及び復原
平成12年度(2000)	本丸一文字門石垣修復及び復原
平成13年度(2001)	本丸一文字門石垣修復及び復原
平成14年度(2002)	本丸一文字門石垣修復及び復原
平成15年度(2003)	本丸一文字門石垣修復及び復原・本丸東堀跡・土塁跡復原
平成16年度(2004)	本丸一文字門大手橋復原
平成17年度(2005)	本丸一文字門大手橋復原・本丸東堀跡及び土塁跡復原
平成18年度(2006)	本丸東堀跡及び土塁跡復原
平成19年度(2007)	本丸東堀跡及び土塁跡復原・本丸南堀跡及び土塁跡復原
平成20年度(2008)	枅形南堀跡復原
平成21年度(2009)	枅形南堀跡復原・本丸南堀跡及び土塁跡復原
平成22年度(2010)	本丸南土塁跡復原・二ノ丸土塁園路整備
平成23年度(2011)	二ノ丸東大手門広場園路整備・二ノ丸土塁園路整備・本丸御殿跡園路整備
平成24年度(2012)	本丸一文字門高麗門復原・本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸桜の園広場整備
平成25年度(2013)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸桜の園北側広場園路整備
平成26年度(2014)	本丸一文字門枅形土堀復原・二ノ丸土塁園路整備
平成27年度(2015)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸土塁園路整備
平成28年度(2016)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸桜の園北側広場園路整備・二ノ丸東大手門本瓦葺改修整備
平成29年度(2017)	二ノ丸梅の園広場園路整備・二ノ丸東大手門本瓦葺改修整備
平成30年度(2018)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸梅の園広場園路整備
令和元年度(2019)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・二ノ丸土塁園路整備
令和2年度(2020)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・東大手門便所改築整備・二ノ丸土塁園路整備
令和3年度(2021)	本丸西堀跡及び土塁跡復原・旧野球場北側道路整備
令和4年度(2022)	二ノ丸土塁園路整備・旧野球場北側道路整備
令和5年度(2023)	旧野球場北側道路整備
令和6年度(2024)	本丸御殿広場北側道路撤去・二ノ丸土塁園路整備



本丸一文字門石垣検出状況



本丸一文字門大手橋跡検出状況



大手橋橋脚検出状況



本丸東土塁裾部瓦捨て場検出状況



本丸南土塁中段石積遺構検出状況



本丸南土塁護岸石垣検出状況



本丸東土塁護岸石垣・土塁中段石積遺構検出状況



本丸西堀(南部)堀底検出状況



本丸西土塁中段石積遺構真俯瞰



本丸西土塁中段石積遺構検出状況



本丸西堀埋門土橋真俯瞰



本丸西堀埋門土橋検出状況



本丸西土塁内部の近世初頭最上氏時代遺構検出状況



本丸西土塁埋門櫓台石垣崩落状況

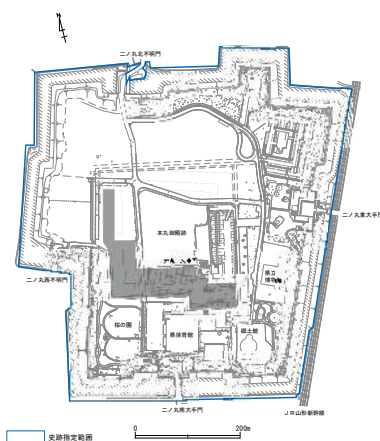


本丸一文字門復元完成及び本丸御殿跡遠景



本丸一文字門大手橋復元完成

図2-25 史跡山形城跡発掘調査経過 本丸一文字門・本丸堀土塁



本丸御殿跡調査区全景（平成25年度）及び本丸一文字門石垣配置状況



本丸御殿跡・中央堀跡検出状況



本丸御殿跡・中央堀跡検出状況



本丸御殿跡・北西石垣群検出状況



本丸御殿跡・金箔押沢瀉文鬼瓦



本丸御殿跡・井戸跡出土金箔鯉瓦



本丸御殿跡・金箔押山文軒丸瓦



本丸御殿跡・建物跡及び瓦敷遺構検出状況



二ノ丸北東部・長櫓櫓台石垣検出状況



二ノ丸南東部・巽櫓櫓台石垣検出状況



二ノ丸北部・土塁天端屏風折土塀礎石検出状況



本丸堀跡・堀田氏家紋鬼瓦



史跡山形城跡・二ノ丸全景

図2-26 史跡山形城跡発掘調査経過 本丸御殿跡・二ノ丸土塁

7 山形城跡に係る関連法規制

(1) 文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的として定められました。

ア 史跡指定地内(史跡である山形城跡の管理) 山形城跡を史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存・活用するため、文化財保護法 の規定に基づき管理を行っています。特に指定地内における土地の現状変更等については、第 125 条の現状変更等に係る適切な 管理を実施しています。

イ 史跡指定地外(周知の埋蔵文化財包蔵地である山形城跡の管理) 史跡指定地外である三ノ丸は、城館跡として埋蔵文化財包蔵地であるため、文化財保護法第 93～95 条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めています。

(2) 都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号)

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって 公共の福祉の増進に資することを目的として定められた法律です。山形城跡の本丸・二ノ丸は、都市公園「霞城公園」の範囲内に位置しています。

(3) 都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進 の寄与することを目的として定められた法律です。史跡山形城跡は、その範囲すべてが都市公園(総合公園)として、昭和 56 年に 都市計画決定されています(建設省告示第 3305 号)。また、都市計画法第 8 条に基づく用途地域は、第 1 種中高層住居専用地域に位置付けられています。

(4) 建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。櫓等の建造物を建築する場合には建築基準法に適合することが求められるため、技術的制約については、具体的な計画に基づき検討する必要があります。

(5) 景観法(平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等の措置を講ずる法律です。史跡山形城跡は、歴史的、文化的背景に配慮した景観形成が求められています。

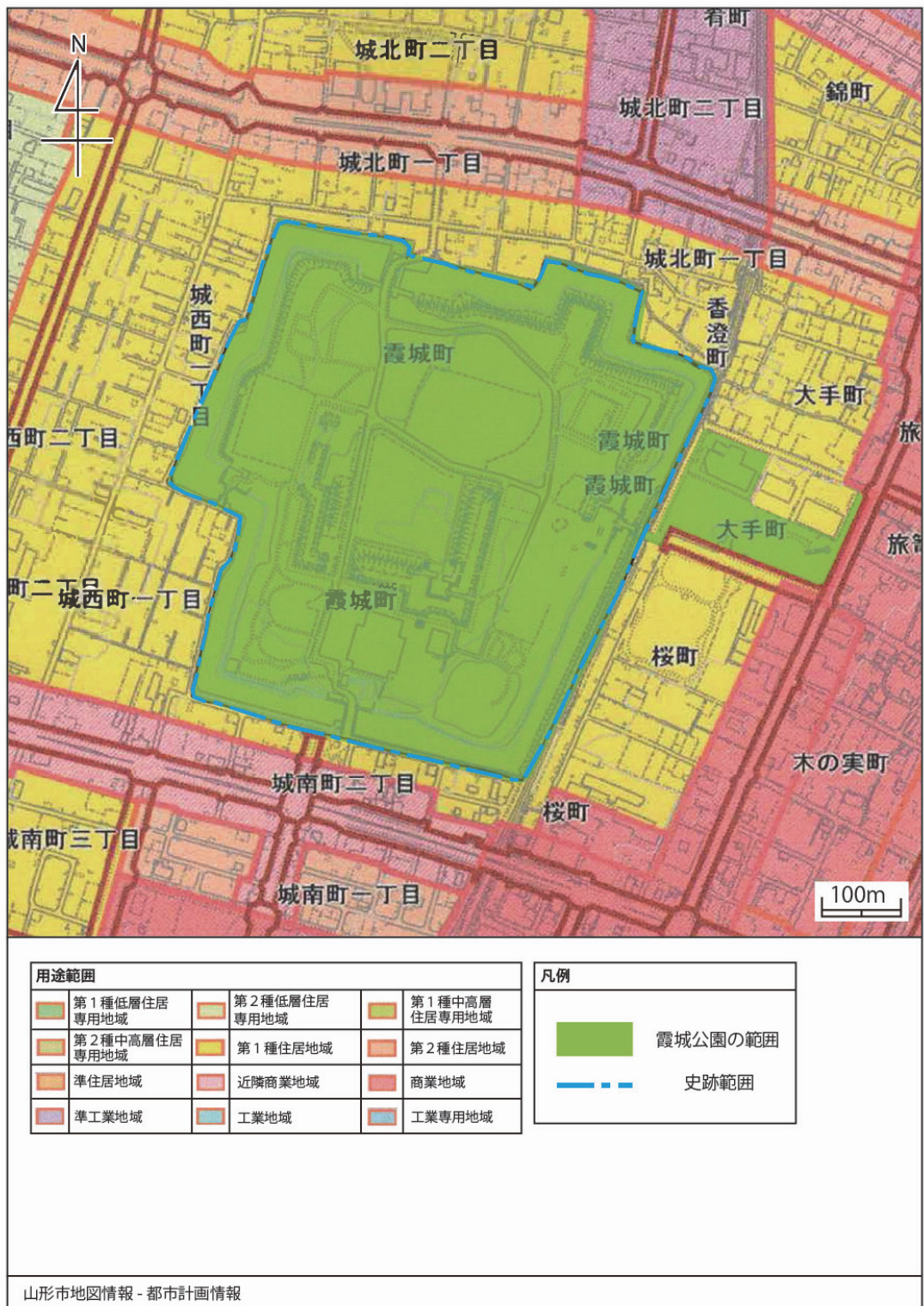
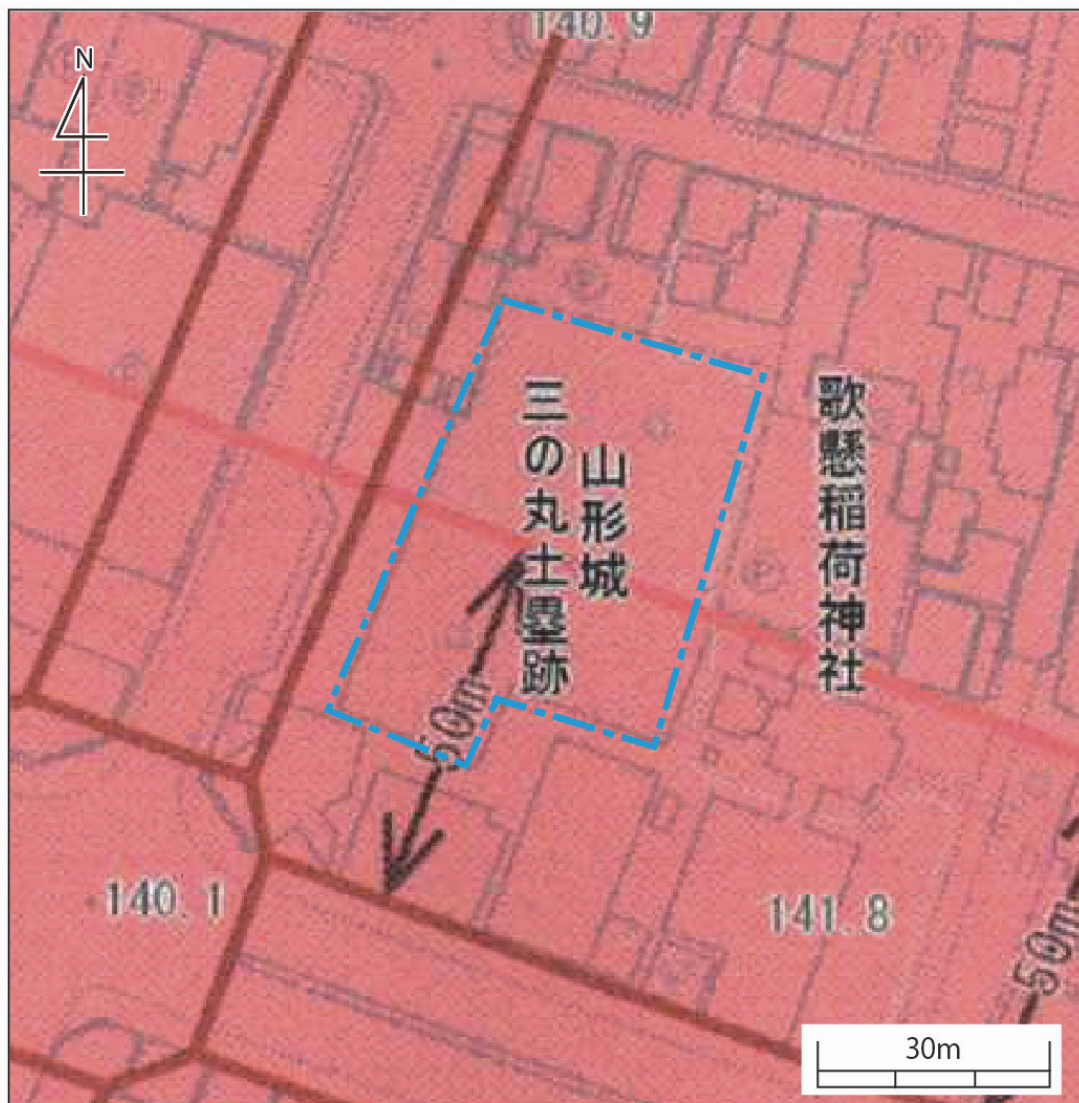


図2-27 史跡山形城跡に係る各種法規制の関連図（本丸・二ノ丸）



用途範囲		
第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域
第2種中高層住居 専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域	商業地域
準工業地域	工業地域	工業専用地域

凡例
— — — 史跡範囲

山形市地図情報 - 都市計画情報

図2-28 史跡山形城跡に係る各種法規制の関連図（三ノ丸）